

令和５年度 決算特別委員会資料請求一覧

資料番号	件 名	請求者	所管
1	小田原市ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想策定準備業務委託仕様書	武松	ゼロカーボン・デジタルタウン推進課
2	過去5年のタウンニュース、神静民報への委託料の金額及び件数の推移(部局別)	井上	広報広聴室
3	各種研修事業の内容と受講アンケートの結果について(令和4年度分)	安野	職員課
4	研修調査派遣の内訳(令和4年度分)	安野	職員課
5	市主催研修計画のテーマ(平成30年度から令和4年度分)	安野	職員課
6	過去5年のアウトリーチ実施校名とその出演者一覧	栗畑	文化政策課
7	広域連携による事業一覧	杉山	企画政策課
8	外部人材登用事業に係る3分野の内容と成果	安野	職員課
9	栄町駐車場賃貸借契約書	杉山	資産経営課
10	企業等立地促進事業費補助金実績について(平成30年度から令和4年度)	小谷	産業政策課
11	令和2年度～令和4年度 いこいの森キャンプ場及びバーベキュー場利用者人数	清水	農政課
12	総合相談支援センター及び基幹相談支援センターの相談件数	稲永	障がい福祉課
13	合理的配慮提供促進事業等	稲永	障がい福祉課
14	生活保護利用者の国ごとの在日外国人の内訳(平成30年度から令和4年度)	武松	生活援護課
15	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費における広告料について(掲載先及び掲載費用)	井上	健康づくり課
16	焼却灰処分委託先概要	武松	環境政策課
17	健幸ポイントの登録者数の推移(令和元年度から令和4年度)	井上	健康づくり課
18	当初予算における新規事業に占める国・県支出金の財源内訳(平成30年度及び令和4年度)	小谷	財政課
19	当初予算における新規事業に占める委託料の内訳(過去5年度分)	小谷	財政課
20	焼却灰等資源化処分等委託料内訳(令和2年度～令和4年度)	寺島	環境政策課
21	「美食のまち」づくり事業における市場調査結果	小谷	観光課
22	手話通訳者等派遣事業(平成30年度～令和4年度)	稲永	障がい福祉課

令和５年度 決算特別委員会資料請求一覧

23	男女共同参画セミナー（過去５年度分の実績）	稲永	人権・男女参画課
24	女性活躍推進講演会（過去２年度分の実績）	稲永	人権・男女参画課
25	人権を考える講演会（過去５年度分の実績）	稲永	人権・男女参画課
26	市長部局の特別職の年間給与及び退職金について	小谷	職員課
27	生活応援隊の実施状況（令和元年度から令和４年度）	安野	福祉政策課
28	要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の人数、金額の推移（平成30年度から令和４年度）	武松	教育指導課
29	小中学校施設維持・管理事業 過去５年間（平成30年度～令和４年度）の学校施設維持修繕料・工事請負費の決算額・件数・主な内容	安野	教育総務課
30	若年者雇用支援事業ジョブスタディにおける、過去５年間（平成30年度から令和４年度）の参加企業数と参加生徒数	稲永	産業政策課
31	おだわら起業スクール（第１回～第８回）実績	小谷	産業政策課
32	タウンセンター３館の過去３年間の利用件数及び利用人数の一覧	寺島	地域政策課
33	タウンセンター３館の主な管理運営業務の仕様書	寺島	地域政策課
34	おだわらイノベーションラボ機能別利用実績（令和３年度及び令和４年度）	小谷	未来創造・若者課
35	ふるさと応援寄附金事業における寄附受入額等の推移（直近５年分）	稲永	企画政策課
36	政策監のスケジュールメモ（予定）（令和４年４月１日から令和５年８月３１日まで）	小谷	未来創造・若者課
37	生涯現役推進事業における就労者数の推移（平成30年度～令和４年度）	安野	未来創造・若者課
38	令和４年度末時点のシニアバンク年代別・性別登録者数	安野	未来創造・若者課
39	学力向上支援事業の状況	桒畑	教育指導課
40	産後ケア事業の利用実績（令和３年度から令和４年度）	角田	子ども若者支援課
41	小田原市公共施設AED救急課所管一覧	楊	救急課
42	「美食のまち」づくりにおける委託料に係る仕様書及び契約書	安野	観光課
43	おだわら市民学校（おだわら学講座）５期生の状況について	角田	生涯学習課
44	性教育講演会の実施状況について（平成30年度から令和４年度）	稲永	保健給食課
45	介護保険第１号被保険者数と要介護（要支援）認定者数の推移（平成30年度から令和４年度）	稲永	高齢介護課

令和5年度 決算特別委員会資料請求一覧

46	学校給食における地場産食材使用率(令和2年度から令和4年度)	楊	保健給食課
47	「美食のまち」づくりにおける美食のまち小田原推進事業委託料の積算根拠	安野	観光課
48	令和3年度及び令和4年度の放課後児童クラブにおける放課後児童支援員等の配置状況	稲永	教育総務課
49	介護保険に係る第1号被保険者の保険料基準月額及び基金取崩額・残高の推移	安野	高齢介護課

小田原市ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想策定準備業務 委託仕様書

1 件名

小田原市ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想策定準備業務

2 適用

本仕様書は、小田原市（以下、「本市」という。）が、受注者に委託する「小田原市ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想策定準備業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

3 業務場所

小田原市荻窪 300 番地小田原市役所内、その他小田原市が指定する場所

4 業務期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

5 業務目的

これまで、本市においては、脱炭素型地域交通モデル（環境省連携事業）や地域マイクログリッド（経済産業省連携事業）をはじめ、先端技術を導入することによる再生可能エネルギーの導入促進等に積極的に取り組んできたところである。

「2050 年脱炭素社会実現」が本市の目標となる中であって、脱炭素型の街づくりと再生可能エネルギーの導入促進を中長期にわたり持続可能な形で進めて行くことが必要不可欠と考えている。

そこで、市内に「脱炭素」と「エネルギーと経済の地域好循環」を実現する新しいモデルタウンを創造し、そこで得られる成果（技術、ノウハウ等）を市内外に横展開することにより、本市の「2050 年脱炭素社会実現」に向けた取組を大きく加速させるとともに、わが国や世界の脱炭素化に貢献することを目指していく。

また、このモデル地域の創造にあたっては、今般、デジタル庁の発足や「小田原市DX推進計画」の策定など、国と本市におけるデジタル化が強力に推進されていることも踏まえ、住民の暮らしに最先端のデジタル技術をうまく取り入れながら、新たな価値を提供するという理念を加えた、「ゼロカーボン・デジタルタウン」を創造していくものである。

本業務は、本市が目指す「ゼロカーボン・デジタルタウン」の創造に向けて令和 5 年度に基本構想を策定するための事前準備作業として、基礎情報の調査、地域特性や課題の把握を行い、実現可能性を考慮しながら必要機能等の基本要件を整理する業務を委託しようとするものである。

6 業務の対象等

(1) モデル地域の想定区域

- ア 場所：小田原少年院跡地（小田原市扇町一丁目4－6）
- イ 面積：約2.5ha
- ウ 所有者：財務省
- エ 用途地域：第二種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）
- オ 高度地区：第2種高度地区（最高限度15メートル）

7 他業務との連携

令和5年度に基本構想を策定するための事前準備作業として、本業務とは別に令和4年度9月頃から令和5年3月末までの期間で「小田原市ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業に係るアドバイザリー業務」（以下「アドバイザリー業務」という。）を発注し、市関係者や民間事業者等と「ゼロカーボン・デジタルタウン」が目指すべき姿の検討等を実施していく。

本業務の実施過程においてアドバイザリー業務の受託者と、本業務の検討に関する相互の情報提供や提案等をはじめとした連携を行いながら業務を履行すること。

8 業務内容

(1) 基礎情報調査

本市を取り巻く現状や地域リソース、昨今の市の取組を確認するとともに、類似取組の先進事例等の調査を行う。

(2) 地域特性や課題・ニーズの把握

対象区域やその周辺部における地域特性や課題を把握・分析するとともに、地域住民等のニーズ調査を行う。

(3) 必要機能やソリューション案の洗い出し

地域特性に沿った課題解決の為に必要となる機能やソリューションの候補を、カーボンニュートラルやデジタルというキーワードを考慮しながら洗い出す。併せてアライアンス先企業候補案を検討する。

(4) 運営組織・体制の検討

本構想を実現させるための組織や推進体制の在り方について、官民の役割分担を考慮しながら整理する。また、組織等の発足に必要なプロセスや手続きを整理していく。

(5) 事業の実現性、採算性の概算検証

ゼロカーボン・デジタルタウン全体を脱炭素化するために必要な発電・蓄電施設の規模をシミュレーションし、事業の実現性や採算性の概算を検証する。

(6) その他

上記の他、小田原市ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想の策定に必要と考えられる調査・検討業務。

(7) 業務報告書作成

(1)～(6)の結果について、業務報告書として取りまとめる。

(8) 業務打合せ等

業務を進めるにあたり、月に1～2回程度本市と受託者で打ち合わせ等を行う。

9 成果物の作成・提出

- (1) 上記8 (1) から (6) までの結果を踏まえ、最終的な成果として業務報告書を取りまとめるとともに、その概要版を作成するものとする。成果品の作成に当たっては、写真、イメージ図、又はグラフ等を活用し、視覚的にわかりやすくすること。

No.	成果物	納品形態
1	業務報告書	それぞれ製本版5部、電子媒体1部 ※電子媒体のファイル形式は、pdf、xlsx、docx、pptxのうちのいずれかの形式とする。
2	業務報告書（概要版）	
3	その他（本市が必要と認める書類）	

10 実施体制

- (1) 業務責任者

本市との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者を配置すること。

- (2) 人員配置

業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り、プロジェクトメンバーは固定化するよう努めること。

なお、本市が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

11 注意事項

- (1) 本市の条例、規則等を遵守し、本市の立場に立ち業務を遂行すること。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。
- (2) 資料の作成にあたっては、社会情勢、新たな技術、国・県の動向等について積極的に調査、把握し、作業を行うこと。
また、本事業が市民をはじめ多くのステークホルダー等へ周知、共有されることを踏まえ、平易な文章作成を心がけるとともに、適切な図表等を用いることにより、伝わることに重点を置いたデザインとすること。
- (3) 受託者が作業するための環境(作業場所、機器等)は、原則として提供しないが、本市や関係事業者との会議を行うための会議室の会場については、本市が用意する。
また、業務の遂行にあたり、必要となる消耗品、交通費、関係者の派遣等に要する費用については、受託者の負担とする。
- (4) 秘密保持に係る誓約書、入室に要する入庁届など、書面の提出が必要となる場合には、本市の指示により提出すること。
- (5) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに本市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、小田原市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。
- (7) その他、業務の実施に必要な作業要件については、本市と受託者が双方協議により定め、これを遵守すること。
- (8) 本業務の実施に当たり、必要と思われる資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲内で行う。

- (9) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報及び機密に属する情報を、受託者の担当外部部門及び連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行に当たり本市が提供する資料及びデータに関する取扱いも同様とし、業務完了の際に納品物とともに返却すること。また、受託者は、この契約を履行する受託者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。
- (10) 受託者は、本業務を処理するため、本市から引き渡された原票、資料、貸与品等を、本市の許諾なくして複写又は複製してはならない。
- (11) 受託者は、この契約の履行に必要な受託業務の内容を、他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を、第三者に提供してはならない。
- (12) 受託者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。
- (13) 記録媒体上への情報の消去
受託者は、契約目的物の作成のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報保有及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時における本市の検査終了後に全て消去し、作業完了報告をすること。また、契約解除の場合においては、速やかに全て消去すること。
- (14) 成果物の権利
ア 契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てない。
イ 本仕様による成果物の一切の権利は本市に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作権人格権が残存する場合においては、その内容を納品時に全て明示し、その権利を行使する場合には、本市の承諾を要するものとする。
ウ 受託者は、本仕様による成果物が、本市以外の者の著作権等の権利を侵害しないことを確認するものとする。

12 その他、契約前の個別協議を経て追加する事項

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、本市と受託者で協議し、進めることとする。

決算特別委員会請求資料 2 広報広聴室

●過去5年のタウンニュース、神静民報への委託料の金額及び件数の推移（部局別）

タウンニュース

	広報広聴室		企画部		総務部		経済部	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成30年度	1	231,750					2	129,600
令和元年度	1	236,042			1	95,700	4	404,280
令和2年度	3	1,330,000					2	2,398,000
令和3年度	6	1,629,068	2	255,000				
令和4年度	12	2,772,770	1	110,000				

神静民報

	広報広聴室	
	件数	金額
平成30年度		
令和元年度		
令和2年度	2	1,324,074
令和3年度	3	1,571,574
令和4年度	11	2,314,074

タウンニュース・神静民報合計

	広報広聴室		企画部		総務部		経済部	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成30年度	1	231,750					2	129,600
令和元年度	1	236,042			1	95,700	4	404,280
令和2年度	5	2,654,074					2	2,398,000
令和3年度	9	3,200,642	2	255,000				
令和4年度	23	5,086,844	1	110,000				

各種研修事業の内容と受講アンケートの結果について（令和4年度分）

研 修 名 等	対 象 者	科 目 ・ 内 容 等	研修講師	受講者数	受講者アンケート結果（5点満点）			
					講義が役に立つものだったか	講師の教え方は理解できたか	講義時間は適切か？	全体的に研修内容は良かったか
新採用職員研修	新採用職員	市長講話、地方公務員法、市総合計画、接遇等	職員	53	-	-	-	-
主事昇任前研修	次年度主事昇任有資格者	小田原市のまちづくりと総合計画、地方自治制度、接遇態度の確認、地方財政制度、地方議会制度、地方税制度、企画力開発、会計事務、行財政改革、地方公務員制度、公務員倫理、法令と行政、文書事務、人権、ハラスメント	職員	41	-	-	-	-
住民対応力向上研修	主事昇任1年目職員	住民の立場に立つて考えることの重要性を理解し、クレーム対応のスキルを高めるとともに、組織対応力の強化を図る。	外部講師（研修業者）	25	4.3	4.3	3.6	4.3
タイムマネジメント研修	主事昇任1年目職員	適正なスケジュール、徹底した事前準備及びコミュニケーションを実現するための方法論を理解した上で、業務効率を高める。	外部講師（個人）	61	4.4	4.3	4.4	4.4
プレゼンテーション研修	主事昇任2年目職員	プレゼンテーション能力開発	外部講師（個人）	45	4.3	4.6	4.4	4.5
民法研修	主事昇任3年目職員	民法の基礎知識習得	eラーニング	24	3.8	3.6	3.5	3.7
行政法研修	主事昇任4年目職員	行政法の基礎知識習得	eラーニング	27	4.1	4.1	3.9	4.0
主事Ⅴ研修	主事昇任5年目職員	政策形成のための基礎知識・手法の習得	eラーニング	31	4.0	4.6	4.1	4.1
主任Ⅰ研修	新任主任	法制執務に関する基礎的な知識を身につけ、条例・規則等の立案と適正な法令の執行能力を習得	外部講師（研修業者）	31	4.3	4.1	4.0	4.4
主任Ⅱ研修	主任昇任2年目職員	合意形成や相互理解をサポートする能力を養うことで、係内のリーダーとして職場の活性化や意見の調整を図る。（ファシリテーション研修）	外部講師（研修業者）	22	3.9	4.3	2.6	3.9
主査研修	新任主査	職場リーダーとなる主査としての立場の意識（キャプテンシー）を高め、職場全体を巻き込み行動できる具体的手法を習得	外部講師（研修業者）	44	3.9	4.4	3.9	4.1
新任監督者研修	新任監督者	市長講話、公務員倫理、監督者の立場・役割の確認と組織リーダー研修	①職員 ②外部講師（研修業者） ③動画視聴 ④大学講師	21	4.3	4.4	3.6	4.3
新任副課長研修	新任副課長	コンプライアンスの基礎知識の確認や具体的な事例の検証を行う。管理者としての職場内の倫理意識の向上や職場管理の改善を図る。	外部講師（研修業者）	10	4.8	4.9	5.0	4.8
新任課長研修	新任課長	変革時代における管理者の危機管理意識と組織活性化研修、職場のメンタルヘルスマネジメントの必要性を理解し、部下・後輩のメンタルヘルス対応法（＝ラインケア）を学ぶ。	①eラーニング ②外部講師（研修業者）	13	4.6	5.0	3.6	4.8
部局長研修	市長～副部局長	R4 職場におけるハラスメント防止の意識醸成を図る。	大学講師	52	-	-	-	-
ライフプランセミナー	定年退職予定者	ライフプラン設計のための各種制度や手続き等の説明	職員	36	-	-	-	-
技能・業務職員研修	技能・業務職員（主査・主任）	公務員に求められる義務と責任、不祥事防止のための危機管理	eラーニング	3	-	-	-	-
会計年度任用職員研修	会計年度任用職員	職員としての義務、公務員としての倫理観、接遇の基本事項・接遇マインドの習得	eラーニング	17	4.7	4.7	4.3	4.7

研 修 名 等	対 象 者	科 目 ・ 内 容 等	研修講師	受講者数	受講者アンケート結果（５点満点）			
					講義が役に立つものだったか	講師の教え方は理解できたか	講義時間は適切か？	全体的に研修内容は良かったか
交通安全啓発講演会	全職員	内容「運転者の心得と義務～人にやさしい安全運転～」	動画視聴	124	-	-	-	-
公務員倫理研修	全職員	公務員に求められる義務と責任、不祥事防止のための危機管理	eラーニング	94	4.2	4.5	4.2	4.2
男女共同参画社会講演会	全職員	R4講演会タイトル「性的マイノリティ理解促進講演会」	外部講師（NPO法人）	65	-	-	-	-
歴史まちづくり研修（まち歩き研修）	対象課所属職員	小田原市の歴史的風致について幅広い知識を習得し、今後のまちづくりへの推進を図る。	職員	29	-	-	-	-
文書力向上研修	希望者（主事補から主任級）	的確かつ簡潔な「伝える力」を身につける。 「読み手」の視点に立った分かりやすい文書の作成力の向上を図る	外部講師（研修業者）	73	4.7	4.4	3.6	4.6
旅費（市外出張）事務研修（実務研修）	全職員	旅費事務の基本的・実務的な知識の習得	動画視聴	81	-	-	-	-
課題研修（ハラスメント防止研修）	管理監督者級職員	管理監督者としてのハラスメント防止に対する役割・行動を改めて認識するとともに、職場におけるハラスメント防止の意識醸成	eラーニング	136	-	-	-	-

研修調査派遣の内訳（令和4年度分）

No.	課	視察先
1	小田原消防署警防第1課	霧島市消防局（鹿児島県霧島市）
2	まちづくり交通課	大歩危峡まんなか観光遊覧船多目的ホール（徳島県三好市）
3	未来創造・若者課	①泉大津市役所（大阪府泉大津市） ②（仮称）小松公園（大阪府泉大津市） ③茨木市役所（大阪府茨木市） ④I B A L A B @ 広場（大阪府茨木市） ⑤安満遺跡公園（大阪府高槻市）
4	公営事業部事業課	武雄競輪場（オッズパーク武雄）（佐賀県武雄市）
5	地域政策課	①いちのせき市民活動センター（岩手県一関市） ②仙台市市民活動サポートセンター（宮城県仙台市）
6	防災対策課	①倉敷市役所防災推進課、阿津防災備蓄倉庫（岡山県倉敷市） ②四日市市役所（三重県四日市市）
7	文化財課	明石市立文化博物館、明石城跡（兵庫県明石市）
8	生活援護課	松戸市役所（福祉事務所）（千葉県松戸市）
9	農政課	田辺市周辺木材関係施設（和歌山県田辺市）
10	小田原城総合管理事務所	備中松山城（岡山県高梁市）
11	都市政策課	富山市役所（富山県富山市）
12	道水路整備課	三条市役所（新潟県三条市）
13	足柄消防署警防第1課 足柄消防署警防第2課	①宇都宮市消防局（栃木県宇都宮市） ②高崎市消防局（群馬県高崎市）
14	小田原消防署警防第1課	豊田市消防本部（愛知県豊田市）
15	足柄消防署警防第2課	①門真市消防組合本部（大阪府門真市） ②岡崎市消防本部（愛知県岡崎市）
16	人権・男女共同参画課	①広島市人権啓発課（広島県広島市） ②広島県県地域政策局国際課（広島県広島市）
17	小田原消防署警防第2課	岡山市消防局（岡山県岡山市）
18	地域政策課	①島田市地域生活部市民協働課（静岡県島田市） ②豊川市市民部市民協働国際課（愛知県豊川市）
19	建設政策課	①魚浜港他（宮城県気仙沼市） ②気仙沼地方振興事務所（宮城県気仙沼市）
20	環境政策課	白鷹町役場（山形県西置賜郡白鷹町）

(参考) 令和4年度 市町村アカデミー (千葉県幕張市)

No.	課	研修内容
1	総務課	法務実務A (基礎)
2	未来創造・若者課	政策の最先端
3	企画政策課	事業推進のためのデータ活用
4	資産税課	固定資産税課税事務 (家屋)
5	市税総務課 (2人派遣)	市町村税徴収事務
6	保険課	職場のリーダー養成講座

市主催研修計画のテーマ（平成30年度から令和4年度分）

○ 階層別研修

研修名（階層）	平成30年度	平成31年度/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	科目				
新採用職員研修	基本研修Ⅰ	基本研修Ⅰ	基本研修Ⅰ	基本研修Ⅰ	基本研修Ⅰ
	OJT研修	OJT研修	【動画】OJT研修	OJT研修	OJT研修
	接遇研修	接遇研修	接遇研修	接遇研修	接遇研修
	施設見学	施設見学	【中止】施設見学	施設見学	施設見学
	体験学習	体験学習	【中止】体験学習（ごみ収集）	体験学習（ごみ収集）	体験学習（ごみ収集）
					林間研修
	基本研修Ⅱ（宿泊研修）	基本研修Ⅱ（宿泊研修）	【中止】基本研修Ⅱ（宿泊研修）		
	まち歩き研修	まち歩き研修	【中止】まち歩き研修	まち歩き研修	まち歩き研修
	情報セキュリティ研修	情報セキュリティ研修	情報セキュリティ研修	情報セキュリティ研修	情報セキュリティ研修
	文書事務研修	文書事務研修	【動画】文書事務研修	文書事務研修	文書事務研修
主事昇任前研修	普通救命講習会	普通救命講習会	普通救命講習会	普通救命講習会	普通救命講習会
	基本研修	基本研修	基本研修	基本研修	基本研修
	議会傍聴	議会傍聴	議会傍聴	議会傍聴	議会傍聴
主事Ⅰ研修	住民対応向上研修	住民対応向上研修	住民対応向上研修	住民対応向上研修	住民対応向上研修
	タイムマネジメント研修	タイムマネジメント研修	タイムマネジメント研修	タイムマネジメント研修	タイムマネジメント研修
主事Ⅱ研修	プレゼンテーション研修	プレゼンテーション研修	プレゼンテーション研修	プレゼンテーション研修	プレゼンテーション研修
	税務事務研修				
主事Ⅲ研修	民法研修	民法研修	【動画】民法研修	民法研修	民法研修
主事Ⅳ研修	行政法研修	行政法研修	【動画】行政法研修	行政法研修	行政法研修
主事Ⅴ研修	政策形成研修	政策形成研修	政策形成研修	政策形成研修	政策形成研修
主任Ⅰ研修	法務事務研修	法制執務基礎研修	法制執務基礎研修	法制執務基礎研修	法制執務基礎研修
主任Ⅱ研修	ファシリテーション研修	ファシリテーション研修	ファシリテーション研修	ファシリテーション研修	ファシリテーション研修
主査研修	マネジメント研修	マネジメント研修	マネジメント研修	マネジメント研修	マネジメント研修
新任監督者研修	基本研修	基本研修	基本研修	基本研修	基本研修
	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス研修	【動画】メンタルヘルス研修	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス研修
	コーチング研修	コーチング研修	コーチング研修	コーチング研修	コーチング研修
	チームビルディング研修	チームビルディング研修	チームビルディング研修	チームビルディング研修	チームビルディング研修
	財務・契約・庶務・旅費事務研修	財務・契約・庶務・旅費事務研修	財務・契約・庶務・旅費事務研修	財務・契約・庶務・旅費事務研修	財務・契約・庶務・旅費事務研修
新任副課長研修	マネジメント研修	マネジメント研修	【中止】マネジメント研修	マネジメント研修	マネジメント研修
新任管理者研修	マネジメント研修	マネジメント研修	【中止】マネジメント研修	マネジメント研修	マネジメント研修
	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス研修
管理者研修			【中止】リーダーシップ研修		
部局長研修	トップマネジメント研修	トップマネジメント研修	トップマネジメント研修	トップマネジメント研修	トップマネジメント研修
技能・業務職員研修	公務員倫理研修と同時開催	公務員倫理研修と同時開催	公務員倫理研修と同時開催	公務員倫理研修と同時開催	公務員倫理研修と同時開催
セルフケア研修	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス研修
ライフプランセミナー	ライフプランセミナー	ライフプランセミナー	ライフプランセミナー	ライフプランセミナー	ライフプランセミナー
職場研修指導者研修	職場研修指導者研修	職場研修指導者研修	職場研修指導者研修	職場研修指導者研修	職場研修指導者研修
臨時的任用職員研修	公務員倫理・接遇研修	公務員倫理・接遇研修	公務員倫理・接遇研修	公務員倫理・接遇研修	公務員倫理・接遇研修

○ 課題別研修

	平成30年度	平成31年度/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
意識啓発型研修	人権研修	人権研修	人権研修	人権研修	
	公務員倫理研修	公務員倫理研修	公務員倫理研修	公務員倫理研修	公務員倫理研修
	交通安全啓発講演会	交通安全啓発講演会	交通安全啓発講演会	交通安全啓発講演会（動画視聴）	交通安全啓発講演会（動画視聴）
	協働講演会	協働講演会	協働講演会	協働講演会	協働講演会
		働き方改革講演会	働き方改革講演会	働き方改革講演会	働き方改革講演会
				ハラスメント防止研修	ハラスメント防止研修
					予算担当者研修
課題解決型研修	認知症サポーター研修	認知症サポーター研修	認知症サポーター研修	認知症サポーター研修	認知症サポーター研修
	政策課題研修	政策課題研修	【中止】政策課題研修	異業種交流研修（実施未定）	
	異業種交流研修	異業種交流研修	【中止】異業種交流研修		
	人材マネジメント部会による取組	人材マネジメント部会による取組	人材マネジメント部会による取組	人材マネジメント部会による取組	人材マネジメント部会による取組
				ブラチナ構想スクールによる取組	ブラチナ構想スクールによる取組
			クロスメンター制度	クロスメンター制度	クロスメンター制度
	コーチングスキル等を活用した職員意識改革の取組	コーチングスキル等を活用した職員意識改革の取組			

過去 5 年のアウトリーチ実施校名とその出演者一覧

< 令和 4 年度（2022 年度） >

No.	学校名	出演者	
1	足柄小学校	器楽	東京都交響楽団
2	桜井小学校	和太鼓	打楽
3	富士見小学校	打楽器	T O N E S
4	山王小学校	美術	横井山泰
5	小田原養護学校	打楽器	バケツドラマー M A S A
6	豊川小学校	和太鼓	打楽
7	町田小学校	器楽	S P I C Y 4
8	矢作小学校	演劇	チリアクターズ
9	富水小学校	能楽	小田原こども能楽クラブ
10	千代小学校	声楽	村山舞
11	曾我小学校	打楽器	A S A - C H A N G
12	下中小学校	器楽	ピアノトリオ
13	国府津小学校	和太鼓	打楽
14	早川小学校	和太鼓	英哲風雲の会
15	東富水小学校	打楽器	T O N E S
16	芦子小学校	器楽	ピアノトリオ
17	大窪小学校	和太鼓	打楽
18	前羽小学校	声楽	菊池慈生
19	酒匂小学校	美術	朝比奈賢
20	片浦小学校	器楽	小島ケイタニーラブ・宮内優里
21	新玉小学校	打楽器	T O N E S
22	下府中小学校	打楽器	バケツドラマー M A S A
23	白山中学校	打楽器	バケツドラマー M A S A

＜令和３年度（2021 年度）＞

No.	学校名	出演者	
1	小田原養護学校	器楽	S P I C Y 4
2	片浦小学校	美術	横井山泰
3	富士見小学校	ダンス	松岡大
4	矢作小学校	器楽	小野唯・永井李枝・石井沙和子
5	足柄小学校	バレエ	スターダンサーズ・バレエ団
6	前羽小学校	演劇	チリアクターズ
7	富水小学校	和太鼓	英哲風雲の会
8	国府津小学校	演劇	チリアクターズ
9	東富水小学校	ダンス	松岡大
10	下中小学校	ダンス	松岡大
11	町田小学校	声楽	ベイビーブー
12	芦子小学校	声楽	ベイビーブー
13	新玉小学校	声楽	ベイビーブー
14	白山中学校	打楽器	バケツドラマーMASA
15	下府中小学校	声楽	菊地慈生・原亜希子・加藤千里
16	桜井小学校①	器楽	小島ケイタニーラブ・宮内優里
17	桜井小学校②	器楽	小島ケイタニーラブ・宮内優里

＜令和２年度（2020 年度）＞

No.	学校名	出演者	
1	富士見小学校	打楽器	バケツドラマーMASA
2	片浦小学校	美術	朝比奈賢
3	新玉小学校①	器楽	小野唯・細井唯・永井李枝
4	下曽我小学校	打楽器	TONES
5	新玉小学校②	美術	横井山泰
6	東富水小学校	器楽	舟山奏・川口さくら・松崎颯太・久保創
7	山王小学校	演劇	綾田将一
8	下中小学校	声楽	菊地慈生・原亜希子・加藤千里
9	白山中学校	打楽器	バケツドラマーMASA
10	町田小学校	和太鼓	英哲風雲の会
11	酒匂小学校	打楽器	TONES
12	早川小学校①	演劇	チリアクターズ
13	前羽小学校	打楽器	バケツドラマーMASA
14	千代小学校	バレエ	スターダンサーズ・バレエ団
15	早川小学校②	器楽	SPICY4
16	久野小学校	和太鼓	英哲風雲の会
17	下府中小学校	演劇	チリアクターズ
18	国府津小学校	打楽器	バケツドラマーMASA
19	曽我小学校	和太鼓	打楽

＜令和元年度（2019 年度）＞

No.	学校名	出演者	
1	小田原養護学校	器楽	S P I C Y 4
2	新玉小学校	影絵	劇団かかし座
3	矢作小学校	バレエ	スターダンサーズ・バレエ団
4	富士見小学校	器楽	舟山奏・菊地貴子・永井李枝
5	片浦小学校	美術	バルトシュ・フロンチェク・朝比奈賢
6	三の丸小学校	和太鼓	英哲風雲の会
7	芦子小学校	器楽	小野唯・細井唯・永井李枝
8	桜井小学校	声楽	菊地慈生・原亜紀子・加藤千里
9	下曾我小学校	影絵	劇団かかし座
10	豊川小学校	和太鼓	英哲風雲の会
11	報徳小学校	打楽器	バケツドラマーM A S A
12	下府中小学校	和太鼓	英哲風雲の会
13	町田小学校	打楽器	バケツドラマーM A S A
14	千代小学校	声楽	稲村麻衣子
15	曾我小学校	器楽	S P I C Y 4
16	富水小学校	声楽	村山舞・菊地貴子・中根希子
17	片浦小学校	声楽	稲村麻衣子
18	酒匂小学校	打楽器	バケツドラマーM A S A
19	前羽小学校	ダンス	井上大輔
20	国府津小学校	器楽	中根希子・舟山奏・江上靖・菊地貴子
21	東富水小学校	和太鼓	打楽
22	大窪小学校	打楽器	T O N E S
23	早川小学校	打楽器	A S A - C H A N G
24	白山中学校	演劇	チリアクターズ

<平成 30 年度（2018 年度）>

No.	学校名	出演者	
1	小田原養護学校	打楽器	T O N E S
2	新玉小学校	声楽	菊地貴子・村山舞
3	下中小学校	打楽器	T O N E S
4	矢作小学校	和太鼓	英哲風雲の会
5	豊川小学校	打楽器	大久保宙
6	下曽我小学校	和太鼓	打楽
7	久野小学校	打楽器	バケツドラマーM A S A
8	桜井小学校	美術	三ツ山一志
9	富士見小学校	バレエ	スターダンサーズ・バレエ団
10	報徳小学校	声楽	菊地貴子・村山舞
11	酒匂小学校	和太鼓	打楽
12	千代小学校	声楽	秦貴美子
13	東富水小学校	打楽器	バケツドラマーM A S A
14	下府中小学校	声楽	菊地貴子
15	三の丸小学校	器楽	S P I C Y 4
16	曾我小学校	和太鼓	英哲風雲の会
17	町田小学校	打楽器	T O N E S
18	足柄小学校	和太鼓	英哲風雲の会
19	前羽小学校	和太鼓	英哲風雲の会
20	芦子小学校	打楽器	バケツドラマーM A S A
21	早川小学校	器楽	チャイカ・トリオ
22	大窪小学校	ダンス	井上大輔
23	片浦小学校	民族音楽	A 0 Show
24	富水小学校	打楽器	バケツドラマーM A S A
25	国府津小学校	器楽	チャイカ・トリオ
26	白山中学校	落語	柳家三三

広域連携による事業一覧

NO	事業	実施組織	構成市町等	事務局
1	神奈川県西部広域行政協議会運営事業	神奈川県西部広域行政協議会	県西地域2市8町	小田原市 (企画政策課)
2	①研修会開催事業 ②担当者会議 ③公共施設無料チケットの広報記事相互掲載	神奈川県西部広域行政協議会広報部会	県西地域2市8町	①小田原市以外1市8町による輪番制 ②③小田原市 (広報広聴室)
3	職員共同研修	神奈川県西部広域行政協議会職員研修部会	県西地域2市8町	小田原市 (職員課)
4	防災対策研究	神奈川県西部広域行政協議会防災部会	県西地域2市8町	小田原市 (防災対策課)
5	①広域的なグリーンカーテン普及事業 ②環境所管課長会議 ③環境教室の開催	神奈川県西部広域行政協議会環境部会	県西地域2市8町	小田原市 (環境政策課)
6	都市・地域総合交通戦略に係る施策事業及びバスマップ製作事業	神奈川県西部広域行政協議会都市交通部会	県西地域2市8町	小田原市 (まちづくり交通課)
7	防犯パトロール、防犯啓発活動	小田原地方防犯協会	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市 (地域安全課)
8	防犯パトロール、防犯啓発活動	小田原警察署管内防犯指導員協議会	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の各防犯指導員	小田原市 (地域安全課)
9	神奈川県西部地域ミュージアムの交流・情報交換	神奈川県西部地域ミュージアムズ連絡協議会	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町などにおける民間も含めたミュージアム施設	神奈川県(神奈川県立生命の星・地球博物館)
10	城下町おだわらツーデーマーチ	城下町おだわらツーデーマーチ実行委員会	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市 (スポーツ課)
11	ごみ処理広域化事業	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市 (環境政策課)
12	小田原市斎場整備運営事業	小田原市斎場に係る委託事務連絡会議	小田原市・南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町	小田原市 (環境保護課)
13	福祉有償運送(NPO等が、要介護者など移動をすることが困難な人を対象に、通院などを目的に有償で行う移送サービス)	県西地区福祉有償運送運営市町共同運営協議会	県西地域2市8町	2市8町で輪番制 (高齢介護課)
14	認知症をにんちしよう会	認知症をにんちしよう会	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町をはじめ、当該地区で活動する医療・福祉・介護の専門職団体	小田原市 (高齢介護課)
15	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会(兼:障害者差別解消支援地域協議会 H28.4～)	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町	小田原市 (障がい福祉課)
16	糖尿病週間行事	糖尿病週間実行委員会	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市 (健康づくり課)
17	小田原・南足柄地域経済活性化広域連携事業	小田原・南足柄甘味摘み実行委員会	小田原市、南足柄市	小田原市 (産業政策課)
18	広域連携観光推進事業	西さがみ観光協議会	小田原市、南足柄市、箱根町、真鶴町、湯河原町	輪番制 (観光課)

NO	事業	実施組織	構成市町等	事務局
19	有害鳥獣対策事業	県西地域鳥獣対策協議会	県西地域2市8町、神奈川県、猟友会。かながわ西湘農業協同組合、森林組合など	神奈川県県西地域 県政総合センター
20	地域森林・林業再生推進事業	県西地域森林・林業再生推進協議会	県西地域2市8町、神奈川県、県西森林組合、県森林組合連合会など	神奈川県県西地域 県政総合センター
21	県西地域空き家利活用調査研究事業	県西地域空き家利活用促進協議会	県西地域2市8町	輪番制 (都市政策課)
22	山北開成小田原線及び(仮称)酒匂右岸幹線必要性検討	酒匂川右岸縦貫道路(仮称)建設検討連絡会	小田原市、南足柄市、山北町、開成町	南足柄市
23	県西地区消防行政協議会	県西地区消防行政協議会	小田原市、箱根町、湯河原町	小田原市 (消防総務課)
24	教育委員の研修等	西湘地区教育委員会連合会	県西地域2市8町	小田原市・南足柄市 とで2年交替 (教育総務課)
25	校内衛生活動によるインフルエンザ予防効果を把握する広域連携事業	インフルエンザ予防効果の把握に係る広域連携協議会	小田原市、松田町、真鶴町、箱根町	小田原市 (保健給食課)
26	地域安心安全ユビキタスポータル	—	小田原市、南足柄市、湯河原町	小田原市 (デジタルイノベーション課)
27	公共施設予約システム	—	小田原市、南足柄市	小田原市 (デジタルイノベーション課)
28	小田原市消費生活センターの運営	—	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市 (地域安全課)
29	広域証明発行サービス	—	小田原市・南足柄市・大井町・松田町・箱根町	小田原市 (戸籍住民課)
30	おだわら・はこね家族会	—	小田原市、箱根町	共催 (高齢介護課)
31	認知症初期集中支援事業	—	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	共催 (高齢介護課)
32	多職種共同研修	—	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、小田原医師会	共催 (高齢介護課)
33	歯科二次診療所管理運営事業	—	県西地域2市8町	小田原市 (障がい福祉課)
34	障害者就業・生活支援センター運営費補助事業	—	県西地域2市8町	小田原市 (障がい福祉課)
35	障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業	—	中井町を除く県西地域2市7町	小田原市 (障がい福祉課)
36	障害者相談支援事業	—	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町	小田原市 (障がい福祉課)
37	障害支援区分認定審査会運営事業	—	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町	小田原市 (障がい福祉課)
38	地域活動支援センター事業費補助事業(主に精神障がい者)	—	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町	小田原市 (障がい福祉課)
39	基幹相談支援センター運営事業	—	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町	小田原市 (障がい福祉課)
40	休日・夜間急患診療所運営事業	—	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市 (健康づくり課)
41	広域二次病院群輪番制運営事業	—	県西地域2市8町	小田原市 (健康づくり課)
42	食育サポートメイト養成講座事業	—	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	輪番制 (健康づくり課)
43	二市八町境界確定等実務勉強会	—	県西地域2市8町	小田原市 (土木管理課)

NO	事業	実施組織	構成市町等	事務局
44	県西地域水道事業連絡会	—	県西地域2市8町	小田原市 (経営総務課)
45	県西地域活性化プロジェクト	県西地域活性化推進協議会	県西地域2市8町、神奈川県、商工関係団体、農林水産関係団体、観光関係団体、金融機関、学識者、企業	神奈川県
46	S.K.Y広域圏推進事業	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議	圏域38市町村	輪番制 (企画政策課)
47	県西DMO事業	かながわ西観光コンベンションビューロー	県西地域2市8町、他民間企業等63団体(神奈川県はオブザーバー)	民間運営
48	箱根ジオパーク構想連携推進事業	箱根ジオパーク推進協議会	神奈川県、小田原市、南足柄市、箱根町、真鶴町、湯河原町ほか各種団体	箱根町
49	電子申請システム	神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会	神奈川県および県内市町村31団体	神奈川県
50	会議及び研修会 (公共・公益事業に伴う用地取得)	関東地区用地対策連絡協議会	関東地区の公共・公益事業者46会員	国土交通省関東地方整備局
51	会議及び事務研究会 (管財事務)	湘南八市管財事務研究会	平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、南足柄市	輪番制 (資産経営課)
52	軽自動車税申告書仕分け作業	相模・湘南車検管内市軽自動車税協議会	相模・湘南車検管内市	輪番制 (市税総務課)
53	不動産の共同公売	神奈川県地方税収対策推進協議会	神奈川県内市町村、神奈川県	神奈川県
54	不動産の共同公売	県西地区徴収対策連絡協議会	県西地域2市8町、神奈川県	県税事務所
55	租税教育の推進	西湘地区租税教育推進協議会	小田原税務署管内の各市町教育委員会・税務所管課、県税事務所・県西教育委員会、税理士等関係団体	小田原税務署
56	空中写真の共同入手	神奈川県空中写真共同入手推進協議会	小田原市・平塚市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町・中井町・大井町・松田町・山北町・箱根町・真鶴町・湯河原町・愛川町・開成町・清川村・南足柄市	神奈川県土地改良事業団体連合会
57	防犯指導員研修会	県西地区防犯指導員連絡協議会	小田原市、伊勢原市、秦野市、平塚市、足柄上地区、大磯・二宮町(県西地区の各警察署管内)の各防犯指導員	輪番制 (地域安全課)
58	会議 (神奈川県交通安全対策)	神奈川県交通安全対策協議会	県警、県内市町村、交通安全関係団体	神奈川県
59	会議 (湘南地域交通安全対策)	湘南地域交通安全対策連絡協議会	小田原市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、南足柄市、寒川町	輪番制 (地域安全課)
60	会議・研修会 (防災事務)	湘南七市四町防災事務連絡協議会	小田原市・南足柄市・平塚市・茅ヶ崎市・鎌倉市・藤沢市・逗子市・二宮町・寒川町・葉山町・大磯町	輪番制 (防災対策課)
61	全国報徳サミット	全国報徳研究市町村協議会	南相馬市・相馬市・飯舘村・浪江町・大熊町・豊頃町・筑西市・桜川市・那須烏山市・日光市・茂木町・真岡市・小田原市・秦野市・掛川市・御殿場市・大台町	輪番制 (生涯学習課)

NO	事業	実施組織	構成市町等	事務局
62	嚶鳴フォーラム	嚶鳴協議会	恵那市・大野町・沖縄市・小田原市・金石市・木曽町・高鍋町・多久市・東海市・長野市・日田市・養父市・米沢市	輪番制 (生涯学習課)
63	神奈川県博物館協会	神奈川県博物館協会	神奈川県内の博物館及び博物館に準ずる施設	神奈川県(神奈川県立歴史博物館)
64	神奈川県図書館協会運営事業	神奈川県図書館協会	県内公共図書館78館 県内大学図書館44館 県内専門図書館13館	神奈川県立図書館
65	酒匂川水系保全協議会	酒匂川水系保全協議会	神奈川県・静岡県・小田原市・秦野市・南足柄市・御殿場市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・小山町・酒匂川流域企業等会員	小田原市 (環境保護課)
66	神奈川県火葬行政連絡協議会	神奈川県火葬行政連絡協議会	神奈川県・県内市町村・県内火葬場運営の事務組合	神奈川県
67	海岸美化対策県・市町連絡会議	海岸美化対策県・市町連絡会議	神奈川県、相模湾沿岸市町、(公財)かながわ海岸美化財団	神奈川県
68	西湘地区公害行政研究会	西湘地区公害行政研究会	小田原市、南足柄市、秦野市、伊勢原市	輪番制 (環境保護課)
69	湘南四市収集運搬業務関係課連絡協議会	湘南四市収集運搬業務関係課連絡協議会	小田原市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市	輪番制 (環境事業センター)
70	ねんりんピック開催事業	ねんりんピックかながわ2022 小田原市実行委員会	小田原市、南足柄市、神奈川県ソフトテニス連盟、小田原ソフトテニス協会、神奈川県ソフトボール協会、小田原ソフトボール協会、小田原市体育協会、小田原市スポーツ推進委員協議会、小田原市社会福祉協議会、小田原市老人クラブ連合会、小田原市自治会総連合、小田原箱根商工会議所、小田原市商店街連合会、小田原市観光協会、小田原医師会、小田原市か医師会、小田原薬剤師会、小田原市赤十字奉仕団、さがみ信用金庫	小田原市 (高齢介護課)
71	若年性認知症普及啓発事業	小田原・箱根・真鶴・湯河原の一市三町若年性認知症を考える会	神奈川県、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、小田原医師会、小田原市立病院、認知症疾患医療センター曾我病院	認知症疾患医療センター曾我病院
72	県西地区障害者文化事業	県西地区障害者文化事業開催協議会	県西地域2市8町、県西地区の障がい福祉関係機関・事業所等	県立中井やまゆり園
73	教育旅行誘致事業	西さがみ教育旅行誘致推進協議会	神奈川県、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、各市町観光協会	小田原箱根商工会議所
74	広域連携観光推進事業	北条五代観光推進協議会	井原市、大阪狭山市、沼津市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、相模原市、鎌倉市、小田原市、横浜市、八王子市、川越市、箱根町、寄居町の行政及び観光協会	小田原市 (観光課)
75	広域連携観光推進事業	日本忍者協議会	東吾妻町、神奈川県、小田原市、長野県、長野市、上田市、愛知県、三重県、伊賀市、名張市、滋賀県、甲賀市、和歌山市、佐賀県、嬉野市ほか	日本忍者協議会事務局

NO	事業	実施組織	構成市町等	事務局
76	広域連携観光推進事業	全国梅サミット協議会	みなべ町、青梅市、伊豆市、熱海市、奈良市、水戸市、安中市、越生町、知多市、若狭町、小田原市、湯河原町、太宰府市	輪番制 (観光課)
77	広域連携観光推進事業	神奈川県観光振興対策協議	神奈川県全市町村	神奈川県
78	広域連携観光推進事業	富士箱根伊豆国際観光テーマ地区神奈川県協議会	神奈川県、川崎市、横浜市、横須賀市、藤沢市、小田原市、三浦市、伊勢原市、湯河原町ほか観光協会、宿泊関係団体、交通事業者、旅行業界団体全36団体	神奈川県
79	広域連携観光推進事業	箱根八里街道観光推進協議会	神奈川県小田原市、箱根町、静岡県函南町、三島市	三島市
80	県西営農支援センター	県西営農支援センター協議会	県西地域2市7町の農政部局と農業委員会、かながわ西湘農業協同組合	小田原市 (農政課)
81	湘南オーリーブ振興事業	湘南オーリーブ振興協議会	小田原市、山北町、真鶴町、二宮町、湘南農業協同組合、かながわ西湘農業協同組合ほか	二宮町
82	広域営農団地農道整備事業	広域営農団地農道整備事業小田原湯河原線推進協議会	小田原市、真鶴町、湯河原町、県西地域県政総合センター、かながわ西湘農業協同組合長ほか	小田原市 (農政課)
83	農地等に関連する地図情報の整備やその活用を通して、県内の農業の振興に寄与する	かながわ水土里情報活用推進協議会	県西地域2市8町ほか、神奈川県、神奈川県農業組合中央会、神奈川県農業公社、神奈川県土地改良事業団体連合会など(36団体)	神奈川県土地改良事業団体連合会
84	県下18市における農業施策に関する協議及び調査研究	神奈川県農政事務協議会	逗子市を除く県下18市	県下市長会の会長職
85	相模湾地域遊漁・海面利用協議会運営事業	相模湾地域遊漁・海面利用協議会	小田原市を含めた相模湾沿岸市町(葉山町～湯河原町)、神奈川県(全12団体:県、6市、5町)	小田原市 (水産海浜課)
86	神奈川県水難救済会運営事業	特定非営利活動法人 神奈川県水難救済会	小田原市を含めた県沿岸市町(川崎市～湯河原町)、神奈川県(県、10市、5町)	神奈川県水難救済会 神奈川県
87	神奈川県水産振興促進協会	神奈川県水産振興促進協会	神奈川県及び沿岸市町14、20漁協、20漁業関係団体で構成	神奈川県水産振興促進協会
88	なぎさづくり促進協議会	なぎさづくり促進協議会	神奈川県及び13沿岸市町	神奈川県
89	明日の西湘海岸を考える懇談会	明日の西湘海岸を考える懇談会	有識者5名 漁業関係者4名 住民利用者5名 行政9名(国交省3名、県3名、小田原市、大磯町、二宮町各1名)	国土交通省関東地方整備局 神奈川県
90	県西空き家バンク連絡会	県西空き家バンク連絡会	宅建協会小田原支部、小田原市、湯河原町、真鶴町	宅建協会小田原支部
91	神奈川県都市計画実務担当者連絡協議会	神奈川県都市計画実務担当者連絡協議会	小田原市、平塚市、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町の6市3町	輪番制 (都市計画課)
92	神奈川県再開発促進研究協議会	神奈川県再開発促進研究協議会	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、横浜市住宅供給公社、川崎市住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構の16団体	輪番制 (都市計画課)
93	タクシー事業適正化・活性化促進事業	小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会	関東運輸局、神奈川県、県西地域2市8町、その他事業者等	神奈川県タクシー協会

NO	事業	実施組織	構成市町等	事務局
94	公共交通ネットワーク充実促進事業	県西湘南地域公共交通検討会	小田原市、二宮町	小田原市 (まちづくり交通課)
95	公共交通環境改善・利便性向上促進事業	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議	神奈川県、県内全33市町村、その他事業者等	神奈川県
96	公共交通環境改善・利便性向上促進事業	御殿場線利活用推進協議会	小田原市、大井町、松田町、山北町、御殿場市、沼津市、裾野市、三島市、長泉町、小山町	御殿場市
97	公共交通環境改善・利便性向上促進事業	リニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会	神奈川県、県内全33市町村、その他事業者等	神奈川県
98	伊豆湘南道路建設促進期成同盟会	伊豆湘南道路建設促進期成同盟会	沼津市、長泉町、三島市、函南町、熱海市、湯河原町、真鶴町、小田原市	熱海市
99	伊豆湘南道路神奈川県西湘地区建設促進協議会	伊豆湘南道路神奈川県西湘地区建設促進協議会	小田原市、真鶴町、湯河原町	小田原市 (建設政策課)
100	関東国道協会神奈川県地区協議会	関東国道協会神奈川県地区協議会	厚木市、藤沢市、横須賀市、平塚市、海老名市、小田原市、松田町、鎌倉市など	厚木市
101	道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会	道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会	神奈川県、厚木市、平塚市、横須賀市、小田原市、逗子市、伊勢原市、座間市、南足柄市、大磯町、大井町など	神奈川県
102	神奈川県治水砂防協会	神奈川県治水砂防協会	神奈川県、南足柄市、横須賀市、秦野市、小田原市など	神奈川県
103	神奈川県河川協会	神奈川県河川協会	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市など	神奈川県
104	神奈川県都市計画街路事業促進協議会	神奈川県都市計画街路事業促進協議会	神奈川県、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市など	神奈川県
105	境界確定等実務担当者連絡協議会	境界確定等実務担当者連絡協議会	藤沢市、鎌倉市、平塚市、伊勢原市、茅ヶ崎市、小田原市	輪番制 (土木管理課)
106	神奈川県都市土木行政連絡協議会	神奈川県都市土木行政連絡協議会	平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、横須賀市、綾瀬市、寒川町、湯河原町	輪番制 (土木管理課)
107	神奈川県市町公営住宅連絡協議会	神奈川県市町公営住宅連絡協議会	小田原市、平塚市、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、逗子市、大和市、伊勢原市、厚木市、南足柄市、綾瀬市、秦野市、三浦市、座間市、海老名市、湯河原町、箱根町、葉山町、大磯町、愛川町、山北町、松田町	輪番制 (建築課)
108	メディカルコントロール事業	湘南地区メディカルコントロール協議会	湘南・県西・県央地域における消防機関と医療機関	藤沢市
109	県西地域における水道事業の広域化に関する検討会	県西地域における水道事業の広域化に関する検討会	県西地域2市8町、神奈川県	神奈川県
110	神奈川県水道事業広域連携調整会議	神奈川県水道事業広域連携調整会議	神奈川県、企業庁、広域水道企業団、神奈川県内の水道事業を営む市町村	神奈川県
111	酒匂川流域下水道事業	酒匂川流域下水道事業促進連絡会	小田原市・南足柄市・秦野市・開成町・大井町・山北町・松田町・二宮町・中井町・箱根町	小田原市 (経営総務課)

NO	事業	実施組織	構成市町等	事務局
112	選挙に関する啓発、周知	神奈川県県西地区明るい選挙推進協議会連合会	県西地域2市8町、平塚市、大磯町、二宮町	3市による輪番制 (選挙管理委員会事務局)
113	投開票事務の合理化研究	神奈川県市選挙管理委員会連合会	神奈川県内の政令3市を除く16市	横須賀市、藤沢市、施行時特例市7市による輪番 (選挙管理委員会事務局)
114	選挙に関する中央地方の連絡調整	全国市区選挙管理委員会連合会	全国の市区	各支部内で輪番
115	小田原市・二宮町広域行政意見交換会	—	小田原市・二宮町	輪番制 (企画政策課)
116	図書館等の広域利用	—	県西地域2市8町及び二宮町	共催
117	神奈川県図書館情報ネットワーク	—	神奈川県及び県内33市町村等	神奈川県
118	スポーツ施設相互利用	—	県西地域2市8町、二宮町	なし
119	EVを活用した地域エネルギーマネジメントモデル事業に関する連絡会議	—	県西地域2市8町、神奈川県内外の民間事業者	小田原市 (ゼロカーボン推進課)
120	育成医療医学的判定事務共同委託事業	—	県内26市町村	輪番制 (障がい福祉課)
121	県西部地域若者サポートステーション総合相談事業	—	県及び県西地域等の14市町	神奈川県
122	西さがみ地区観光フェスティバル事業	—	神奈川県観光協会、小田原市、南足柄市、箱根町、真鶴町、湯河原町、各市町観光協会	神奈川県観光協会
123	神奈川県湘南近隣市建築主務者協議会(湘南建築フォーラム)	—	小田原市、平塚市、茅ヶ崎市、秦野市、	輪番制 (建築課)
124	2市5町消防団広域連携研修会	—	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	小田原市 (消防総務課)
125	神奈川県公営水道事業事務連絡会	—	神奈川県内の水道事業を営む市町村(横浜市、川崎市及び横須賀市を除く)	輪番制 (経営総務課)
126	西湘地区公益企業等暴力対策協議会	—	小田原・秦野・足柄上地区における電気、ガス、電話および水道等の公益企業および関連企業	幹事企業の輪番制

外部人材登用事業に係る 3 分野の内容と成果

移住定住

【担当課】企画政策課

【取組内容】移住促進施策、PR 方法の検討等

【主な成果】

- ① リファラル移住制度の実施
→市民が移住者を呼び込み、両者へインセンティブを付与
- ② 移住プロモーションサイト「オダワラボ」の情報発信の強化
→小学校一覧表、お買い物マップの作成、メールマガジンの開始
- ③ 先輩移住者との繋がりを持てる仕組みの構築
→オンラインでの移住相談「オンライングリーティング」の開始

女性活躍

【担当課】職員課・女性活躍推進チーム(庁内からの公募にて集まったメンバー13名)

【取組内容】特定事業主行動計画に基づいたビジョンの策定や施策の立案、推進

【主な成果】

- ① 女性職員の昇任希望率向上
→女性活躍推進版クロスメンター制度、キャリアデザイン面談等の見直し
- ② 男性職員の育児参加促進
→育児法改正に伴う制度説明会の開催、育児参加計画書の周知、パパママ Café 等
- ③ 年次休暇の取得促進
→GW・年末年始に向けた通知の発出、年休取得促進月間の設定と周知

公民連携

【担当課】未来創造・若者課

【取組内容】公民連携を推進する上での仕組みづくりや、事業実施のサポート、PR 等

【主な成果】

- ① PR・情報発信の強化
→ウェブサイトデザインの変更や専門メディアへの情報発信
- ② 民間ネットワーク、共有体制の構築
→3拠点（おだわらイノベーションラボ、Work Place Market ARUYO ODAWARA、We Work）の連携、共有体制の構築
- ③ 庁内への働きかけ
→公民連携の促進を目的としたワークショップ等の実施及び所管課の事業実施時における民間視点を踏まえたサポート

栄町駐車場賃貸借契約書



印紙税法第
5条第2号に
より印紙を
貼付しない

建 物 賃 貸 借 契 約 書

小田原市を甲とし、一般財団法人小田原市事業協会を乙として、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

(目的物件及び用途)

第1条 甲は、乙に対し、次の建物及びその付帯設備（以下「目的物件」という。）を立体駐車場施設として、貸し付けるものとする。

建 物

- (1) 名 称 栄町駐車場
- (2) 施設内容 鉄骨造機械式立体駐車場（1階建19層）及び管理棟
- (3) 面 積 8,324.68㎡
（延床面積8,599.28㎡から管理棟2階の一部33.27㎡及び3階の一部241.33㎡を除いた面積）

建物の敷地

- (1) 所 在 小田原市栄町一丁目2番1の内
- (2) 地 目 宅 地
- (3) 地 積 1,856.62㎡
（地積1,977.26㎡から都市計画道路予定地面積112.64㎡及び宝くじ売り場貸付面積8㎡を除いた面積）

(貸付料)

第2条 目的物件の貸付料は、月額1,888,394円を基本額とし、令和4年度の賃料は、今後の収支状況を勘案して令和5年2月末までに、甲乙協議の上、月額を決定するものとする。

2 乙は、前項で決定した賃料を令和5年3月末までに甲の発行する納入通知書によって、甲の指定金融機関へ納付するものとする。

(期 間)

第3条 賃貸借の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(目的物件の使用及び維持管理)

第4条 乙は善良なる管理者の注意をもって、目的物件を使用しなければならない。

2 目的物件についての維持管理に係る経費の負担は次の各号のとおりとする。

- (1) 保守点検について、駐車場機械装置保守点検業務は甲の負担とし、その他の保守点検に係る費用は乙の負担とする。
- (2) 修繕費について、本物件の通常使用の結果生じる故障、滅失、消耗等の補修費用は乙の負担とする。
- (3) 目的物件の使用に伴い要する電気、上水道、ガス、電話等の使用料、清掃費、消耗品費その他は乙が負担する。

3 乙は目的物件に損害を与えたときは、甲にこれを賠償しなければならない。

4 乙は、目的物件の使用に関し、第三者に与えた損害についても、これを賠償しなければならない。

(目的物件の原状変更)

第5条 乙は、甲の承諾なしに、目的物件に他の物件を付着させ、又は、改造、模様替え若しくは、性能、機能、品質等を変更する行為をしてはならない。

(貸付料の増減)

第6条 甲は、契約期間中、条例及び規則等の改正並びに経済事情の変動により貸付料改定の必要が生じたときは、これを更改することができる。

(解除)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除することができる。

- (1) 甲又は国若しくは、他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため、目的物件を必要とするとき。
- (2) 貸付料をその納付期限後3月を経過してもなお納付しないとき。
- (3) 乙が小田原市財産規則又はこの契約の条項に違反したとき。

(損害賠償)

第8条 前条及び乙からの申し出により賃貸借契約を解除された場合において、甲が被った一切の損害は、乙が賠償するものとする。

(営業状況等の報告)

第9条 乙は、目的物件の営業状況、管理状況等を明らかにする書類を常に整備し、毎年度終了後1ヶ月以内に甲に提出するものとする。

(駐車場管理規定の承認)

第10条 乙は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第13条に基づき管理規定に定められた事項を変更しようとするときは、県知事に届ける前に甲の承認を得なければならない。

(譲渡及び転貸の禁止)

第11条 乙は、甲の承認を得ないで目的物件の賃借権を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保の目的に供してはならない。

- 2 乙は、目的物件について他から事実的侵害のないよう保全するとともに、もしもそのような事態が発生したときは、直ちに甲に通知するとともに、速やかに事態を解消させるものとする。
- 3 前項の場合において、必要な措置をとったときは、その措置にかかる費用負担については、甲、乙協議するものとする。

(目的物件の調査等)

第12条 甲は、何時でも目的物件を調査し、必要に応じ、資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項の調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(目的物件の停止による損害負担)

第13条 賃貸借期間中に目的物件が機能停止したことによって被った損害は、乙が負担する。

(保険)

第14条 乙は、第三者に対する損害賠償のために、賠償責任保険に加入しなければならない。

2 甲は、目的物件を火災保険等に付すものとする。

3 乙は、事故が発生したときは、直ちにその旨を甲に通知し、かつ、保険金の受け取りに必要な一切の書類を遅滞なく甲に交付するものとする。

(原状回復)

第15条 本契約が解除され、又は終了したときは、乙は、甲の指定する期日までに自己の費用で遅滞なく目的物件を原形に復し、返還しなければならない。ただし、甲が承認した場合はこの限りでない。

(契約の効力)

第16条 この契約は、令和4年4月1日からその効力を有するものとする。

(契約更新)

第17条 本契約を更新しようとするときは、乙は、期間満了1ヶ月前までに文書をもって、甲の承認を得なければならない。

(疑義等の解決)

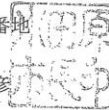
第18条 甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行に当たり、疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 小田原市荻窪300番地

小田原市長 守屋輝彦

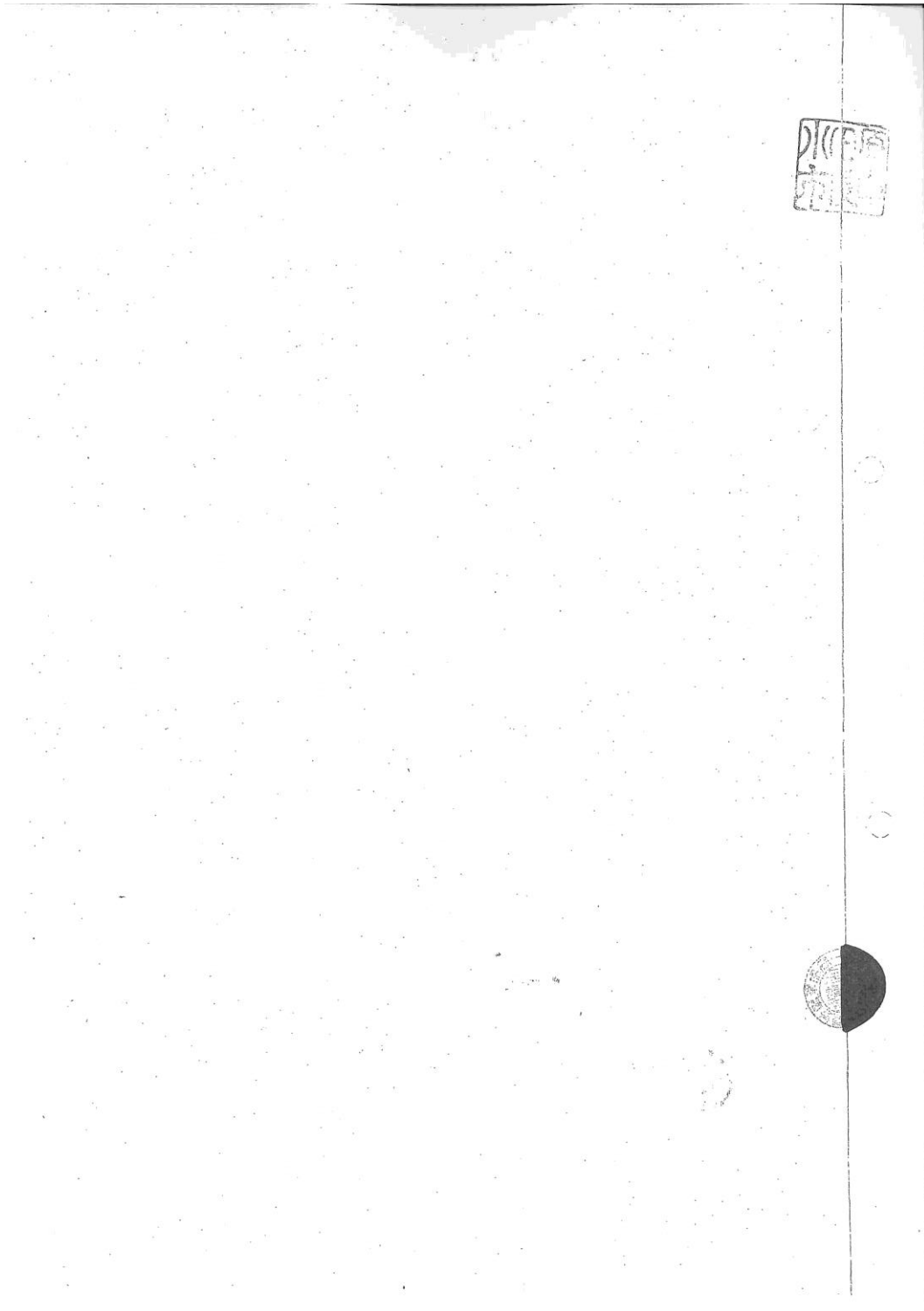


乙

小田原市南町一丁目1番40号
小田原スポーツ会館内
一筆財団 小田原市事業協会
代表理事 井澤 幸雄

証人





決算特別委員会請求資料10 産業政策課

企業等立地促進事業費補助金実績について（平成30年度から令和4年度）

	企業名	区分	立地日 再投資日	投資額 (百万円以下切り捨て)	雇用計画 (10年間)	備考
1	日本新薬（株） 小田原総合製剤工場	再投資	H30. 10. 1	32億5000万円	7名	立地奨励金 H30～R4 投資促進奨励金 R1～R3
2	（株）アネブル 西湘テクニカルセンター	新規	H30. 6. 1	10億2900万円	60名	立地奨励金 H30～R4 投資促進奨励金 R1～R3
3	（株）関東ダイエツクック 神奈川工場	新規	H30. 6. 1	55億2700万円	300名	立地奨励金 H30～R4 投資促進奨励金 R1～R3
4	MeijiSeikaファルマ（株） 小田原工場	再投資	H30. 12. 1	14億1000万円	103名	立地奨励金 H30～R4 投資促進奨励金 R1～R3
5	（株）湘南精機 マシンセンター	再投資	R1. 5. 31	7 億2200万円	11名	立地奨励金 R1～R5 投資促進奨励金 R2～R4
6	第一三共ケミカルファーマ （株）小田原工場	再投資	R1. 11. 1	62億4900万円	24名	立地奨励金 R1～R5 投資促進奨励金 R2～R4
7	（株）山安 本社工場	再投資	R1. 6. 1	6億8700万円	20名	立地奨励金 R1～R5 投資促進奨励金 R2～R4
8	日本インジェクタ（株） 本社	再投資	R2. 12. 10	6億9600万円	16名	※令和7年撤退予定の為、R4 年度は交付なし （交付はR2. R3年度）
9	MeijiSeikaファルマ（株） 足柄研究所	再投資	R4. 12. 20	6億5400万円	50名	立地奨励金 R4～R8 固定資産税減免 R5～R9
10	（株）伊藤製作所 本社工場	再投資	R5年度 （予定）	8億円 （予定）	11名	
11	相洋産業（株） 本社工場	再投資	R6年度 （予定）	20億円 （予定）	30名	
12	（株）巴商会／ジャパンガス （株）小田原工場	新規	R6年度 （予定）	34億7000万円 （予定）	10名	
13	第一物産（株） 小田原工場	新規	R6年度 （予定）	13億5000万円 （予定）	25名	

	企業名	区分	立地日 再投資日	投資額 (百万円以下切り捨て)	雇用計画 (10年間)	備考
14	ライオン（株） 小田原工場	再投資	R6年度 (予定)	177億円 (予定)	20名	
15	(株) 鎌倉紅谷 小田原工場	新規	R7年度 (予定)	20億3000万円 (予定)	138名	
16	Outerspace Development Japan (株) 本社	新規	R7年度 (予定)	650億円 (予定)	80名	
17	トレルボルグ小田原 (株) 本社	新規	R9年度 (予定)	3 億4500万円 (予定)	24名	

※投資額（予定）、雇用計画は立地事業計画書による

決算特別委員会請求資料11 農政課

令和2年度～令和4年度 いこいの森キャンプ場及びバーベキュー場利用者人数

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
キャンプ場	市内	1,003	1,186	399
	県内	7,543	9,334	8,278
	県外	4,075	6,513	5,244
	計	12,621	17,033	13,921
バーベキュー場	市内	962	853	1,626
	県内	691	909	1,210
	県外	275	512	728
	計	1,928	2,274	3,564

※キャンプ場は、林間オートサイト、よせぎバンガロー、清流リバーサイト、密林サイト等を含む

※令和2年度はコロナ禍のため、6月から3月の10ヶ月営業

○総合相談支援センター及び基幹相談支援センターの相談件数

（１）総合相談支援センター（平成 30 年度～令和 4 年度）

【平成 30 年度】

（１市３町）

項目 月	相談者			支援内容											
	本人	家族	その他	福祉サービス	障害の理解	健康・医療	傾聴	保育・教育	人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他
4	513	18	29	33	3	10	448	0	5	5	5	5	19	1	7
5	553	26	42	51	9	28	462	1	8	2	3	3	26	0	16
6	639	42	25	39	2	15	569	0	13	6	10	8	22	0	6
7	559	24	40	47	7	20	479	4	7	5	9	3	16	0	9
8	537	21	26	35	3	32	454	1	11	4	6	11	10	1	10
9	487	31	17	44	4	13	414	0	12	4	6	8	17	1	4
10	616	35	60	77	5	24	508	3	9	8	3	5	24	8	10
11	535	34	74	69	12	18	451	1	10	16	4	1	23	5	21
12	486	27	54	53	7	39	388	1	4	10	2	11	24	1	9
1	471	22	34	36	9	19	391	0	8	3	0	7	29	6	11
2	504	35	71	73	6	23	409	1	5	11	5	8	32	6	19
3	520	33	69	62	15	21	424	5	10	15	1	3	28	2	6
計	6,420	348	541	619	82	262	5,397	17	102	89	54	73	270	31	128
	7,309			7,124											

項目 地域	支援件 数	利用者 総数	実人数		障 害 別																			
					肢体		視覚		聴覚・ 言語		内部		重心		知的		精神		発達		高次脳 機能		その他	
小田原市	5,392	5,546	者	72	者	104	者	91	者	57	者	4	者	8	者	248	者	4,452	者	229	者	24	者	23
			児	5	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	40	児	4	児	31	児	0	児	10
			計	77	計	104	計	91	計	57	計	4	計	8	計	288	計	4,456	計	260	計	24	計	33
箱根町	213	233	者	4	者	2	者	13	者	8	者	0	者	0	者	55	者	31	者	89	者	3	者	1
			児	1	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	3	児	0	児	0	児	0	児	0
			計	5	計	2	計	13	計	8	計	0	計	0	計	58	計	31	計	89	計	3	計	1
真鶴町	1,213	1,214	者	3	者	2	者	2	者	0	者	0	者	0	者	1	者	1,203	者	0	者	0	者	0
			児	1	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	2	児	0	児	2	児	0	児	0
			計	4	計	2	計	2	計	0	計	0	計	0	計	3	計	1,203	計	2	計	0	計	0
湯河原町	158	168	者	4	者	4	者	0	者	4	者	9	者	0	者	29	者	77	者	24	者	0	者	0
			児	2	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	5	児	0	児	4	児	0	児	0
			計	6	計	4	計	0	計	4	計	9	計	0	計	34	計	77	計	28	計	0	計	0
その他	148	148	者	4	者	2	者	0	者	9	者	0	者	0	者	32	者	85	者	4	者	3	者	3
			児	1	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	2	児	0	児	3	児	0	児	0
			計	5	計	2	計	0	計	9	計	0	計	0	計	34	計	85	計	7	計	3	計	3
合 計	7,124	7,309	者	87	者	114	者	106	者	78	者	13	者	8	者	365	者	5,848	者	346	者	30	者	27
			児	10	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	52	児	4	児	40	児	0	児	10
			計	97	計	114	計	106	計	78	計	13	計	8	計	417	計	5,852	計	386	計	30	計	37

(小田原市)

項目 月	相談者			支援内容											
	本人	家族	その他	福祉サービス	障害の理解	健康・医療	傾聴	保育・教育	人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他
4	372	17	19	25	3	6	317	0	5	2	4	5	17	1	7
5	370	24	32	43	8	24	298	1	8	1	3	1	17	0	13
6	481	38	17	29	1	11	423	0	11	6	6	6	21	0	6
7	427	19	33	31	7	18	362	3	6	5	8	3	11	0	9
8	377	13	21	26	2	21	317	0	11	2	4	6	8	1	8
9	356	23	15	34	4	12	292	0	11	4	5	6	16	1	4
10	446	27	42	52	4	23	363	2	6	5	2	5	22	5	8
11	408	30	49	54	10	15	335	1	6	14	4	1	19	2	14
12	405	16	49	49	7	32	314	0	3	9	2	9	18	1	8
1	380	18	24	32	9	19	306	0	7	3	0	5	22	0	11
2	406	31	61	68	6	18	316	1	5	11	5	6	31	3	16
3	420	28	52	51	15	20	339	2	10	13	1	3	23	0	4
計	4,848	284	414	494	76	219	3,982	10	89	75	44	56	225	14	108
	5,546			5,392											

【令和元年度】

(1 市 3 町)

項目 月	相談者			支援内容											
	本人	家族	その他	福祉サービス	障害の理解	健康・医療	傾聴	保育・教育	人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他
4	535	33	47	63	16	12	447	4	6	8	6	9	22	2	13
5	551	46	48	72	4	20	438	1	4	18	4	12	13	2	34
6	574	60	74	95	6	19	471	0	9	14	8	7	14	0	35
7	563	53	89	112	3	28	452	1	4	16	4	9	14	3	24
8	551	30	84	84	5	46	417	1	3	19	4	9	9	0	31
9	486	41	71	89	5	22	384	2	3	23	6	5	11	0	26
10	572	49	111	103	7	35	433	2	8	24	12	6	5	3	42
11	595	61	109	112	14	26	444	1	6	22	20	23	15	0	45
12	578	33	114	102	8	38	457	0	11	15	9	8	10	0	36
1	490	23	107	93	14	33	373	1	8	17	5	6	21	1	22
2	500	38	95	82	7	23	393	1	6	9	1	3	27	3	27
3	606	48	139	101	9	60	471	2	2	17	18	4	5	1	36
計	6,601	515	1,088	1,108	98	362	5,180	16	70	202	97	101	166	15	371
	8,204			7,786											

項目 地域	支 援 件 数	利 用 者 総 数	障 害 別																			
			肢 体		視 覚		聴 覚・ 言 語		内 部		重 心		知 的		精 神		発 達		高 次 脳 機 能		そ の 他	
小田原市	6,411	6,734	者	224	者	99	者	72	者	30	者	7	者	231	者	5,035	者	392	者	13	者	74
			児	12	児	0	児	1	児	0	児	0	児	40	児	5	児	21	児	3	児	28
			計	236	計	99	計	73	計	30	計	7	計	271	計	5,040	計	413	計	16	計	102
箱根町	156	187	者	1	者	6	者	2	者	0	者	0	者	70	者	27	者	8	者	0	者	3
			児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	10	児	0	児	0	児	0	児	0
			計	1	計	6	計	2	計	0	計	0	計	80	計	27	計	8	計	0	計	3
真鶴町	896	905	者	2	者	2	者	0	者	0	者	0	者	3	者	885	者	0	者	0	者	1
			児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	2	児	0	児	1	児	0	児	0
			計	2	計	2	計	0	計	0	計	0	計	5	計	885	計	1	計	0	計	1
湯河原町	209	257	者	4	者	0	者	2	者	3	者	0	者	43	者	130	者	10	者	1	者	2
			児	2	児	0	児	0	児	0	児	0	児	7	児	1	児	0	児	0	児	0
			計	6	計	0	計	2	計	3	計	0	計	50	計	131	計	10	計	1	計	2
その他	114	121	者	1	者	0	者	1	者	0	者	1	者	15	者	80	者	2	者	0	者	14
			児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	1	児	0	児	1
			計	1	計	0	計	1	計	0	計	1	計	15	計	80	計	3	計	0	計	15
合 計	7,786	8,204	者	232	者	107	者	77	者	33	者	8	者	362	者	6,157	者	412	者	14	者	94
			児	14	児	0	児	1	児	0	児	0	児	59	児	6	児	23	児	3	児	29
			計	246	計	107	計	78	計	33	計	8	計	421	計	6,163	計	435	計	17	計	123

(小田原市)

項目 月	相談者			支援内容											
	本人	家族	その他	福祉サービス	障害の理解	健康・医療	傾聴	保育・教育	人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他
4	428	27	40	58	16	8	354	2	5	6	5	8	18	2	9
5	455	33	26	59	4	15	367	1	2	13	2	8	8	2	26
6	459	44	59	82	4	16	368	0	9	13	4	6	11	0	30
7	476	51	75	100	3	19	382	0	4	13	3	8	9	3	23
8	472	23	63	67	5	33	362	0	2	16	2	6	8	0	26
9	392	34	64	79	3	21	301	1	3	19	6	4	9	0	24
10	463	43	98	97	6	24	350	2	8	22	9	6	4	3	34
11	480	47	95	99	14	22	370	1	1	12	1	18	14	0	36
12	450	31	86	91	5	33	340	0	11	12	5	6	9	0	35
1	400	22	84	83	12	32	296	1	8	15	4	5	17	1	17
2	418	34	79	75	6	20	323	1	6	9	1	3	22	1	24
3	516	43	124	95	8	55	388	2	2	17	15	4	4	1	33
計	5,409	432	893	985	86	298	4,201	11	61	167	57	82	133	13	317
	6,734			6,411											

【令和2年度】

(1市3町)

項目 月	相談者			支援内容											
	本人	家族	その他	福祉サービス	障害の理解	健康・医療	傾聴	保育・教育	人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他
4	552	39	106	59	4	46	462	1	2	21	15	9	1	0	23
5	684	37	113	65	4	66	584	1	7	27	15	5	2	4	27
6	724	49	117	77	5	35	646	0	7	12	4	5	10	1	22
7	627	61	143	94	10	49	511	0	2	15	16	9	20	2	29
8	592	56	147	107	8	54	482	0	4	9	10	4	18	0	37
9	551	56	128	129	12	39	413	0	1	9	20	13	23	0	28
10	557	67	133	134	3	40	434	6	6	10	12	10	24	2	30
11	526	60	116	105	5	39	444	0	8	7	12	5	14	2	11
12	492	67	134	130	4	36	400	4	5	3	5	3	15	0	38
1	509	79	132	102	12	73	357	3	6	11	18	4	49	2	43
2	502	55	162	114	8	58	379	2	3	9	24	5	28	2	34
3	625	72	212	136	17	56	485	6	5	7	23	16	31	5	57
計	6,941	698	1,643	1,252	92	591	5,597	23	56	140	174	88	235	20	379
	9,282			8,647											

(小田原市)

項目 月	相談者			支援内容											
	本人	家族	その他	福祉サービス	障害の理解	健康・医療	傾聴	保育・教育	人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他
4	427	35	99	53	4	42	347	0	1	20	15	6	1	0	21
5	513	32	99	61	4	64	421	1	7	20	10	3	2	0	26
6	542	48	102	67	3	34	475	0	7	11	3	2	10	0	20
7	518	52	122	80	9	48	412	0	2	10	15	7	18	2	27
8	497	51	143	103	7	43	402	0	4	9	9	2	15	0	35
9	458	46	117	124	8	34	343	0	1	5	17	11	11	0	27
10	435	56	113	107	3	39	328	6	6	6	10	8	20	2	23
11	423	47	99	84	4	37	362	0	7	7	8	4	10	2	9
12	396	60	129	121	4	34	312	4	3	2	3	3	15	0	36
1	418	71	119	90	12	65	282	3	5	9	16	4	34	2	43
2	421	48	152	108	6	55	307	1	2	7	23	4	21	2	34
3	538	68	201	131	15	51	412	6	4	6	21	13	27	4	52
計	5,586	614	1,495	1,129	79	546	4,403	21	49	112	150	67	184	14	353
	7,695			7,107											

【令和3年度】

(1市3町)

項目 月	相談者			支援内容											
	本人	家族	その他	福祉サービス	障害の理解	健康・医療	傾聴	保育・教育	人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他
4	674	53	152	101	12	24	512	0	3	5	63	23	49	0	43
5	617	85	162	127	10	31	467	8	5	3	74	20	26	3	45
6	741	103	236	261	29	40	504	2	2	12	68	29	32	4	37
7	662	91	212	223	29	78	373	2	0	25	80	19	34	0	54
8	684	93	204	165	30	37	469	7	3	12	93	61	20	2	30
9	704	80	190	204	38	51	476	4	6	17	38	35	18	0	63
10	708	81	193	143	43	61	534	2	4	18	20	25	36	4	29
11	655	67	185	181	41	51	471	2	5	20	19	32	25	5	15
12	592	83	199	179	28	65	389	2	6	19	32	25	26	7	34
1	577	75	197	172	32	85	400	1	7	16	17	29	23	4	32
2	546	84	136	140	36	82	356	1	2	18	20	13	16	3	33
3	645	86	198	204	46	86	421	3	4	23	14	17	12	5	30
計	7,805	981	2,264	2,100	374	691	5,372	34	47	188	538	328	317	37	445
	11,050			10,471											

項目 地域	支援件数	利用者 総数	実人数		障 害 別																			
					肢体		視覚		聴覚・ 言語		内部		重心		知的		精神		発達		高次脳 機能		その他	
小田原市	8,901	9,395	者	489	者	334	者	100	者	187	者	46	者	14	者	684	者	6,199	者	758	者	28	者	123
			児	70	児	68	児	0	児	1	児	0	児	25	児	58	児	31	児	52	児	0	児	70
			計	559	計	402	計	100	計	188	計	46	計	39	計	742	計	6,230	計	810	計	28	計	193
箱根町	64	74	者	10	者	10	者	1	者	0	者	0	者	0	者	5	者	7	者	24	者	0	者	15
			児	1	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	1	児	0
			計	11	計	10	計	1	計	0	計	0	計	0	計	5	計	7	計	24	計	1	計	15
真鶴町	828	831	者	9	者	2	者	0	者	0	者	0	者	0	者	16	者	795	者	0	者	0	者	6
			児	3	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	4	児	0	児	4	児	0	児	0
			計	12	計	2	計	0	計	0	計	0	計	0	計	20	計	795	計	4	計	0	計	6
湯河原町	439	490	者	36	者	43	者	4	者	0	者	0	者	0	者	48	者	276	者	49	者	0	者	0
			児	2	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	7	児	0	児	0	児	0	児	0
			計	38	計	43	計	4	計	0	計	0	計	0	計	55	計	276	計	49	計	0	計	0
その他	239	260	者	55	者	3	者	4	者	0	者	1	者	0	者	19	者	160	者	8	者	5	者	12
			児	8	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	6	児	0	児	8	児	0	児	5
			計	63	計	3	計	4	計	0	計	1	計	0	計	25	計	160	計	16	計	5	計	17
合 計	10,471	11,050	者	599	者	392	者	109	者	187	者	47	者	14	者	772	者	7,437	者	839	者	33	者	156
			児	84	児	68	児	0	児	1	児	0	児	25	児	75	児	31	児	64	児	1	児	75
			計	683	計	460	計	109	計	188	計	47	計	39	計	847	計	7,468	計	903	計	34	計	231

(小田原市)

項目 月	相談者			支援内容											
	本人	家族	その他	福祉サービス	障害の理解	健康・医療	傾聴	保育・教育	人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他
4	548	47	134	91	9	21	412	0	3	5	52	21	45	0	34
5	503	82	140	111	9	30	383	8	5	2	70	17	21	3	36
6	630	90	200	238	24	34	410	2	2	11	66	29	28	4	30
7	530	85	183	199	22	73	277	2	0	21	77	15	30	0	39
8	553	86	184	145	30	37	367	7	3	10	88	53	16	1	20
9	604	70	174	194	36	39	389	4	3	17	37	29	16	0	60
10	600	67	178	131	37	51	450	2	4	17	19	21	34	2	24
11	572	63	163	166	40	47	405	2	2	18	19	27	19	2	14
12	493	69	177	158	27	64	303	2	6	19	31	24	23	5	29
1	462	70	178	150	30	77	317	1	7	16	14	21	23	1	24
2	450	77	119	129	36	76	277	1	2	13	13	12	16	1	26
3	551	78	185	186	37	81	356	3	4	20	7	15	12	5	26
計	6,496	884	2,015	1,898	337	630	4,346	34	41	169	493	284	283	24	362
	9,395			8,901											

【令和4年度】

(1市3町)

項目 月	相談者			支援内容											
	本人	家族	その他	福祉サービス	障害の理解	健康・医療	傾聴	保育・教育	人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他
4	649	93	169	170	35	63	421	4	4	10	20	24	38	1	54
5	645	88	233	168	33	127	372	2	21	30	29	49	30	4	19
6	719	104	188	192	33	87	439	1	6	27	32	43	43	0	29
7	736	93	217	172	42	60	526	2	13	29	27	32	20	2	30
8	730	79	166	157	34	53	521	2	3	28	34	26	17	1	25
9	649	89	229	202	30	85	440	1	2	21	24	30	28	3	40
10	707	103	262	220	29	91	484	3	5	22	29	31	29	6	30
11	645	82	207	199	25	54	436	0	8	24	16	23	21	12	43
12	661	88	190	182	36	77	438	0	2	21	23	16	37	5	37
1	619	93	210	168	46	66	414	0	6	24	41	23	22	2	33
2	559	122	214	169	37	91	356	0	7	26	23	15	23	5	66
3	639	91	231	162	46	89	413	1	5	32	32	22	18	24	30
計	7,958	1,125	2,516	2,161	426	943	5,260	16	82	294	330	334	326	65	436
	11,599			10,673											

項目 地域	支援件数	利用者 総数	実人数		障 害 別																			
					肢体		視覚		聴覚・ 言語		内部		重心		知的		精神		発達		高次脳 機能		その他	
小田原市	9,025	9,799	者	508	者	243	者	122	者	46	者	35	者	2	者	880	者	6,361	者	761	者	49	者	101
			児	84	児	19	児	0	児	8	児	3	児	43	児	218	児	23	児	59	児	2	児	32
			計	592	計	262	計	122	計	54	計	38	計	45	計	1,098	計	6,384	計	820	計	51	計	133
箱根町	240	266	者	16	者	3	者	4	者	0	者	0	者	0	者	9	者	84	者	105	者	0	者	1
			児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	27	児	0	児	0	児	0
			計	16	計	3	計	4	計	0	計	0	計	0	計	9	計	111	計	105	計	0	計	1
真鶴町	902	934	者	12	者	0	者	0	者	0	者	0	者	0	者	188	者	704	者	1	者	0	者	6
			児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	1	児	0	児	0	児	0	児	0
			計	12	計	0	計	0	計	0	計	0	計	0	計	189	計	704	計	1	計	0	計	6
湯河原町	335	399	者	31	者	23	者	1	者	1	者	0	者	0	者	25	者	241	者	25	者	0	者	1
			児	3	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	8	児	0	児	0	児	0	児	1
			計	34	計	23	計	1	計	1	計	0	計	0	計	33	計	241	計	25	計	0	計	2
その他	171	201	者	38	者	2	者	0	者	0	者	0	者	0	者	36	者	88	者	5	者	0	者	4
			児	4	児	0	児	0	児	0	児	0	児	0	児	10	児	0	児	24	児	0	児	1
			計	42	計	2	計	0	計	0	計	0	計	0	計	46	計	88	計	29	計	0	計	5
合 計	10,673	11,599	者	605	者	271	者	127	者	47	者	35	者	2	者	1,138	者	7,478	者	897	者	49	者	113
			児	91	児	19	児	0	児	8	児	3	児	43	児	237	児	50	児	83	児	2	児	34
			計	696	計	290	計	127	計	55	計	38	計	45	計	1,375	計	7,528	計	980	計	51	計	147

(小田原市)

項目 月	相談者			支援内容											
	本人	家族	その他	福祉サービス	障害の理解	健康・医療	傾聴	保育・教育	人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他
4	563	89	162	156	28	51	363	4	4	7	19	23	35	1	50
5	530	82	181	143	27	109	294	2	17	28	24	45	24	4	14
6	608	90	150	174	27	78	355	1	5	22	25	41	37	0	16
7	647	83	196	160	36	57	454	2	12	29	23	32	16	2	23
8	626	68	143	133	32	33	451	2	3	28	33	23	15	1	16
9	542	76	196	181	26	65	362	1	1	20	21	26	22	2	35
10	608	85	222	181	25	74	414	3	4	22	27	31	27	6	27
11	540	70	179	179	22	46	360	0	6	23	13	14	19	12	34
12	533	76	153	155	31	67	336	0	1	17	22	14	34	5	32
1	486	79	184	148	32	60	326	0	6	20	32	21	20	2	23
2	459	108	183	145	31	87	291	0	7	23	23	14	20	4	52
3	516	81	205	139	36	83	331	1	4	29	24	18	11	24	24
計	6,658	987	2,154	1,894	353	810	4,337	16	70	268	286	302	280	63	346
	9,799			9,025											

(2) 基幹相談支援センター（令和2年度～令和4年度）

【令和2年度】

①相談件数 171件（うち訪問件数 85件）

②相談者状況

単位：人

相談者	相談支援 専門員	サービス 事業所	行政機関	社会福祉 協議会	地域包括支援 センター等	医療機関	教育機関	就労支援 機関	当事者	その他	その他の内訳	計
人数	100	28	13	2	7	11	5	1	0	4	当事者家族 地域住民	171

③相談内容（複数回答）

単位：件（児童）

障害種別 項目	知的	身体	重心	精神	発達	高次脳	その他	計
困難事例対応	13(1)	17	3	9	0	0	13	55(1)
世帯支援	16(2)	18	22(9)	4	3(3)	0	13	76(14)
多職種連携の在り方	4	25	17(5)	6	3(3)	1	20	76(8)
情報提供	10(3)	23	17(5)	7	3(3)	1	24	85(11)
資源の活用	0	17	14(1)	5	0	0	9	45(1)
地域移行 地域定着関連	1	0	4	3	0	0	0	8
障害者虐待関連	0	0	0	0	0	0	1	1
成年後見制度関連	0	1	2	0	0	0	0	3
消費生活相談	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	20	1	1	0	0	35	58
合計	45	121	80	35	9	2	115	407

④相談者への対応内容(複数回答)

単位：件

ケアマネジメントについての助言・指導	128	地域定着についての支援	4
相談支援専門員等との同行訪問	14	関係機関との連携についての助言や調整	116
事例検討会等での助言や情報提供	1	組織間連携や関係調整	45
多様なサービスや資源の活用についての支援	41	入退院時の医療連携についての支援	8
家族支援や関わりについての助言	64	その他	44
地域移行についての支援	8	合計	473

【令和 3 年度】

①相談件数 1,011 件 (うち訪問件数 151 件)

②相談者状況

単位：人

相 談 者	相談支援 専門員	サービス 事業所	行政機関	社会福祉 協議会	地域包括支援 センター等	医療機関	教育機関	就労支援 機関	当事者	その他	その他の内訳	計
人 数	383	184	240	32	40	37	35	8	5	47	当事者家族 地域住民	1,011

③相談内容(複数回答)

単位：件 (児童)

障害種別 項目	知的	身体	重心	精神	発達	高次脳	その他	計
困難事例対応	158 (43)	68 (2)	34 (18)	104 (6)	31 (12)	1	39 (10)	435 (91)
世帯支援	79 (10)	15 (2)	14 (11)	34 (2)	12 (11)	0	3 (1)	157 (37)
多職種連携の在り方	73 (4)	18	19 (12)	49 (1)	11 (8)	0	45 (15)	215 (40)
情報提供	51 (6)	12	21 (15)	25 (1)	7 (5)	1	54 (10)	171 (37)
資源の活用	42 (2)	5	16 (9)	7 (1)	5 (1)	0	50 (10)	125 (23)
地域移行 地域定着関連	1	4	2	4 (2)	0	0	2	13 (2)
障害者虐待関連	13 (3)	0	0	17	7 (6)	0	0	37 (9)
成年後見制度関連	7	2	0	0	0	0	3	12
消費生活相談	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	61 (7)	21	35 (18)	14 (1)	5 (4)	0	129 (24)	265 (54)
合計	485 (75)	145 (4)	141 (83)	254 (14)	78 (47)	2	325 (70)	1,430 (293)

④相談者への対応内容(複数回答)

単位：件

ケアマネジメントについての助言・指導	528	地域定着についての支援	1
相談支援専門員等に対する同行訪問	45	関係機関との連携についての助言や調整	303
事例検討会等での助言や情報提供	16	組織間連携や関係調整	117
多様なサービスや資源の活用についての支援	145	入退院時の医療連携についての支援	64
家族支援や関わりについての助言	153	その他	213
地域移行についての支援	11	合計	1,596

【令和 4 年度】

①相談件数 1,237 件 (うち訪問件数 186 件)

②相談者状況

単位：人

相 談 者	相談支援 専門員	サービ ス事業所	行政機関	社会福祉 協議会	地域包括支援 センター等	医療機関	教育機関	就労支援 機関	当事者	その他	その他の内訳	計
人 数	381	212	324	24	70	65	49	16	1	95	当事者家族 地域住民等	1,237

③相談内容(複数回答)

単位：件(児童)

項目 \ 障害種別	知的	身体	重心	精神	発達	高次脳	その他	計
困難事例対応	286(60)	70(2)	46(14)	132(4)	67(35)	35	63(33)	699(148)
世帯支援	70(18)	7	16(1)	24(1)	13(7)	3	7(6)	140(33)
多職種連携の在り方	42(22)	10	7(4)	22	19(4)	2	25(15)	127(45)
情報提供	13(1)	4	4(2)	5	2	1	12(3)	41(6)
資源の活用	88(23)	31	32(17)	41(1)	35(21)	11	41(17)	279(79)
地域移行 地域定着関連	39(8)	3	5(1)	15(2)	2	4	6(6)	74(17)
障害者虐待関連	34(3)	1	2(1)	10	0	0	1	48(4)
成年後見制度関連	15	3	1	0	2	0	3	24
その他	78(8)	27	28(14)	31	29(3)	6	110(41)	309(66)
合計	665(143)	156(2)	141(54)	280(8)	169(70)	62	268(121)	1,741(398)

④相談者への対応内容(複数回答)

単位：件

ケアマネジメントについての助言・指導	652	地域定着についての支援	13
相談支援専門員等に対する同行訪問	44	関係機関との連携についての助言や調整	279
事例検討会等での助言や情報提供	18	組織間連携や関係調整	29
多様なサービスや資源の活用についての支援	345	入退院時の医療連携についての支援	48
家族支援や関わりについての助言	212	その他	283
地域移行についての支援	69	合計	1,992

○合理的配慮提供促進事業等

(1) 合理的配慮提供促進事業（補助金交付状況令和元年度～令和4年度）

年度		工事の施工		物品の購入		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
R 1	民間事業者	2 件	399,980 円			2 件	399,980 円
	自治会等	1 件	200,000 円	2 件	152,280 円	3 件	352,280 円
	計	3 件	599,980 円	2 件	152,280 円	5 件	752,260 円
R 2	民間事業者					0 件	0 円
	自治会等	2 件	266,440 円	1 件	13,900 円	3 件	280,340 円
	計	2 件	266,440 円	1 件	13,900 円	3 件	280,340 円
R 3	民間事業者	1 件	200,000 円			1 件	200,000 円
	自治会等					0 件	0 円
	計	1 件	200,000 円	0 件	0 円	1 件	200,000 円
R 4	民間事業者	1 件	200,000 円			1 件	200,000 円
	自治会等					0 件	0 円
	計	1 件	200,000 円	0 件	0 円	1 件	200,000 円
計	民間事業者	4 件	799,980 円	0 件		4 件	799,980 円
	自治会等	3 件	466,440 円	3 件	166,180 円	6 件	632,620 円
	計	7 件	1,266,420 円	3 件	166,180 円	10 件	1,432,600 円

(2) 普及啓発イベント実施状況（平成 30 年度～令和 4 年度）

年度	内容	参加人数
平成 30 年度	講演会 演題：「ろう者にとっての手話の大切さ」 講師：砂田アトム 対象：一般市民 場所：おだわら市民交流センターUMECO 委託先：小田原市聴覚言語障害者福祉会	111 人
令和元年度	新型コロナウイルス感染拡大により中止	
令和 2 年度	講演会 演題：「車いすで世界を一周した旅人～そして…今」 講師：三代達也 対象：一般市民 場所：小田原アリーナ 委託先：県西地区リハビリテーション協議会	会場 110 人 ZOOM 約 60 人
令和 3 年度	新型コロナウイルス感染対策のため実施なし	実行委員会を 設置
令和 4 年度	つながる福祉展開催 場所：ハルネ小田原うめまる広場 内容：車いす体験、作業所物販、パネル展示等	2 日間合計 354 人

決算特別委員会請求資料 14 生活援護課

生活保護利用者の国ごとの在日外国人の内訳（平成 30 年度から令和 4 年度）

国 籍	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
韓国・朝鮮	30	30	28	26	28
中国	8	9	9	8	8
フィリピン	8	11	11	11	8
上記以外の アジア	2	1	3	0	2
アメリカ	1	1	1	1	0
ブラジル	7	8	8	7	7
ブラジル以外 の 中南米	1	1	1	1	2
合 計	57	61	61	54	55

（各年度末現在の数値）

決算特別委員会請求資料 15 健康づくり課

新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費における広告料について
(掲載先及び掲載費用)

令和 3 年度

掲載先	掲載費用 (税込)
(株) タウンニュース社	11,376,750 円
(株) 神静民報社	1,199,600 円
(株) ポスト広告	240,000 円

令和 4 年度

掲載先	掲載費用 (税込)
(株) タウンニュース社	18,638,400 円
(株) 神静民報社	1,550,000 円

焼却灰処分委託先概要

焼却灰埋立

単位：t

委託先所在地 (都道府県名)	処理方法	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
秋田県	埋立	1, 829	1, 780	1, 547	1, 495	1, 508
山形県	埋立	892	786	785	742	734
茨城県	埋立	2, 113	2, 268	1, 469	2, 023	1, 776
群馬県	埋立	1, 401	1, 236	1, 170	1, 295	—
長野県	埋立	142	140	162	—	—
青森県	埋立	—	—	—	—	1, 312
計		6, 377	6, 210	5, 133	5, 555	5, 330

焼却灰資源化

単位：t

委託先所在地 (都道府県名)	処理方法	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
栃木県	溶融	152	149	266	350	406
愛知県	溶融	152	153	113	102	105
埼玉県	焼成	96	143	199	200	241
計		400	445	578	652	752

焼却灰

単位：t

焼却灰	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合 計	6, 777	6, 655	5, 711	6, 207	6, 082

健幸ポイントの登録者数の推移（令和元年度から令和４年度）

１ 登録者数の推移（各年度末時点）

	登録者数	年度別増加人数
令和元年度	2,037 人	2,037 人
令和２年度	2,565 人	528 人
令和３年度	3,046 人	481 人
令和４年度	3,485 人	439 人

２ 登録者数における年代別内訳（令和４年度末時点）

10代 以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代 以上	合計
36 人	246 人	709 人	778 人	861 人	601 人	316 人	59 人	3,606 人

※健幸ポイント事業の退会者を含むため、上記の合計と１の令和４年度末の登録者数とは異なります。

３ 地域別の人数（人）とその割合（％）（各年度末時点）

	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
緑	34	1.7	41	1.6	50	1.6	58	1.7
新玉	41	2.0	51	2.0	65	2.1	74	2.1
万年	18	0.9	23	0.9	25	0.8	30	0.9
幸	49	2.4	63	2.5	72	2.4	79	2.3
十字	38	1.9	43	1.7	49	1.6	58	1.7
片浦	10	0.5	13	0.5	16	0.5	19	0.5

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
早川	28	1.4	39	1.5	44	1.4	52	1.5
大窪	40	2.0	52	2.0	68	2.2	79	2.3
山王網一色	36	1.8	46	1.8	51	1.7	58	1.7
足柄	48	2.4	62	2.4	77	2.5	90	2.6
芦子	124	6.1	151	5.9	192	6.3	226	6.5
二川	67	3.3	92	3.6	109	3.6	119	3.4
久野	112	5.5	132	5.1	153	5.0	177	5.1
東富水	150	7.4	197	7.7	241	7.9	266	7.6
富水	258	12.7	352	13.7	403	13.2	458	13.1
桜井	91	4.5	118	4.6	140	4.6	157	4.5
酒匂・小八幡	137	6.7	159	6.2	178	5.8	207	5.9
下府中	164	8.1	195	7.6	237	7.8	270	7.7
富士見	70	3.4	83	3.2	101	3.3	104	3.0
豊川	123	6.0	146	5.7	164	5.4	186	5.3
上府中	66	3.2	98	3.8	117	3.8	142	4.1
曾我	19	0.9	22	0.9	26	0.9	31	0.9
下曾我	32	1.6	35	1.4	40	1.3	45	1.3
国府津	124	6.1	159	6.2	189	6.2	217	6.2
前羽	15	0.7	20	0.8	23	0.8	27	0.8
橘北	46	2.3	57	2.2	73	2.4	93	2.7
不明	97	4.8	116	4.5	143	4.7	163	4.7
合計	2,037	100	2,565	100	3,046	100	3,485	100

当初予算における新規事業に占める国・県支出金の財源内訳（平成30年度及び令和4年度）

平成30年度（2018年度）			（単位 円）				
款	目	小事業	新規事業内容	決算額	国庫支出金	県支出金	その他 一般財源
総務費	一般管理費	平和施策推進事業	次世代平和継承事業費	727,192	0	0	727,192
総務費	広報費	都市セーラース事業	小田原市公式ガイドブック製作費	3,834,000	1,917,000	0	1,917,000
総務費	防災対策費	防災拠点整備事業	重要給水施設水道管耐震化工事負担金	2,483,933	0	0	2,483,933
総務費	防災対策費	災害情報等収集伝達体制整備事業	コミュニティFM難聴区改善補助金	26,838,000	0	8,946,000	17,892,000
総務費	賦課徴収費	固定資産税・都市計画税賦課事業	証明書コンビニエンスストア交付サービス事業費	1,201,780	0	0	1,201,780
総務費	賦課徴収費	固定資産税・都市計画税賦課事業	証明書郵便局交付サービス事業費	1,382	0	0	1,382
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳等管理事務	証明書コンビニエンスストア交付サービス事業費	54,683,647	0	0	54,683,647
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳等管理事務	証明書郵便局交付サービス事業費	3,687,471	0	0	3,687,471
総務費	市民生活総務費	地域コミュニティ推進事業	地域事務局運営費	1,118,576	0	0	1,118,576
総務費	女性行政費	女性活躍推進事業	女性活躍推進事業	172,400	0	0	172,400
民生費	障害者福祉費	障がい相談支援事業	精神障がい者ピアサポート事業費	67,446	0	0	67,446
民生費	民間等保育所費	民間施設等運営費補助事業	保育エキスパート等研修代替保育士雇用補助金	0	0	0	0
民生費	民間等保育所費	民間施設等運営費補助事業	保育士宿舍借上支援事業費補助金	1,210,124	906,000	0	304,124
衛生費	予防費	不妊症・不育症治療費助成事業	不妊症治療費助成金	2,645,000	0	0	2,645,000
農林水産業費	農業振興費	地域農業活性化事業	耕作放棄地化予防対策委託料	2,384,920	1,192,460	0	1,192,460
農林水産業費	林業振興費	地域産木材利用拡大事業	学校の空間づくりモデル事業費	38,728,700	0	12,748,000	25,980,700
商工費	観光振興費	観光PR事業	北条早雲公顕彰五百年事業実行委員会負担金	5,000,000	2,500,000	0	2,500,000

平成30年度（2018年度）

（単位 円）

款	目	小事業	新規事業内容	決算額	国庫支出金	県支出金	その他 一般財源
土木費	都市計画総務費	歴史的風致維持向上計画推進 事業	改修整備費補助金	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000
土木費	公園緑化費	まちなか緑化支援事業	まちなか緑化助成事業補助金	2,697,098	0	0	2,697,098
土木費	霊園費	久野霊園管理運営事業	合葬式墓地調査・基本設計委 託料	9,547,200	0	0	9,547,200
教育費	事務局費	学校運営協議会推進事業	地域コーデイナー一賃金	1,234,140	0	0	1,234,140
教育費	事務局費	外国語教育推進事業	英語専科非常勤講師賃金	3,546,660	0	0	3,546,660
教育費	教育振興費（中学校）	部活動活性化事業	部活動指導員報酬	345,600	0	230,000	115,600
教育費	図書館費	駅前図書館施設整備事業	駅前図書館施設整備事業	20,810,004	0	0	20,810,004
教育費	尊徳記念館費	尊徳顕彰事業	映画「地上の星―二宮金次郎 伝」支援事業費	15,196,563	0	0	15,196,563
				204,161,836	9,515,460	21,924,000	172,722,376

令和4年度(2022年度)

(単位 円)

款	目	小事業	新規事業内容	決算額	国庫支出金	県支出金	その他 一般財源
議会費	議会費	本会議運営事業	議会用タブレット端末導入事業費	4,539,232	0	0	4,539,232
総務費	文書管理費	文書管理システム運用事業	文書管理システム運用事業	2,464,000	2,463,868	0	132
総務費	文化行政費	文化担い手育成事業	三の丸ホール鑑賞事業費	1,381,200	690,000	0	691,200
総務費	デジタル化推進費	ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業	ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業	15,087,500	0	0	15,087,500
総務費	デジタル化推進費	デジタル化によるまちづくり推進事業	キャッシュレス決済導入事業費	17,345,262	17,339,322	0	5,940
総務費	市民生活総務費	地域防犯力強化事業	特殊詐欺対策電話機器購入費補助金	126,000	0	62,000	64,000
民生費	社会福祉総務費	地域共生社会推進事業	フードバンク活動事業費補助金	500,000	0	500,000	0
民生費	老人福祉費	介護サービス事業者支援事業	介護職員キャリアアップ支援事業費補助金	86,000	0	0	86,000
民生費	母子福祉費	母子家庭等自立支援事業	母子・父子・寡婦支援事業費補助金	100,000	0	0	100,000
衛生費	予防費	健康増進計画推進事業	健康増進拠点検討事業費	0	0	0	0
衛生費	環境衛生費	犬・猫飼いやマナー啓発事業	ドッグラン開設事業費	2,087,344	0	0	2,087,344
衛生費	環境整備費	分散型エネルギーシステム先行モデル構築事業	分散型エネルギーシステム先行モデル構築事業	299,640	0	0	299,640
衛生費	じん芥処理費	焼却灰等資源化事業	家庭系剪定枝資源化委託料	28,820	0	0	28,820
農林水産業費	農業振興費	農業生物被害対策事業	イノシシ捕獲後処分費	1,062,500	0	0	1,062,500
農林水産業費	農業振興費	農業生物被害対策事業	多様な主体による活動スタートアップ事業費	2,000,000	0	1,000,000	1,000,000
商工費	商工業振興費	企業誘致促進事業	オフィス賃料等補助金	5,096,771	5,096,771	0	0
商工費	商工業振興費	企業誘致促進事業	リノベーション費用補助金	24,081,531	24,081,531	0	0
商工費	商工業振興費	新しい働き方に対応した企業誘致推進事業	コワーキングスペース利用料等補助金	667,381	667,381	0	0
商工費	商工業振興費	新しい働き方拠点運営事業	拠点運営委託料	27,225,000	12,036,000	0	15,189,000

令和4年度(2022年度)

(単位 円)

款	目	小事業	新規事業内容	決算額	国庫支出金	県支出金	その他 一般財源
商工費	商工業振興費	各種展示会・見本市出展補助事業(販路開拓事業)	海外展開マーケティング事業委託料	990,000	990,000	0	0
商工費	商工業振興費	各種展示会・見本市出展補助事業(販路開拓事業)	国際アカデミー実行委員会負担金	500,000	500,000	0	0
商工費	商工業振興費	各種展示会・見本市出展補助事業(販路開拓事業)	中小企業等販路開拓事業補助金	1,629,000	1,629,000	0	0
商工費	観光振興費	美食のまち小田原推進事業	美食のまち小田原推進事業	39,569,460	19,672,920	9,730,000	10,166,540
土木費	道路維持費	道路維持事業	道路脇法面对策調査・設計委託料	16,390,000	0	0	16,390,000
土木費	都市計画総務費	都市空間デザイン事業	都市空間デザイン事業	310,000	0	0	310,000
土木費	都市計画総務費	市街地再開発事業	小田原駅西口広場等機能拡充検討委託料	8,580,000	0	0	8,580,000
土木費	都市計画総務費	鉄道利用環境改善	鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金	7,315,000	0	0	7,315,000
土木費	公園緑化費	魅力ある街区公園・街路樹再整備事業	街区公園再整備計画策定委託料	4,809,200	0	0	4,809,200
消防費	非常備消防費	消防団運営事業	消防団整備強化検討支援委託料	3,630,000	0	0	3,630,000
教育費	事務局費	情操教育充実事業	音楽鑑賞会開催事業費	4,067,630	0	0	4,067,630
教育費	事務局費	新しい学校づくり推進事業	新玉小学校水泳授業実施委託料	1,435,500	0	0	1,435,500
教育費	小学校管理費	校庭芝生管理事業	三の丸小学校芝生化事業費	6,360,440	6,345,040	0	15,400
教育費	青少年対策費	青少年健全育成施策推進事業	青少年未来会議開催事業費	698,811	0	0	698,811
教育費	青少年対策費	子どもの社会参画力育成事業	非日常型体験学習事業委託料	2,445,120	0	1,052,000	1,393,120
教育費	図書館費	デジタル図書館事業	電子書籍導入事業費	5,843,068	5,130,268	0	712,800
				208,751,410	96,642,101	12,344,000	99,765,309

当初予算における新規事業に占める委託料の内訳（過去5年度分）

平成30年度（2018年度）			（単位 円）	
款	目	小事業	新規事業内容	決算額
総務費	一般管理費	平和施策推進事業	次世代平和継承事業費	727,192
総務費	広報費	都市セーラス事業	小田原市公式ガイドブック製作費	3,834,000
総務費	防災対策費	防災拠点整備事業	重要給水施設水道管耐震化工事負担金	2,483,933
総務費	防災対策費	災害情報等収集伝達体制整備事業	コミュニティFM難聴区改善補助金	26,838,000
総務費	賦課徴収費	固定資産税・都市計画税賦課事業	証明書コンビニエンスストア交付サービス事業費	1,201,780
総務費	賦課徴収費	固定資産税・都市計画税賦課事業	証明書郵便局交付サービス事業費	1,382
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳等管理事務	証明書コンビニエンスストア交付サービス事業費	54,683,647
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳等管理事務	証明書郵便局交付サービス事業費	3,687,471
総務費	市民生活総務費	地域コミュニティ推進事業	地域事務局運営費	1,118,576
総務費	女性行政費	女性活躍推進事業	女性活躍推進事業	172,400
民生費	障害者福祉費	障がい相談支援事業	精神障がい者ピアサポート事業費	67,446
民生費	民間等保育所費	民間施設等運営費補助事業	保育エキスパート等研修代替保育士雇用補助金	0
民生費	民間等保育所費	民間施設等運営費補助事業	保育士宿舍借上支援事業費補助金	1,210,124
衛生費	予防費	不妊症・不育症治療費助成事業	不妊症治療費助成金	2,645,000
農林水産業費	農業振興費	地域農業活性化事業	耕作放棄地化予防対策委託料	2,384,920
農林水産業費	林業振興費	地域産木材利用拡大事業	学校木の空間づくりモデル事業費	38,728,700
商工費	観光振興費	観光PR事業	北条早雲公顕彰五百年事業実行委員会負担金	5,000,000
土木費	都市計画総務費	歴史的風致維持向上計画推進事業	改修整備費補助金	6,000,000
土木費	公園緑化費	まちなか緑化支援事業	まちなか緑化助成事業補助金	2,697,098
土木費	霊園費	久野霊園管理運営事業	合葬式墓地調査・基本設計委託料	9,547,200
教育費	事務局費	学校運営協議会推進事業	地域コーナーネイター賃金	1,234,140
教育費	事務局費	外国語教育推進事業	英語専科非常勤講師賃金	3,546,660
教育費	教育振興費（中学校）	部活動活性化事業	部活動指導員報酬	345,600
教育費	図書館費	駅前図書館施設整備事業	駅前図書館施設整備事業	20,810,004
教育費	尊徳記念館費	尊徳顕彰事業	映画「地上の星一二宮金次郎伝」支援事業費	15,196,563
				204,161,836
				委託料内訳
				53.97%

令和元年度（2019年度）

（単位 円）

款	目	小事業	新規事業内容	決算額	うち委託料
総務費	企画費	市有建築物長期保全事業	公共施設包括管理事業費	96,020	0
民生費	社会福祉総務費	自立相談支援事業	家計改善支援員報酬	1,499,400	0
民生費	障害者福祉費	ノーマライゼーション理念普及事業	合理的配慮提供促進事業費	851,788	0
民生費	障害者福祉費	障がい者自立支援事業	（グループホーム）家賃助成事業費）通常利用者分	8,730,000	0
民生費	民間等保育所費	民間施設等運営費補助事業	保育補助者雇上強化事業費補助金	672,585	0
民生費	民間等保育所費	民間施設等運営費補助事業	保育所等賠償責任保険加入費補助金	575,776	0
衛生費	保健衛生総務費	骨髓移植ドナー支援事業	骨髓移植ドナー支援事業	0	0
衛生費	清掃総務費	ごみ減量意識啓発事業	食品ロス発生状況調査委託料	770,000	770,000
労働費	労働諸費	若年者雇用支援事業	保護者のための就活セミナー開催費	19,009	0
農林水産業費	林業振興費	森林整備事業	（仮称）おだわら森林ビジョン策定事業費	4,664,000	4,664,000
農林水産業費	林業振興費	木育推進事業	おだわら版森林インストラクター養成・派遣事業費	799,920	799,920
商工費	商工業振興費	プレミアム付商品券事業	プレミアム付商品券事業	121,680,601	45,522,569
商工費	観光振興費	観光案内所運営事業	早川臨時観光案内所開設事業費	2,904,745	943,799
商工費	観光振興費	観光案内所運営事業	回遊促進施設整備事業費	8,921,000	8,921,000
商工費	観光振興費	外国人来訪者おもてなし事業	訪日外国人等受入環境整備事業補助金	66,108,196	0
土木費	都市計画総務費	歴史的風致維持向上計画推進事業	民間まちづくり活動促進事業費補助金	0	0
教育費	学校管理費（小学校）	学校施設維持・管理事業	学校施設修繕ボランティア活動関係費	419,865	0
教育費	学校管理費（中学校）	学校施設維持・管理事業	学校施設修繕ボランティア活動関係費	389,165	0
				219,102,070	61,621,288
				委託料内訳 28.12%	

令和2年度（2020年度）

（単位 円）

款	目	小事業	新規事業内容	決算額	うち委託料
総務費	女性行政費	女性活躍推進事業	(仮称) おだぼし認定事業費	1,442,140	726,000
民生費	社会福祉総務費	ケアタウン推進事業	地域福祉相談支援委託料	5,494,500	5,494,500
民生費	社会福祉総務費	自立相談支援事業	就労準備支援委託料	1,236,000	1,236,000
民生費	社会福祉総務費	性的マイノリティ支援事業	(仮称) 小田原にじいろアクション事業費	0	0
民生費	障害者福祉費	障がい者相談支援事業	基幹相談支援センター事業費	6,057,710	5,500,000
民生費	障害者福祉費	障がい者生活支援事業	防災ハンドブック作成費	528,286	528,286
民生費	障害者福祉費	障がい児通所支援事業	(障害児医療的ケア支援事業費) ケア付き通学支援分	0	0
民生費	児童福祉総務費	教育・保育関連事務	保育所 A I 入所選考システム導入費	4,807,000	132,000
民生費	民間等保育所費	民間施設等運営費補助事業	短時間保育士雇上事業費補助金	727,918	0
民生費	民間等保育所費	就学前教育・保育充実事業	就学前教育・保育充実事業	36,000	0
民生費	生活保護費	生活保護事業	被保護者健康管理支援委託料	2,860,000	2,860,000
衛生費	予防費	予防接種事業	ロタウイルス予防接種	14,484,998	14,484,998
衛生費	予防費	健康相談事業	糖尿病性腎症重症化予防費	0	0
衛生費	予防費	がん検診事業	胃がん内視鏡健診委託料	6,656,002	6,656,002
衛生費	予防費	健康診査事業	尿中ナトリウム等追加検査委託料	14,616,074	14,616,074
衛生費	予防費	妊婦・産婦健康診査事業	産婦健康診査委託料	6,245,644	6,245,644
衛生費	清掃総務費	事業系ごみ減量強化事業	剪定枝資源化事業費	403,040	403,040
農林水産業費	農業振興費	地域農業活性化事業	スクミリンゴガイ対策事業費	500,000	500,000
農林水産業費	農業振興費	地域農業活性化事業	都市農地保全支援事業費補助金	13,500,000	0
土木費	都市計画総務費	市街地再開発関係事務	優良建築物等整備事業補助金	130,200,000	0
教育費	事務局費	スクール・サポート・スタッフ配置事業	スクール・サポート・スタッフ配置事業	3,709,368	0
教育費	幼稚園費	就学前教育・保育充実事業	アドバイザー委託料	148,500	148,500
教育費	青少年対策費	子ども会支援事業	子ども会活動支援委託料	198	198
				213,653,378	59,531,242

委託料内訳

27.86%

令和3年度（2021年度）

（単位 円）

款	目	小事業	新規事業内容	決算額	うち委託料
総務費	人事管理費	外部人材登用事業	外部人材登用事業	2,790,000	0
総務費	広報費	都市セールス事業	PR広告費	5,300,000	5,300,000
総務費	企画費	イノベーション推進事業	イノベーション推進事業	16,936,236	6,153,180
総務費	文化行政費	市民ホール整備事業	管理運営事業費	171,718,055	100,635,522
総務費	防災対策費	防災拠点整備事業	災害対策本部改修工事請負費	20,780,100	0
総務費	防災対策費	災害対策用資機材整備事業	津波対策用ヘルメット購入費	3,671,360	0
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳等管理事務	ご遺族手続きサポートコーナー設置事業費	1,092,300	0
民生費	社会福祉総務費	成年後見制度利用支援事業	中核機関運営委託料	2,518,000	2,518,000
民生費	障害者福祉費	障がい福祉サービス費等給付事業	行動障がい者支援事業費	13,675,000	0
民生費	障害者福祉費	障がい者就労支援事業	農福連携事業費	30,000	0
衛生費	予防費	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	105,182	0
衛生費	予防費	妊婦・産婦健康診査事業	産後ケア委託料	167,400	167,400
衛生費	予防費	子育て世代包括支援センター運営事業	センター分室整備事業費	2,066,499	0
農林水産業費	農業振興費	地域農業活性化事業	農福連携委託料	907,440	907,440
商工費	商工業振興費	中小企業経営支援事業	中小企業経営支援事業	2,944,000	0
商工費	商工業振興費	中小企業融資等支援事業	創業支援融資利子補給金	324,500	0
商工費	商工業振興費	新しい働き方推進環境整備事業	新しい働き方推進環境整備事業	13,502,712	7,173,215
商工費	観光振興費	観光案内所運営事業	観光交流センター管理運営事業費	27,015,590	27,015,590
土木費	都市計画総務費	市街地再開発関係事務	優良建築物等整備事業補助金	208,950,000	0
土木費	都市計画総務費	歴史的風致維持向上計画推進事業	効果測定調査委託料	3,905,000	3,905,000
教育費	事務局費	教職員人事・服務管理事業	教職員勤怠管理システム導入事業費	1,035,600	0
教育費	事務局費	学力向上支援事業	学力・学習状況調査委託料	802,420	802,420
教育費	青少年対策費	青少年リーダー育成事業	（仮称）みんなの夢応援事業費	35,168	35,168
				500,272,562	154,612,935

委託料内訳

30.91%

令和4年度（2022年度）

（単位 円）

款	目	小事業	新規事業内容	決算額	うち委託料
議会費	議会費	本会議運営事業	議会用タブレット端末導入事業費	4,539,232	285,450
総務費	文書管理費	文書管理システム運用事業	文書管理システム運用事業	2,464,000	0
総務費	文化行政費	文化担い手育成事業	三の丸ホール鑑賞事業費	1,381,200	955,900
総務費	デジタル化推進費	ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業	ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業	15,087,500	15,087,500
総務費	デジタル化推進費	デジタル化によるまちづくり推進事業	キャッシュレス決済導入事業費	17,345,262	16,816,072
総務費	市民生活総務費	地域防犯力強化事業	特殊詐欺対策電話機器購入費補助金	126,000	0
民生費	社会福祉総務費	地域共生社会推進事業	フードバンク活動事業費補助金	500,000	0
民生費	老人福祉費	介護サービス事業者支援事業	介護職員キャリアアップ支援事業費補助金	86,000	0
民生費	母子福祉費	母子家庭等自立支援事業	母子・父子・寡婦支援事業費補助金	100,000	0
衛生費	予防費	健康増進計画推進事業	健康増進拠点検討事業費	0	0
衛生費	環境衛生費	犬・猫飼いやマナー啓発事業	ドッグラン開設事業費	2,087,344	2,087,344
衛生費	環境整備費	分散型エネルギーシステム先行モデル構築事業	分散型エネルギーシステム先行モデル構築事業	299,640	0
衛生費	じん芥処理費	焼却灰等資源化事業	家庭系剪定枝資源化委託料	28,820	28,820
農林水産業費	農業振興費	農業生物被害対策事業	イノシン捕獲後処分費	1,062,500	0
農林水産業費	農業振興費	農業生物被害対策事業	多様な主体による活動スタートアップ事業費	2,000,000	0
商工費	商工業振興費	企業誘致促進事業	オフィス賃料等補助金	5,096,771	0
商工費	商工業振興費	企業誘致促進事業	リノベーション費用補助金	24,081,531	0
商工費	商工業振興費	新しい働き方に対応した企業誘致推進事業	コワーキングスペース利用料等補助金	667,381	0
商工費	商工業振興費	新しい働き方拠点運営事業	拠点運営委託料	27,225,000	27,225,000
商工費	商工業振興費	各種展示会・見本市出展補助事業（販路開拓事業）	海外展開マーケティング事業委託料	990,000	990,000
商工費	商工業振興費	各種展示会・見本市出展補助事業（販路開拓事業）	国際アカデミー実行委員会負担金	500,000	0
商工費	商工業振興費	各種展示会・見本市出展補助事業（販路開拓事業）	中小企業等販路開拓事業補助金	1,629,000	0
商工費	観光振興費	美食のまち小田原推進事業	美食のまち小田原推進事業	39,569,460	38,130,000
土木費	道路維持費	道路維持事業	道路脇法面对策調査・設計委託料	16,390,000	16,390,000
土木費	都市計画総務費	都市空間デザイン事業	都市空間デザイン事業	310,000	0
土木費	都市計画総務費	市街地再開発事業	小田原駅西口広場等機能拡充検討委託料	8,580,000	8,580,000
土木費	都市計画総務費	鉄道利用環境改善	鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金	7,315,000	0
土木費	公園緑化費	魅力ある街区公園・街路樹再整備事業	街区公園再整備計画策定委託料	4,809,200	4,809,200
消防費	非常備消防費	消防団運営事業	消防団整備強化検討支援委託料	3,630,000	3,630,000

令和4年度（2022年度）			（単位 円）	
款	目	小事業	新規事業内容	決算額
教育費	事務局費	情報教育充実事業	音楽鑑賞会開催事業費	4,067,630
教育費	事務局費	新しい学校づくり推進事業	新玉小学校水泳授業実施委託料	1,435,500
教育費	小学校管理費	校庭芝生管理事業	三の丸小学校芝生化学事業費	6,360,440
教育費	青少年対策費	青少年健全育成施策推進事業	青少年未来会議開催事業費	698,811
教育費	青少年対策費	子どもの社会参画力育成事業	非日常型体験学習事業委託料	2,445,120
教育費	図書館費	デジタル図書館事業	電子書籍導入事業費	5,843,068
				208,751,410
				146,295,436
				70.08%
			委託料内訳	

当初予算における新規事業に占める補助金の内訳（過去5年度分）

平成30年度（2018年度）			（単位 円）		
款	目	小事業	新規事業内容	決算額	うち補助金
総務費	一般管理費	平和施策推進事業	次世代平和継承事業費	727,192	0
総務費	広報費	都市セールス事業	小田原市公式ガイドブック製作費	3,834,000	0
総務費	防災対策費	防災拠点整備事業	重要給水施設水道管耐震化工事負担金	2,483,933	0
総務費	防災対策費	災害情報等収集伝達体制整備事業	コミュニティFM難聴区改善補助金	26,838,000	26,838,000
総務費	賦課徴収費	固定資産税・都市計画税賦課事業	証明書コンビニエンスストア交付サービス事業費	1,201,780	0
総務費	賦課徴収費	固定資産税・都市計画税賦課事業	証明書郵便局交付サービス事業費	1,382	0
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳等管理事務	証明書コンビニエンスストア交付サービス事業費	54,683,647	0
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳等管理事務	証明書郵便局交付サービス事業費	3,687,471	0
総務費	市民生活総務費	地域コミュニティ推進事業	地域事務局運営費	1,118,576	0
総務費	女性行政費	女性活躍推進事業	女性活躍推進事業	172,400	0
民生費	障害者福祉費	障がい相談支援事業	精神障がい者ピアサポート事業費	67,446	0
民生費	民間等保育所費	民間施設等運営費補助事業	保育エキスパート等研修代替保育士雇用補助金	0	0
民生費	民間等保育所費	民間施設等運営費補助事業	保育士宿舍借上支援事業費補助金	1,210,124	1,210,124
衛生費	予防費	不妊症・不育症治療費助成事業	不妊症治療費助成金	2,645,000	2,645,000
農林水産業費	農業振興費	地域農業活性化事業	耕作放棄地化予防対策委託料	2,384,920	0
農林水産業費	林業振興費	地域産木材利用拡大事業	学校木の空間づくりモデル事業費	38,728,700	0
商工費	観光振興費	観光PR事業	北条早雲公顕彰五百年事業実行委員会負担金	5,000,000	0
土木費	都市計画総務費	歴史的風致維持向上計画推進事業	改修整備費補助金	6,000,000	6,000,000
土木費	公園緑化費	まちなか緑化支援事業	まちなか緑化助成事業補助金	2,697,098	2,697,098
土木費	霊園費	久野霊園管理運営事業	合葬式墓地調査・基本設計委託料	9,547,200	0
教育費	事務局費	学校運営協議会推進事業	地域コーナーネイター賃金	1,234,140	0
教育費	事務局費	外国語教育推進事業	英語専科非常勤講師賃金	3,546,660	0
教育費	教育振興費（中学校）	部活動活性化事業	部活動指導員報酬	345,600	0
教育費	図書館費	駅前図書館施設整備事業	駅前図書館施設整備事業	20,810,004	0
教育費	尊徳記念館費	尊徳顕彰事業	映画「地上の星一二宮金次郎伝」支援事業費	15,196,563	0
				204,161,836	39,390,222
				補助金内訳	
				19.29%	

令和元年度（2019年度）

（単位 円）

款	目	小事業	新規事業内容	決算額	うち補助金
総務費	企画費	市有建築物長期保全事業	公共施設包括管理事業費	96,020	0
民生費	社会福祉総務費	自立相談支援事業	家計改善支援員報酬	1,499,400	0
民生費	障害者福祉費	ノーマライゼーション理念普及事業	合理的配慮提供促進事業費	851,788	752,260
民生費	障害者福祉費	障がい者自立支援事業	（グループホーム）家賃助成事業費）通常利用者分	8,730,000	0
民生費	民間等保育所費	民間施設等運営費補助事業	保育補助者雇上強化事業費補助金	672,585	672,585
民生費	民間等保育所費	民間施設等運営費補助事業	保育所等賠償責任保険加入費補助金	575,776	575,776
衛生費	保健衛生総務費	骨髓移植ドナー支援事業	骨髓移植ドナー支援事業	0	0
衛生費	清掃総務費	ごみ減量意識啓発事業	食品ロス発生状況調査委託料	770,000	0
労働費	労働諸費	若年者雇用支援事業	保護者のための就活セミナー開催費	19,009	0
農林水産業費	林業振興費	森林整備事業	（仮称）おだわら森林ビジョン策定事業費	4,664,000	0
農林水産業費	林業振興費	木育推進事業	おだわら版森林インストラクター養成・派遣事業費	799,920	0
商工費	商工業振興費	プレミアム付商品券事業	プレミアム付商品券事業	121,680,601	71,670,800
商工費	観光振興費	観光案内所運営事業	早川臨時観光案内所開設事業費	2,904,745	0
商工費	観光振興費	観光案内所運営事業	回遊促進施設整備事業費	8,921,000	0
商工費	観光振興費	外国人来訪者おもてなし事業	訪日外国人等受入環境整備事業補助金	66,108,196	66,108,196
土木費	都市計画総務費	歴史的風致維持向上計画推進事業	民間まちづくり活動促進事業費補助金	0	0
教育費	学校管理費（小学校）	学校施設維持・管理事業	学校施設修繕ボランティア活動関係費	419,865	0
教育費	学校管理費（中学校）	学校施設維持・管理事業	学校施設修繕ボランティア活動関係費	389,165	0
				219,102,070	139,779,617
				補助金内訳 63.80%	

令和2年度（2020年度）

（単位 円）

款	目	小事業	新規事業内容	決算額	うち補助金
総務費	女性行政費	女性活躍推進事業	(仮称) おだぼし認定事業費	1,442,140	0
民生費	社会福祉総務費	ケアタウン推進事業	地域福祉相談支援委託料	5,494,500	0
民生費	社会福祉総務費	自立相談支援事業	就労準備支援委託料	1,236,000	0
民生費	社会福祉総務費	性的マイノリティ支援事業	(仮称) 小田原にじいろアクション事業費	0	0
民生費	障害者福祉費	障がい者相談支援事業	基幹相談支援センター事業費	6,057,710	0
民生費	障害者福祉費	障がい者生活支援事業	防災ハンドブック作成費	528,286	0
民生費	障害者福祉費	障がい児通所支援事業	(障害児医療的ケア支援事業費) ケア付き通学支援分	0	0
民生費	児童福祉総務費	教育・保育関連事務	保育所 A I 入所選考システム導入費	4,807,000	0
民生費	民間等保育所費	民間施設等運営費補助事業	短時間保育士雇上事業費補助金	727,918	727,918
民生費	民間等保育所費	就学前教育・保育充実事業	就学前教育・保育充実事業	36,000	0
民生費	生活保護費	生活保護事業	被保護者健康管理支援委託料	2,860,000	0
衛生費	予防費	予防接種事業	ロタウイルス予防接種	14,484,998	0
衛生費	予防費	健康相談事業	糖尿病性腎症重症化予防費	0	0
衛生費	予防費	がん検診事業	胃がん内視鏡健診委託料	6,656,002	0
衛生費	予防費	健康診査事業	尿中ナトリウム等追加検査委託料	14,616,074	0
衛生費	予防費	妊婦・産婦健康診査事業	産婦健康診査委託料	6,245,644	0
衛生費	清掃総務費	事業系ごみ減量強化事業	剪定枝資源化事業費	403,040	0
農林水産業費	農業振興費	地域農業活性化事業	スクミリンゴガイ対策事業費	500,000	0
農林水産業費	農業振興費	地域農業活性化事業	都市農地保全支援事業費補助金	13,500,000	13,500,000
土木費	都市計画総務費	市街地再開発関係事務	優良建築物等整備事業補助金	130,200,000	130,200,000
教育費	事務局費	スクール・サポート・スタッフ配置事業	スクール・サポート・スタッフ配置事業	3,709,368	0
教育費	幼稚園費	就学前教育・保育充実事業	アドバイザー委託料	148,500	0
教育費	青少年対策費	子ども会支援事業	子ども会活動支援委託料	198	0
				213,653,378	144,427,918

補助金内訳 67.60%

令和3年度（2021年度）

（単位 円）

款	目	小事業	新規事業内容	決算額	うち補助金
総務費	人事管理費	外部人材登用事業	外部人材登用事業	2,790,000	0
総務費	広報費	都市セールス事業	PR広告費	5,300,000	0
総務費	企画費	イノベーション推進事業	イノベーション推進事業	16,936,236	0
総務費	文化行政費	市民ホール整備事業	管理運営事業費	171,718,055	0
総務費	防災対策費	防災拠点整備事業	災害対策本部改修工事請負費	20,780,100	0
総務費	防災対策費	災害対策用資機材整備事業	津波対策用ヘルメット購入費	3,671,360	0
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳等管理事務	ご遺族手続きサポートコーナー設置事業費	1,092,300	0
民生費	社会福祉総務費	成年後見制度利用支援事業	中核機関運営委託料	2,518,000	0
民生費	障害者福祉費	障がい福祉サービス費等給付事業	行動障がい者支援事業費	13,675,000	0
民生費	障害者福祉費	障がい者就労支援事業	農福連携事業費	30,000	0
衛生費	予防費	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	105,182	0
衛生費	予防費	妊婦・産婦健康診査事業	産後ケア委託料	167,400	0
衛生費	予防費	子育て世代包括支援センター運営事業	センター分室整備事業費	2,066,499	0
農林水産業費	農業振興費	地域農業活性化事業	農福連携委託料	907,440	0
商工費	商工業振興費	中小企業経営支援事業	中小企業経営支援事業	2,944,000	0
商工費	商工業振興費	中小企業融資等支援事業	創業支援融資利子補給金	324,500	324,500
商工費	商工業振興費	新しい働き方推進環境整備事業	新しい働き方推進環境整備事業	13,502,712	0
商工費	観光振興費	観光案内所運営事業	観光交流センター管理運営事業費	27,015,590	0
土木費	都市計画総務費	市街地再開発関係事務	優良建築物等整備事業補助金	208,950,000	208,950,000
土木費	都市計画総務費	歴史的風致維持向上計画推進事業	効果測定調査委託料	3,905,000	0
教育費	事務局費	教職員人事・服務管理事業	教職員勤怠管理システム導入事業費	1,035,600	0
教育費	事務局費	学力向上支援事業	学力・学習状況調査委託料	802,420	0
教育費	青少年対策費	青少年リーダー育成事業	（仮称）みんなの夢応援事業費	35,168	0
				500,272,562	209,274,500

補助金内訳

41.83%

令和4年度（2022年度）

（単位 円）

款	目	小事業	新規事業内容	決算額	うち補助金
議会費	議会費	本会議運営事業	議会用タブレット端末導入事業費	4,539,232	0
総務費	文書管理費	文書管理システム運用事業	文書管理システム運用事業	2,464,000	0
総務費	文化行政費	文化担い手育成事業	三の丸ホール鑑賞事業費	1,381,200	0
総務費	デジタル化推進費	ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業	ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業	15,087,500	0
総務費	デジタル化推進費	デジタル化によるまちづくり推進事業	キャッシュレス決済導入事業費	17,345,262	0
総務費	市民生活総務費	地域防犯力強化事業	特殊詐欺対策電話機器購入費補助金	126,000	126,000
民生費	社会福祉総務費	地域共生社会推進事業	フードバンク活動事業費補助金	500,000	500,000
民生費	老人福祉費	介護サービス事業者支援事業	介護職員キャリアアップ支援事業費補助金	86,000	86,000
民生費	母子福祉費	母子家庭等自立支援事業	母子・父子・寡婦支援事業費補助金	100,000	100,000
衛生費	予防費	健康増進計画推進事業	健康増進拠点検診事業費	0	0
衛生費	環境衛生費	犬・猫飼いやマナー啓発事業	ドッグラン開設事業費	2,087,344	0
衛生費	環境整備費	分散型エネルギーシステム先行モデル構築事業	分散型エネルギーシステム先行モデル構築事業	299,640	0
衛生費	じん芥処理費	焼却灰等資源化事業	家庭系剪定枝資源化委託料	28,820	0
農林水産業費	農業振興費	農業生物被害対策事業	イノシン捕獲後処分費	1,062,500	1,062,500
農林水産業費	農業振興費	農業生物被害対策事業	多様な主体による活動スタートアップ事業費	2,000,000	2,000,000
商工費	商工業振興費	企業誘致促進事業	オフィス賃料等補助金	5,096,771	5,096,771
商工費	商工業振興費	企業誘致促進事業	リノベーション費用補助金	24,081,531	24,081,531
商工費	商工業振興費	新しい働き方に対応した企業誘致推進事業	コワーキングスペース利用料等補助金	667,381	667,381
商工費	商工業振興費	新しい働き方拠点運営事業	拠点運営委託料	27,225,000	0
商工費	商工業振興費	各種展示会・見本市出展補助事業（販路開拓事業）	海外展開マーケティング事業委託料	990,000	0
商工費	商工業振興費	各種展示会・見本市出展補助事業（販路開拓事業）	国際アカデミー実行委員会負担金	500,000	0
商工費	商工業振興費	各種展示会・見本市出展補助事業（販路開拓事業）	中小企業等販路開拓事業補助金	1,629,000	1,629,000
商工費	観光振興費	美食のまち小田原推進事業	美食のまち小田原推進事業	39,569,460	0
土木費	道路維持費	道路維持事業	道路脇法面対策調査・設計委託料	16,390,000	0
土木費	都市計画総務費	都市空間デザイン事業	都市空間デザイン事業	310,000	0
土木費	都市計画総務費	市街地再開発事業	小田原駅西口広場等機能拡充検討委託料	8,580,000	0
土木費	都市計画総務費	鉄道利用環境改善	鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金	7,315,000	7,315,000
土木費	公園緑化費	魅力ある街区公園・街路樹再整備事業	街区公園再整備計画策定委託料	4,809,200	0
消防費	非常備消防費	消防団運営事業	消防団整備強化検討支援委託料	3,630,000	0

令和4年度（2022年度）				（単位 円）	
款	目	小事業	新規事業内容	決算額	うち補助金
教育費	事務局費	情報教育充実事業	音楽鑑賞会開催事業費	4,067,630	0
教育費	事務局費	新しい学校づくり推進事業	新玉小学校水泳授業実施委託料	1,435,500	0
教育費	小学校管理費	校庭芝生管理事業	三の丸小学校芝生化学業費	6,360,440	0
教育費	青少年対策費	青少年健全育成施策推進事業	青少年未来会議開催事業費	698,811	0
教育費	青少年対策費	子どもの社会参画力育成事業	非日常型体験学習事業委託料	2,445,120	0
教育費	図書館費	デジタル図書館事業	電子書籍導入事業費	5,843,068	0
				208,751,410	42,664,183
				補助金内訳	
				20.44%	

焼却灰等資源化処分等委託料内訳（令和２年度～令和４年度）

（円）

業務名	令和２年度決算	令和３年度決算	令和４年度決算
焼却灰埋立	171, 103, 923	186, 599, 869	179, 193, 790
焼却灰資源化	27, 186, 897	31, 275, 983	36, 178, 187
破碎後可燃物残渣資源化	104, 461, 671	94, 539, 838	94, 902, 983
不燃物残渣埋立	25, 811, 809	20, 836, 029	13, 647, 480
不燃物残渣資源化	12, 786, 581	8, 536, 458	10, 216, 642
ガラス残渣等資源化	9, 467, 225	13, 419, 376	10, 623, 852
スプレー缶等処分	11, 433, 895	11, 181, 610	11, 507, 070
蛍光灯処分	3, 786, 090	3, 283, 940	3, 760, 446
乾電池処分	1, 922, 921	1, 550, 295	2, 330, 888
ビデオテープ等処分	5, 659, 599	2, 857, 085	2, 210, 997
電子基板取り外し等	43, 543	56, 046	36, 896
焼却灰分析調査	1, 210, 000	1, 815, 000	1, 815, 000
焼却灰積込運搬	14, 135, 000	12, 650, 000	11, 803, 000
剪定枝資源化	—	—	28, 820
合計	389, 009, 154	388, 601, 529	378, 256, 051

「美食のまち」づくり事業における市場調査結果

1 分析結果

(1) 観光客数の特徴と課題

- ・ 周辺エリアを訪れている多くの人が小田原（通過率 66.0%）
を通過
- ・ 特に 20 代女性の通過率が高い（20 代女性通過率 72.7%）
- ・ 南関東居住者の利用が多い（南関東 86%）
- ・ 土日祝日と平日の利用者数の差（土日祝日 2.1 倍以上）

(2) 来訪単価の特徴と課題

- ・ 市内での周遊が促進されていない（平均 1.04 エリア／来訪）
- ・ 昼間に消費が集中（11 時～15 時 49.4%）
- ・ 宿泊利用が少ない（宿泊率 1.3%）
- ・ 来訪時の平均利用回数が少ない（利用回数 1.3 回／来訪）

2 事業者からの提案内容

(1) 客数増

施 策	アクション
通過率の高さの改善	小田原（特に食）についての認知施策
土日から平日へのシフト	土日観光から平日観光へのシフト
40～60 代ビジネス男性消費活性化	出張者へ観光消費の訴求
リピーター獲得	小田原への再訪問を訴求

(2) 単価増

施 策	アクション
日中帯への集中を分散	夜利用の促進と滞在時間の拡大
市内周遊の促進	郊外や漁港エリアへ足を延ばす

3 分析結果を踏まえた「美食のまち」づくり事業の今後の取組内容

- ・「美食のまち」を目当てに、本市へ立ち寄るような取組内容を検討する。
- ・まずは、「日本一の朝食」があるまちの取組により、食による観光消費額の増加を目指す。
- ・美食のまち小田原推進協議会では、若者・女性のチームによる新商品の開発等を目指す。
- ・小田原の食の認知度を上げるため、市民サポーターを設立する。
- ・中心市街地での本市の特徴ある食に関する情報発信や食体験を実施することにより、市内への回遊を図る。

○手話通訳者等派遣事業（平成 30 年度～令和 4 年度）

（１）意思疎通支援者派遣実績 （件）

年度	県派遣（うち要約筆記者）	市派遣（うち要約筆記者）
平成 30 年度	13	255（41）
令和元年度	7	210（47）
令和 2 年度	5	169（28）
令和 3 年度	10（1）	242（31）
令和 4 年度	11	188（26）

（２）意思疎通支援者登録者数 （人）

年度	手話通訳者 （うち市内在住）	要約筆記者〔手書き〕 （うち市内在住）	要約筆記者〔PC〕 （うち市内在住）
平成 30 年度	9（4）	15（12）	8（2）
令和元年度	10（4）	13（11）	7（2）
令和 2 年度	9（4）	12（10）	8（3）
令和 3 年度	9（4）	12（8）	7（3）
令和 4 年度	9（3）	12（8）	8（3）

決算特別委員会請求資料 23 人権・男女共同参画課

男女共同参画セミナー（過去 5 年度分の実績）

令和 4 年度

日 程	内 容	講 師	参加人数
7 月 29 日（金）	私の中にもある？無意識の思い込み ～アンコンシャス・バイアス～	関東学院大学経済経営研究 客員研究員 谷 俊子	36 人
12 月 15 日（木）	性暴力 #知ることで変えられる未来がある	NPO 法人 mimosas 代表理事 疋田万理	16 人

令和 3 年度

日 程	内 容	講 師	参加人数
8 月 28 日（土）	参加のための ZOOM 基礎講座	株式会社インスタイル 代表取締役 宇田川路代	10 人
9 月 25 日（土）	主催のための ZOOM 応用講座		21 人

令和 2 年度

日 程	内 容	講 師	参加人数
①11 月 14 日（土） ②11 月 21 日（土） ③11 月 28 日（土） ④12 月 5 日（土）	女性のエンパワーメント講座 「リーダーに必要な発信力をつけるはじめ の一步（オンライン連続講座）」	①井手英策（慶應義塾大学 経済学部教授） ③谷山牧（国際医療福祉大 学教授） ②④宇田川路代（株）イン スタイル	各回とも 30 人

令和元年度

日 程	内 容	講 師	参加人数
6 月 22 日（土）	らしさの美学 ～人生を自分らしく舞う～	花柳 琴臣 （舞踊家）	84 人
①8 月 25 日（日） ②9 月 28 日（土） ③10 月 18 日（金）	女性のエンパワーメント講座 ①試してたのしい備えの知恵（UME CO夏休みボランティア体験講座） ②あなたに伝えたい小学生だった私が 体験した東日本大震災～いまの私にで ること～ ③私たちの防災座談会@おだわら	①③箕輪真理（おだわら子 ども防災） ②武山ひかる、高橋さつき （東松島学生震災ガイド TT）	① 8 人 ② 62 人 ③ 7 人

平成30年度

日 程	内 容	講 師	参加人数
6月9日（土）	働き女子～自分もまわりも幸せにする 仕事術～	永田 潤子氏 （大阪市立大学大学院都市経 営研究科教授）	70 人
①9月29（土） ②10月13（土） ③11月4日（日）	家族力UP応援クッキング講座	万戸朋子氏 （たのしい輪の会）	①16 人 ②28 人 ③19 人
10月25日（木）	仕事の家庭も大切にしたい！ママのため のマネーコントロール術	秋山 友美氏（湘南・茅ヶ 崎の家計のコーチ）	23 人
10月29日（月）	ワーキングママになろう！おしごと準 備セミナー	就職支援ナビゲーター（ハ ローワーク小田原）	10 人
11月29日（木）	イライラで後悔しない アンガーマネ ージメント講座～怒りを力に変える小 さなコツ～	秋山 礼子氏（社団法人日 本アンガーマネージメント 協会）	33 人
①2月3日（日） ②2月9日（土）	調理体験教室～準備から片付けまで～ 笑顔がはじけるパパの手料理	栗本 公恵氏（小田原短期 大学教授）	①8 人 ②10 人

女性活躍推進講演会（過去２年度分の実績）

年 度	内 容	講 師	参加人数/会場
令和４年度 (令和５年２月３日)	「持続可能な地域を創るＤＥ＆Ｉ～企業 の在り方・取り組み方」	ＳＤＧパートナーズ有限会社 代表取締役ＣＥＯ、国際フォーラム代表理事 田瀬 和夫 コーディネーター ODCatalyst 代表 本木 和子	61 人 / オンライン開催
令和３年度 (令和４年２月４日)	「女性が活躍する組織はなぜ強いのか」	作家、ジャーナリスト、元日経ウーマン編集長 麓 幸子 コーディネーター ODCatalyst 代表 本木 和子	64 人 / オンライン開催 及び小田原イノベーションラボ

決算特別委員会請求資料 25 人権・男女共同参画課

人権を考える講演会（過去 5 年度分の実績）

年 度	内 容	講 師	参加人数/会場
令和 4 年度 (11 月 9 日)	「息子と母で歩んだ『希望への道』」 内容：前半はトークライブ、後半はヴァイオリンコンサートの 2 部構成。障害に対する理解や知識を深めることを目的とし、ハンデキャップを持つ講師自身の経験談に加え、家族目線でのリアルな声を聴取者に届ける。	ヴァイオリニスト 式町 ^{みずき} 水晶 水晶さんの母 式町 啓子	190 人 三の丸ホール 小ホール
令和 3 年度 (オンライン講演会) (11 月 26 日)	「ダブルハピネス ～辛さが 2 倍なら楽しさも 2 倍！～」 内容：「LGBTQ」をテーマとし、性的マイノリティに関する知識を深めるのと同時に、多様な家族の在り方、家族間における性的マイノリティについて考えるきっかけづくりとする。	NPO 法人東京レインボー ライド共同代表理事 杉山 文野	60 人 けやきホール (オンライン参加 36、パブリックビュー ーイング会場参加 24)
令和 2 年度 (動画配信) (12 月 4 日～1 月 11 日)	「コロナ禍で起きる人権問題」 動画 1：「コロナ禍の中の人権 ～在日外国人の現場から～」(約 9 分) 動画 2：「コロナ禍での共生と人権を考える」(約 10 分 30 秒)	NPO 法人在日外国人教育生活相 談センター・信愛塾 センター長 竹川 真理子 (動画 1) 理事 大石 文雄 (動画 2)	再生回数 動画 1：15 件 動画 2：14 件
令和元年度 (10 月 29 日)	「過去の災害から学ぶ、これからの地域防災」 ～ジェンダーの視点で考える～ 内容：防災におけるジェンダー平等についての理解を深めることにより、地域の防災力を高め、かつ多様性のある地域社会を目指す。	フリーの国際協力、ジェンダー専門家 内閣府男女共同参画推進連携 会議有識者議員 大崎 麻子	210 人 けやきホール
平成 30 年度 (11 月 1 日)	「おはなしとピアノコンサート」 内容：難病により両手の演奏機能を失いながらも数々の試練を乗り越え NY で活躍するピアニストによるおはなしと演奏。	ピアニスト 西川悟平	720 人 市民会館大ホール

市長部局の特別職の年間給与及び退職金について

区分	令和４年度年間給与額	退職手当見込額
市長	18,005,559 円	21,340,800 円 ※１
副市長	14,889,212 円	11,764,800 円 ※１
政策監	9,221,470 円	423,522 円 ※２

<退職手当見込額>

※１ 市長、副市長は、任期満了（４年）時の額

※２ 政策監は、任期満了（１年）時の額

<参考：退職手当支給のルール>

- ・市長、副市長の退職手当は、小田原市常勤の特別職の給与に関する条例に基づき、退職又はその任期（４年）が満了した場合等に支給する。
- ・政策監の退職手当は、小田原市職員の退職手当に関する条例に基づき、任期満了（１年）ごとに支給せず、退職時に在職期間を通算し、その期間に応じた割合を乗じて支給する。

生活応援隊の実施状況（令和元年度から令和４年度）

年度	地区数及び地区名	実施件数	負担金決算額
令和元年度	９地区 （東富水、早川、久野、 酒匂・小八幡、足柄、 二川、前羽、上府中、 十字）	２，６６２件	８５０，０００円
令和２年度	１０地区 （東富水、早川、久野、 酒匂・小八幡、足柄、 二川、前羽、上府中、 十字、富士見）	２，２３１件	７５２，００８円
令和３年度	１０地区 （東富水、早川、久野、 酒匂・小八幡、足柄、 二川、前羽、上府中、 十字、富士見）	２，２９６件	８３８，７３９円
令和４年度	１０地区 （東富水、早川、久野、 酒匂・小八幡、足柄、 二川、前羽、上府中、 十字、富士見）	２，６８１件	７１６，８３９円

決算特別委員会請求資料28 教育指導課

要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の人数、金額の推移
(平成30年度から令和4年度)

				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童生徒援助費	要保護	小	人数 (人)	9	24	11	15	9
			金額 (円)	157,740	419,884	46,950	274,469	179,791
		中	人数 (人)	16	16	5	9	19
			金額 (円)	903,117	854,926	35,532	153,977	1,106,754
		計	人数 (人)	25	40	16	24	28
			金額 (円)	1,060,857	1,274,810	82,482	428,446	1,286,545
	準要保護	小	人数 (人)	1,508	1,406	1,373	1,310	1,216
			金額 (円)	114,362,483	111,982,488	100,687,133	45,374,118	44,970,722
		中	人数 (人)	827	760	786	796	746
			金額 (円)	74,431,846	70,431,057	55,655,563	22,945,967	33,689,313
		計	人数 (人)	2,335	2,166	2,159	2,106	1,962
			金額 (円)	188,794,329	182,413,545	156,342,696	68,320,085	78,660,035
特別支援教育就学奨励費	小	人数 (人)	167	179	194	217	290	
		金額 (円)	5,017,222	5,372,573	4,666,613	6,394,498	9,755,385	
	中	人数 (人)	51	50	56	58	79	
		金額 (円)	2,347,616	2,233,957	1,885,257	2,179,368	4,037,439	
	計	人数 (人)	218	229	250	275	369	
		金額 (円)	7,364,838	7,606,530	6,551,870	8,573,866	13,792,824	

※ 令和3年度以降、準要保護児童生徒援助費のうち給食費は現物給付としたため、援助費としては支給していない。

決算特別委員会請求資料29 教育総務課

小中学校施設維持・管理事業

過去5年間(平成30年度～令和4年度)の学校施設維持修繕料・工事請負費の決算額・件数・主な内容

年度	区分	科目	決算額(円)					件数 (件)	主な内容
			事業費	国庫補助金	地方債	基金繰入金	一般財源		
H30	小学校	維持修繕料	39,461,558				39,461,558	263	雨漏り修繕、照明交換、トイレ修繕等
		工事請負費	977,457,605	147,551,000	675,600,000	84,484,453	69,822,152	56	トイレ洋式化、フェンス新設、普通教室空調設置等
	中学校	維持修繕料	24,182,883				24,182,883	170	雨漏り修繕、照明交換、トイレ修繕等
		工事請負費	293,735,796	34,971,000	206,700,000	31,238,735	20,826,061	18	トイレ洋式化、フェンス新設、普通教室空調設置等
R元	小学校	維持修繕料	70,820,695				70,820,695	322	雨漏り修繕(台風19号対応)、トイレ修繕等
		工事請負費	1,031,024,153	178,923,000	841,600,000		10,501,153	23	普通教室空調設置、トイレ改修等
	中学校	維持修繕料	41,285,935				41,285,935	208	雨漏り修繕(台風19号対応)、トイレ修繕等
		工事請負費	575,223,231	102,303,000	463,200,000		9,720,231	25	普通教室空調設置、トイレ改修等
R2	小学校	維持修繕料	51,387,379				51,387,379	247	雨漏り修繕、照明交換、トイレ修繕等
		工事請負費	409,224,410	69,937,000	276,000,000	18,299,100	44,988,310	35	特別教室空調設置、外壁改修、トイレ改修等
	中学校	維持修繕料	36,441,645				36,441,645	194	雨漏り修繕、照明交換、トイレ修繕等
		工事請負費	74,297,300	18,140,000	50,800,000		5,357,300	3	外壁改修、受水槽改修等
R3 ※	小学校	維持修繕料	34,964,471				34,964,471	194	雨漏り修繕、漏水修繕、トイレ修繕等
		工事請負費	304,236,518	61,940,000	167,300,000		74,996,518	104	特別教室空調設置、トイレ改修等
	中学校	維持修繕料	18,013,178				18,013,178	103	雨漏り修繕、漏水修繕、トイレ修繕等
		工事請負費	144,192,099	24,019,000	91,600,000		28,573,099	36	外壁改修、トイレ改修等
R4	小学校	維持修繕料	22,570,787				22,570,787	157	雨漏り修繕、照明交換、床修繕等
		工事請負費	351,165,499	46,755,000	234,100,000		70,310,499	112	特別教室空調設置、屋根改修、床改修、トイレ改修等
	中学校	維持修繕料	18,766,911				18,766,911	104	雨漏り修繕、照明交換、床修繕等
		工事請負費	265,187,983	55,452,000	152,000,000		57,735,983	59	グラウンド改修、トイレ改修等

※R3以降、それまで維持修繕料で執行していた修繕の一部を工事請負費で執行するようになったため、件数が増加している

若年者雇用支援事業ジョブスタディにおける、
過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度）の参加企業数と参加生徒数

平成 30 年度

- ・ 第 1 部 働くを知るセミナー登壇企業数 4 社
- ・ 第 2 部 交流会参加企業数 13 社
- ・ 参加生徒数（高校 1 ・ 2 年生） 105 人

令和元年度

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止

令和 2 年度

- ・ 人事担当者及び先輩からのメッセージを録画し、期間限定のオンデマンド配信を実施（2 社）

令和 3 年度

- ・ 第 1 部 働くを知るセミナー登壇企業数 3 社
- ・ 第 2 部 交流会参加企業数 10 社
- ・ 参加生徒数（高校 2 年生のみ） 33 人

令和 4 年度

- ・ 第 1 部 働くを知るセミナー登壇企業数 4 社
- ・ 第 2 部 交流会参加企業数 10 社
- ・ 参加生徒数（高校 2 年生のみ） 58 人

おだわら起業スクール(第1回～第8回) 実績

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	合計
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
申込者数	24	23	32	27	31	54	69	69	329
参加者数	24	23	26	22	27	40	40	43	245
卒業者数	21	23	23	20	26	37	37	36	223
創業件数 (市内)	2	6	5	9	2	6	9	6	45
創業件数 (市外)	2	2	1	0	1	2	1	1	10

※申込者が定員を超えている場合は、参加者を選抜。

※卒業者数は、修了証を授与した者の数。

【創業者の業種】

令和2年度 創業者 飲食業(寿司)
 飲食業(カフェ)
 サービス業(メンタルケア)
 飲食業(カフェ)
 サービス業(自動車整備)
 サービス業(工業コンサル)
 宿泊業(民泊)
 飲食業

令和3年度 創業者 不動産業(不動産賃貸)
 不動産業(不動産賃貸)
 製造業(調理器)
 卸小売業
 飲食業(居酒屋)
 サービス業(パーソナルジム)
 サービス業(個人設計事務所)
 娯楽業(ネットカフェ)
 情報通信業(動画編集)
 情報通信業(動画作成)

令和4年度 創業者 サービス業(行政書士)
 宿泊業(寺泊)
 小売業(アパレルEC)
 小売業(ベビー用品)
 飲食業(ベトナム料理店)
 小売業(釣り具)
 サービス業(脱毛サロン)

タウンセンター3館の過去3年間の利用件数及び利用人数の一覧

川東タウンセンターマロニエ

区分	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
集会室（8室）	3,354件	42,914人	2,702件	25,055人	1,596件	15,369人
和の部屋	836件	3,759人	767件	3,422人	411件	1,812人
食の創作室	171件	1,251人	111件	707人	58件	350人
美の創作室	195件	1,787人	183件	1,509人	100件	813人
音の創作室（2室）	1,182件	3,105人	750件	2,018人	452件	1,301人
マロニエホール	1,260件	30,864人	1,566件	23,583人	858件	12,436人
まちの創作室	576件	1,562人	485件	1,127人	333件	965人
ふれあい広場	119件	16,993人	119件	18,020人	69件	8,770人
マロニエ図書室		14,361人		15,032人		10,079人
子育て支援センター・児童プラザ		17,781人		17,231人		7,321人
合計	7,693件	134,377人	6,683件	107,704人	3,877件	59,216人

城北タウンセンターいずみ

区分	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
集会室201	544件	6,236人	453件	4,193人	286件	2,823人
集会室301	305件	2,793人	230件	2,187人	126件	1,203人
集会室302	325件	3,008人	255件	2,079人	179件	1,596人
いずみホール	1,519件	14,324人	1,214件	9,537人	723件	5,968人
図書コーナー		6,333人		6,802人		4,773人
子育て支援センター		6,420人		5,637人		4,245人
合計	2,693件	39,114人	2,152件	30,435人	1,314件	20,608人

橘タウンセンターこゆるぎ

区分	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
こゆるぎホール	1,215件	9,895人	1,138件	8,963人	545件	3,918人
集会室	249件	1,534人	231件	1,248人	165件	1,104人
図書コーナー		2,801人		2,824人		1,793人
子育て支援センター・コーナー		2,498人		3,036人		2,009人
合計	1,464件	16,728人	1,369件	16,071人	710件	8,824人

※図書室、図書コーナーの人数は、図書の貸出を行った利用者の数

タウンセンター 3 館の主な管理運営業務の仕様書

マロニエ総合管理運営業務仕様書

1 目的

本業務は、小田原市地域センター条例（以下「条例」という。）により設置している小田原市川東タウンセンターマロニエ（以下「マロニエ」という。）を管理運営することを目的とする。

2 業務場所

マロニエ 小田原市中里 273 番地の 6

3 業務期間

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで

4 業務日及び業務時間

（1）業務日

小田原市地域センター条例施行規則（以下「規則」という。）に基づく開館日

業務期間の火、水、木、金、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律で定められた休日（以下「休日」という。）とする。

ただし、土曜日及び日曜日を除く休日の翌日並びに年末年始（12 月 28 日から 1 月 3 日まで）は除く。

（2）業務時間

午前 7 時 30 分から午後 9 時 45 分までとする。

（3）臨時措置

災害や天候等により、業務日及び業務時間は、受注者と協議の上、臨時に変更する場合がある。

5 配置職員

（1）人数

次のとおりとするが、使用予約抽選日及び特別行事実施日については、必要に応じて配置職員を増員するものとする。

業務名	勤務時間	配置数
図書室業務	午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで	1 名以上
管理・貸館業務	午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで	1 名以上
	午前 8 時 30 分から午後 9 時 45 分まで	2 名以上

（2）その他

公共施設であることを充分認識した、健康で身元の確実な者とする。

6 業務に関する基本事項

（1）受注者は、来館者への挨拶及び丁寧な対応を励行し、不快感や不親切の念を抱かせないよう努めなければならない。

また、事故や故障など小田原市（以下「発注者」という。）への連絡及び報告を怠ってはならない。

(2) 受注者は、契約期間の満了又は契約解除等で、新たに配置される受注者と業務を交替する場合は、業務一切を確実に引き継がなければならない。

(3) マロニエ管理業務は、総合管理運営業務と施設設備総合維持管理業務に分けて業務委託を行う。

このため、受注者は、発注者及び施設設備総合維持管理業務受注者と連携を図りながら発注者の監督を受けて、本業務を受け持つこととする。

(4) 業務の実施にあたり、受注者の従事者の身元、職務怠慢、故意及び過失において発注者に損害を与えたときは、その損害賠償の責を負うものとする。

(5) 災害等の非常時においては、発注者に協力して市民対応にあたるものとする。

7 運営管理基準

(1) 法令等の順守

業務遂行にあたっては、次の法令等を遵守するものとする。

- ①小田原市地域センター条例、同条例施行規則
- ②小田原市財務規則
- ③マロニエ使用許可申請及び仮予約に関する取扱要領
- ④マロニエ使用許可、使用料減免及び還付基準
- ⑤マロニエ集会室等使用細則

※「集会室等」とは、小田原市地域センター条例別表1の区分欄に規定する施設を言う（以下、「集会室等」と言う。）。

- ⑥マロニエまちの創作室及び印刷室使用細則
- ⑦マロニエ図書室使用細則
- ⑧マロニエ消防計画
- ⑨その他の関係する法令等

(2) 発注者との協調

疑義は、発注者と協議して解決するものとする。

8 業務内容

(1) 管理・貸館業務

①受付業務

- ア 使用申請（新規・減額・免除・変更・取消）の受付及び予約受付
- イ 公共施設予約システム利用者登録申請、変更届及び抹消届の受付及びID交付
- ウ 申請に係る許可書の交付
- エ 地域センター施設使用料及び器具使用料収納事務
別紙、公金取扱指示書により取り扱うものとする。
- オ 集会室等の貸出、使用報告受理及び使用後確認
- カ 器具の貸出、取扱説明、使用前設定、返却確認及び使用後確認
- キ 利用者及び来館者に対する案内及び応対

- ク 総合案内としての電話交換、取次及び館内放送
- ケ 託児スペース及び授乳室の使用管理に関する本市所管課との連絡調整
- コ 子育て支援センター、ラッコ、マロニエ指導相談学級及び住民窓口との連絡調整

②集会室等関係業務

- ア 集会室等の当日予約状況の掲示及び予約案内
- イ 集会室等付帯設備の説明、注意事項伝達及び管理

③施設及び備品管理

- ア 備品類の管理及び整備
- イ 通信運搬費、光熱水費、熱供給費及びテレビ受信料等管理経費の支払い
- ウ 施設内の業務遂行上必要な消耗品の購入
- エ 硬貨式電話の管理
- オ 国旗及び市旗の掲揚管理

④業務時間の警備業務

- ア 敷地内の各施設の巡回警備保安
- イ 非常時における関係機関及び関係者への連絡

⑤防災対策業務

- ア 利用者及び来館者に対する防災案内
- イ 非常時における利用者及び来館者の避難誘導及び安全確保並びに消防訓練を通じた意識高揚

⑥統計業務

- ア 集会室及び図書室等の利用統計データの収集整理並びに発注者への報告
- イ 施設器具に関する説明書等の保管管理

⑦その他の業務

- ア 遺失物の所轄官庁への届出及び保管処分
- イ 館内外の鍵保管、施設の開閉、火気確認、施錠確認及び散乱ゴミ回収
- ウ 全国及び神奈川県内地方新聞の図書室配架による情報提供
- エ マロニエ住民窓口の土曜日、日曜日及び休日開庁に伴う案内業務
- オ マロニエ後援行事への協力
- カ その他、管理及び貸館に関して発注者が指示する業務

(2) 図書室業務

①図書室の管理

- ア 図書資料等の貸出、返却、予約受付、整理整頓及び統計管理
- イ 室内の整理整頓及び壁面等のディスプレイ
- ウ 図書館との図書資料等運搬業務

②レファレンス業務

- ア 図書資料に係る簡易な検索及び利用者からの相談対応

イ 図書に関する簡易な調査及び啓発

ウ 図書館との連携

(3) 避難場所の運営補助

マロニエは、バリアフリー型風水害避難場所等に指定されており、風水害・地震その他の理由により、避難場所が開設されたときは、必要な職員に従事させるものとする。

(4) 提出書類等

①契約締結時

ア 現場代理人選出届

イ 業務従事者名簿（有資格含む）

ウ 鍵の借受書

エ 鍵の貸与名簿

オ 個人情報取扱要領（総則参照）

カ 個人情報管理体制（総則参照）

②業務実施時

ア 管理日報

機械警備開錠及び施錠時間、集会室等使用件数、集会室等使用人数、イベントや加算利用等の特記すべき利用、設備点検実施項目、設備破損等、収納件数、収納金額、申請受付件数、使用許可書交付件数、利用者からの意見等及び忘れ物取扱状況を記載すること。

イ 日計表（公金取扱指示書参照）

ウ 集会室等別の利用件数及び利用人数の曜日別、月別及び年別統計

エ 器具利用件数

オ 職員勤務予定表

カ 特別な作業や企画を行う場合はその届出

キ 個人情報の返還、消去又は廃棄届出（委託業務完了時）

ク その他報告を必要とされた書類

9 その他

(1) 受注者は、この業務の目的達成のため、公益的に必要な事項があれば、積極的に発注者に提案し、発注者の承認のもとに業務の遂行に反映させることができる。

(2) この仕様書は、マロニエ総合管理運営業務の大要を示したものである。

このため、軽微な部分及び本書に記載のない事項であっても、発注者が管理上必要と認めた業務については、受注者は、発注者と協議のうえ、委託料の範囲内で実施するものとする。

(3) 市の事業等で館を使用する場合は、市の業務に協力すること。

マロニエ施設設備総合維持管理業務共通仕様

1 目 的

本業務は、小田原市地域センター条例（以下「条例」という。）により設置している小田原市川東タウンセンターマロニエを、地域づくり活動の活性化及び支援、並びに生涯学習活動の推進を図る場として、常に最適な状態に保持するため、建物・設備等の適切な維持管理を行うことにより、事故を未然に防止し、その耐用年数の延伸及び経費節減を図ることを目的とする。

2 委託期間 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

3 業務場所 小田原市中里273番地の6

小田原市川東タウンセンターマロニエ（以下「マロニエ」という。）

4 業務場所の構造規模等

（1）建物 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 地上3階 地下1階

延べ床面積 8,249.61 m²

（2）敷地 9,625.80 m²

（3）竣工 平成7年11月（開館は平成8年1月）

（4）利用者数 令和元年度 延べ約200,000人

令和2年度 延べ約60,000人

令和3年度 延べ約110,000人

※住民窓口利用者数は除く。

（5）主な施設 貸室、ホール（体育館）、図書室、戸籍住民窓口、

子育て支援センター、児童プラザラッコ、教育委員会相談指導学級、
防災備蓄倉庫他

（6）休館日 条例及び小田原市地域センター条例施行規則（以下「規則」という。）
のとおり。

ただし、条例及び規則による休館日でも、マロニエ住民窓口、子育て支援センター及び教育委員会相談指導学級は開いているため、利用者が入館しない完全休館（以下「完全休館日」という。）は、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除いてはない。

5 業務内容等

（1）共通事項 別紙1

（2）設備運転及び保守点検業務

別紙A

① 電気設備巡視、点検、測定及び手入れ基準・・・・・・・・・・

別紙A-1

ア 電気関係機器一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

別紙A-1-1

② 機械設備保守点検業務実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・

別紙A-2

ア 空調機器一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

別紙A-2-1

イ スプリンクラー等設備	別紙 A-2-2
③ 水質管理業務実施要領	別紙 A-3
ア 受水槽 (FRP パネルタンク 単板)	別紙 A-3-1
(3) 清掃管理等業務	別紙 B
① 清掃作業実施要領	別紙 B-1
ア 清掃作業実施要領別表	別表 B-1-1
② 環境衛生管理業務実施要領	別紙 B-2
③ 衛生害虫駆除業務実施要領	別紙 B-3
(4) マロニエホールシート準備・片付け業務	別紙 C
(5) 空調自動制御機器保守点検業務	別紙 D
(6) 消防・防災設備保守点検業務	別紙 E
ア 主要機器点検内訳書	別紙 E 別表
(7) 電話交換機設備保守点検業務	別紙 F
(8) 無停電電源装置保守点検業務	別紙 G
(9) 機械警備業務	別紙 H
(10) トイレの配管清浄・消臭芳香剤交換業務	別紙 I
(11) エレベーター保守点検業務	別紙 J
(12) シャッター保守点検業務	別紙 K
(13) 自動ドア保守点検業務	別紙 L
(14) フロン類の使用の合理化及び管理適正化に関する法律に規定された定期点検業務	

対象機器は、別紙 A-2-1 を参照すること。

※第三者に委託する業務は、かながわ電子入札システムに登録のある入札参加資格業者に委託すること。

また、(9) については、かつ都道府県公安委員会の認定を受けた業者とする。

※(2) から(4) までの業務については、第三者に請け負わせてはならない。ただし、水質検査、菌検査及び保菌検査証明の提出及び感染症予防のための殺虫剤散布を要する作業は除く。

6 その他

(1) マロニエの運営に影響を及ぼす定期点検などの業務は、原則として、休館日または午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までを除く時間に行うこととし、事前に小田原市（以下「発注者」という。）と調整を行うこと。

(2) 停電を伴う電気事業法法定点検実施日については、契約締結後速やかに発注者と協議して決定するものとする。

また、発注者が停電を伴う修繕を実施する場合は、利用者へ周知を図る必要があるため、4 か月以上前に発注者、受注者、両方で協議して決定するものとする。

(3) マロニエは、バリアフリー型風水害避難場所に指定されているため、この避難場所が開設されたときは、必要な職員に従事させるものとする。

別紙 1（共通事項）

- 1 この委託業務は、国土交通省大臣官房営繕監修「建築保全業務共通仕様書（平成 30 年版）（以下「共通仕様書」という。）を準用して履行する。

ただし、各業務遂行上で必要な事項は、業務別仕様書に定め、その記載事項が前記に優先する。

- 2 本業務に関係する法令、条例、規則、本件仕様書で指定した J I S その他の規格及び規定等を遵守しなければならない。

- 3 受注者は、契約締結後、現場代理人を選任し、速やかに次の書類を発注者に提出し、承諾を得ること。

①現場代理人選出届

②業務別従事者名簿（有資格含む）

③実施計画書（工程・ローテーション）

- 4 現場代理人は、必要に応じて発注者の指導助言を受けるとともに、発注者との連絡を密にし、各業務の実施、指導及び監督を行う。

また、従事者の勤務状況を把握し、業務の向上に努めるものとする。

- 5 現場代理人は、各業務上で緊急に必要と認められるとき（災害、火災、停電、断水及び災害救助等）は、臨機の措置を行い、かつ措置について遅滞なく発注者及び受注者に報告するものとする。

- 6 受注者は、各業務に伴う業務記録を作成し、いつでも発注者に提示できるよう、従事場所内に保管するものとする。

- 7 受注者は、事故を早期に発見して迅速適切な処置をとるとともに、発注者に連絡するものとする。

- 8 発注者は、本件業務に必要な従事者の控室、椅子及びロッカー等を必要に応じて無償貸与する。また、業務上必要な光熱水費を負担する。

- 9 各業務に必要な工具類で備え付けのもの以外は、受注者の負担とする。また、消耗品等も受注者の負担とする。

- 10 受注者は、業務上知り得た発注者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

- 11 従事者の身元責任は、一切受注者の責任とする。

- 12 受注者は、各業務の実施にあたっては、発注者または「マロニエ総合管理運営業務受注者」または第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者はその賠償の責任を負うものとする。

- 13 受注者は、業務実施日及び実施方法等の関係者への連絡を、十分に余裕を持って行い、危害発生の防止を図るとともに、当該業務に係わる設備の概要、状態及び館内で行われている行政事業を十分把握すること。

- 14 受注者は、次の業務も行なうものとする。

（１）他の業務委託受注者等の施設関係者との連絡調整

（２）消耗品及び雑用品の計画及び補充

業務上必要な消耗品及び雑用品以外の、以下の物品の補充についても、本契約に含むものとする。また、蛍光灯、ＬＥＤ管等については以下のとおりとし、既存機器に対応しているものであればメーカー等は問わない。

なお、今年度中に照明設備のＬＥＤ化を予定しており、計画数量を削減しているが、工事の進捗によっては、数量が増減がする場合がある。

項目	計画数量
FLR40SW/M/36（ラビット蛍光灯 40W 白色）相当品	100 本
FL30S・W-B（直管蛍光灯 30W 白色）相当品	60 本
FL22SS・W/18-B（直管蛍光灯 20W 白色）相当品	15 本
FDL27EX-N/2（コンパ°外蛍光灯 27Wx4 昼白色）相当品	20 本
FPL36EX-N（コンパ°外蛍光灯 36W 昼白色）相当品	10 本
FML55EX-N 相当品	20 本
LDA6L-H-E17/BH/S（ＬＥＤ球）相当品	20 本
FG-1E（11W~30W 適合）相当品	20 本
200V40W 1 灯用（安定器・FMB-32615R2）相当品	3 台
200V40W 2 灯用（安定器・FMB-2-326225R）相当品	5 台
フラッシュバルブ部品 THY326（TV750 型用）相当品	10 組
トイレットペーパー（シングル 60m）	4,800 個
トイレ洗面所用水せっけん	補充箇所 34 箇所
小田原市指定ゴミ袋（45ℓ）	700 枚
ビニール傘袋（利用者用）	50,000 枚

（３）監督官庁検査の連絡調整、立会い及び準備

（４）その他、発注者から指示された業務については、発注者と受注者で協議のうゑで契約金額の範囲内において行うものとする。

15 本件仕様書及び業務別仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、保守管理上必要な事項については、業務の範囲に含むものとする。

なお、疑義の生じた場合には、発注者と受注者で協議して取り決めるものとする。

清掃管理等業務仕様書

1 目的

マロニエの建物衛生環境を常に最適な状態に保持することを目的とする。

2 委託期間 共通仕様のとおり

3 業務場所 共通仕様のとおり

4 業務内容

- (1) 清掃業務 別紙B－1「清掃作業実施要領」のとおりに
- (2) 環境衛生管理業務 別紙B－2「環境衛生管理業務実施要領」のとおりに
- (3) 衛生害虫駆除業務 別紙B－3「衛生害虫駆除業務実施要領」のとおりに
- (4) その他
 - ①関係官公署に対する届出及び必要書類作成
 - ②事故防止及び不良箇所発見報告並びに事故時の応急措置、連絡及び報告
 - ③業務日誌作成及び報告
 - ④消防計画に定められた事項
 - ⑤その他に発注者が現場代理人に指示する事項

5 従事者の構成、配置及び業務時間

次の者で業務を行うものとする。

- (1) 建築物環境衛生管理技術者
 - ①1名以上とし、そのうち1名は建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づくマロニエの建築物環境衛生管理技術者として、所管する保健福祉事務所に届け出るものとする。常勤は問わない。
 - ②必要に応じて他業務への助言及び指導を行うものとする。
- (2) 清掃員ほか
 - ①日常清掃員1名以上とする。

業務時間は、原則として、全館完全休館日及び休館日を除く午前8時から午後6時までとするが、館運営に支障を来たすおそれがある場合は発注者の指示に従うこと。
 - ②建築物環境測定ほか常勤を要さない業務については、その業務を行うことの可能な人員を業務実施時に配置するものとする。
- (3) 前2号とも節度と良識を備えた身元が確実で健康な者とする。

6 控室等の提供

委託業務の遂行に必要な控室及び倉庫は、発注者が提供する。

7 光熱水費等

業務の遂行に必要な光熱水費は、発注者の負担とする。

8 機器及び材料

業務に必要な機器及び材料は、受注者の負担とする。

9 従事者の服装等

従事者は、清掃等に適した服装を着用し、ネームバッジの着用を義務づけるものとする。
また、業務を執行するにあたり、親切丁寧を旨とし、サービス精神に徹し、来館者に不快、不親切の念を与えないよう努めなければならない。

10 提出書類

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定による建築物清掃業登録証明書及び建築物環境測定業登録証明書の写し。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 7 条第 1 項の規定による建築物環境衛生管理技術者免状の写し。
- (3) 業務開始に先立ち従事者氏名、生年月日及び資格等を記載した書類。
- (4) 日常清掃業務結果及び従事者の就業実績表。翌月 10 日までに提出すること。
- (5) 日常清掃に必要な鍵の借用願。

11 書類・帳簿等

受注者は、実施計画書及び業務日報、その他必要な書類又は簿冊を現場に備え付け、必要に応じて発注者の点検を受けるものとする。

12 損害賠償等

受注者は、従事者の身元、風紀、衛生、規律及び勤務中の事故については、一切の責任を負うものとし、従事者が発注者又は第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

13 その他

- (1) 本仕様に記載されていない事項であっても、発注者が美観上又は管理運営上必要と認めた業務については、両者協議のうえ実施しなければならない。
- (2) この業務の従事者は、この業務遂行に支障がない範囲において、他の業務への従事を可能とする。
- (3) 受注者は、契約期間の満了又は契約の解除等で新たに設置される受託者と業務を交代する場合は、業務の一切の引継ぎを確実に行うこと。

清掃作業実施要領

1 清掃場所、面積及び清掃基準 別表 B-1-1 のとおり

2 一般適用事項

(1) 一般事項

ア 作業の実施順序及び方法は、予め発注者と打ち合わせる。

また、火災、盗難、その他事故の発生することのないよう十分注意する。

イ 作業の実施中に、建物及び備品等を破損したときは、直ちに発注者に連絡する。

ウ 作業は、静粛に行い、館利用者及び作業者の足元を十分注意する。

また、清掃用水を壁及び通行人等に飛散しないよう十分注意する。

エ 作業の実施に当たり移動した椅子及びその他の物品は、必ず元の位置に戻す。

オ 感染症の蔓延防止のため、不特定多数の手に触れる場所（机、椅子、手すり、電話、スイッチ類等）については、必要に応じて除菌効果のあるものでふき取りを行う。

(2) 使用材料

清掃に使用する材料は、すべて品質良好かつ清掃に最適なものを使用する。

(3) 作業基準

ア 清掃区域内の備品類で、その移動に 2 名以上の従事者を要するものは、日常そのまの位置で清掃する。

イ 壁面の清掃は、原則として脚立を用いないで実施できる範囲とする。

ウ 拭き掃除及びちり払いは、防塵に注意する。

エ 金属部分の磨き作業を要するものは、原則として地金肌のものとする。

ただし、メッキしたもの及び塗装したものの汚れは、洗剤を用いて拭き取る。

オ 清掃により採取したゴミは、小田原市ゴミ分別収集の区分に分類し、所定の場所に置く。

3 日常清掃（共用部分）

この区域の清掃は、常時従事者を配置し、巡回点検を行い、絶えず清潔と美観を保たせる。

(1) 玄関、エントランスホール、ロビー、エレベーター内、廊下及び階段

ア 床面は、ゴミ等が散乱しないようサニモップ又は真空掃除機で清掃した後、汚れの程度に応じて水拭き又は適正洗剤で汚れを除去する。

イ 玄関、エントランスホール及び出入口ドアガラスは、常にから拭き又は洗剤を用いて清掃するとともに金属部分は光沢を保つようにする。

ウ 壁面及び建具の清掃は、通常、はたき掛けによる。部分的な染みや汚れは、その都度洗剤を用い、むらのないよう拭き取る。

エ 椅子等は、から拭き又は水拭きを行う。部分的な染みや汚れは、その都度洗剤を用いて、むらのないよう拭き取る。

オ カーペット類は、真空掃除機を用いて清掃する。

カ マットは、適当な場所に移動させてゴミの飛散を防止し、入念に清掃する。

キ 階段の手すりや金属部分については、から拭きを行い、木部分については、から拭き又は洗剤を用いた清掃を行う。

ク 可燃用ゴミ箱（1 階総合案内前に 1 か所）は、毎日 3 回以上巡回して、内容物を所定の場所に置くこと。

ケ 電話機は、から拭きをして、ほこりを除去する。

(2) 給湯室、化粧室及び便所等

ア 床面は、毎日 2 回以上巡回し、水又は適正洗剤により洗浄の上、乾いたモップで水分を拭き取る。

イ 壁面の清掃は、はたき掛けによる。部分的な染みや汚れは、洗剤を用いて、むらがないように拭き取ること。

ウ 便器、鏡、化粧台、流し台及び湯沸等は、適正な洗剤により洗浄する。

- また、便器の排水は、週1回スポイトをもって通りを良くする。
- エ 便器、洗面器類の付属器具は、洗剤で汚れを拭き取り、鏡は、磨き剤を用いて曇りむらのないよう磨き上げる。
- オ ドア及び間仕切りは、水拭き又はから拭きを行い、金属部分は清潔感を保つようにする。
- カ 紙くず及び茶がら等は、毎日所定の場所に置く。
- キ ドアについた手垢などの汚れは、必要に応じて塩素系洗剤等で、汚れを拭き取る。
- ク 女子便所内の汚物は、焼却することを前提に指定の場所に置き、容器は、常に清潔にする。
- ケ トイレットペーパー、石鹼液等は、常に補充しておく。
- コ 机、カウンター、窓枠等は、ほこりを除去して、から拭き又は水拭きをし、汚れが著しい場合は、適正洗剤を用いてこれを除去する。
- (3) バルコニー、犬走り、ふれあい広場、庭、外溝等
- ア 毎日2回以上巡回し、必要に応じて清掃を行う。
- イ ふれあい広場及び庭等については、必要に応じて草刈、除草、芝刈り、散水、糞等の除去を行う。
- ウ 消火栓等の金属部分は、光沢を保つようにする。
- エ ゴミステーションは、毎日1回は清掃を行う。
- オ 掲示板及び標識等は、塗料が剥がれないように注意して拭き掃除を行う。

4 日常清掃（貸室部分）

この区域の清掃は、使用後に従事者を配置し、絶えず清潔と美観を保たせる。

(1) 各室共通事項

- ア 床面は、容易に移動できるものは移動し、サニモップ又は真空掃除機を用いて清掃した後、汚れの程度に応じて水拭き又は適正洗剤で汚れを除去する。
- イ カーペット類は真空掃除機を用いて清掃する。
- ウ 扉、間仕切り等は、常にから拭き又は洗剤を用いて清掃すると共に、金属部分は、光沢を保つ。
- エ カーテン、壁面及び建具の清掃は、はたき掛けによる。部分的な染みや汚れは、その都度洗剤を用いて、むらのないよう拭き取る。
- オ 机、カウンター、ファンコイルカバー、窓枠等は、ほこりを除去し、から拭き又は水拭きをし、汚れが著しい場合は、適正洗剤を使ってこれを除去する。
- カ 電話機は、から拭きをし、ほこりを除去する。

(2) 個別事項

①和の部屋1、2

建具等のちりを払い、ほこりを除去する。

②食の創作室、美の創作室

流し台、ガステーブル、冷蔵庫、湯沸器を適正洗剤により洗浄する。

③音の創作室1、2

備品（ピアノ、ドラムセット、アンプ等）に付いた埃や手垢を、から拭きにより清掃する。

④マロニエホール器具庫、シャワー室

ア マロニエホール器具庫は、真空掃除機を用いて清掃し、備え付けのモップ等は常に清潔にしておく。

イ シャワー室は、必要に応じて洗剤による洗浄を行う。

5 機械室等

必要に応じて実施するものとする。

6 定期清掃

回数等は別表を参照する。回数指定がない部分は適宜汚れを除く。

(1) 長尺塩ビシート及びプラスチック等の清掃

- ①汚れの著しい箇所については、特殊洗剤を用いて清掃し、汚れや染みを完全に除去し、

ポリッシャー掛けをする。

②下地乾燥後に樹脂系ワックスを塗布して研磨つや出しを行う。

(2) 便所、洗面所及び給湯室の清掃

汚れの著しい箇所については、特殊洗剤を用いて清掃する。また、床面は、適応のワックスを塗布し、研磨つや出しを行う。

(3) 図書室、ふらっとマロニエ（旧喫茶）、事務室の清掃

①汚れの著しい箇所については、特殊洗剤を用いて清掃し、汚れ、染みを完全に除去し、ポリッシャーがけをすること。

②下地乾燥後、樹脂系ワックスを塗布し、研磨つや出しを行う。

(4) カーペットの清掃

真空掃除機で清掃を行い、必ず入念に、しん部の汚れを取り除き、特殊洗剤により洗浄する。

(5) 和の部屋の畳清掃

真空掃除機で畳の目にそってほこりをよく除去し、汚れや染みを見つけたときは、洗剤にて拭きあげる。

(6) 木床、廊下の清掃

洗剤又は清水拭きをし、適応のワックスを塗布し、研磨つや出しを行う。

(7) カーテン

年1回、水洗いを行う。ただし、劣化による破損が想定される場合はこの限りではない。

(8) 窓、サッシ及びブラインド清掃

ブラインド清掃については、ガラス清掃時に合わせて実施する。

①窓ガラスは、ガラス用洗剤で汚れを除去し、から拭きをして仕上げる。

②サッシ及びブラインドは、水拭き等をして汚れを除去する。

なお、汚れが著しいときは、洗剤等で洗浄し、水拭きをして仕上げる。

(9) 応接セット、椅子等の清掃

ロビー等の椅子及び応接セットは、真空掃除機でほこりを除去し、汚れが著しいときは、洗剤等で洗浄し、水拭きをして仕上げる。

(10) 高所の塵払い、壁面、天井の清掃

年1回以上を基準とし、はたき等を使い、適切な方法でほこりを払う。

(11) 扉、腰壁、巾木の清掃

日常清掃で、汚れが除去できない箇所を適宜適正洗剤で洗浄し水拭きをする。

(12) マットの洗浄

玄関マットは、月1回以上を基準とし、必要に応じて適正洗剤で洗浄し水洗いする。

(13) 排水溝、側溝の清掃

年2回以上を基準として、土砂、ゴミ等を浚せつする。

(14) その他

日常清掃で実施しない箇所を清掃する。

7 その他の業務

(1) 雨天時に傘袋の出し入れを行う。

(2) その他については、必要に応じて協議のうえ実施する。

別表B-1-1 清掃作業実施要領別表

階	室 種 別	作 業 種 別 床 材 質	日 常 清 掃															定 期 清 掃					面 積 m ²					
			床の清掃	紙くずの処理	壁面の清掃	備品什器の清掃	窓台の清掃	扉の清掃	手摺の清掃	流し台の清掃	湯沸器の清掃	茶殻入の清掃	鏡拭き	衛生陶器の清掃	汚物の処理	衛生消耗品の補給	金属部分の清掃	マットの清掃	排水口の清掃	ホワイボード清掃	床のしみ取り	床面ワックス仕上げ	床面洗浄仕上げ	扉間仕切ガラス磨き	外窓ガラス磨き	カーペット洗浄	床面積	ガラス面積
			(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)		
一 階	風除室	磁器質タイル	1	1	適		1								1	1			適		2	3	3			22.16	36.40	
	エントランスホール	磁器質タイル	1	適	適		1								1	1			適		2	3	3		}	570.02	28.11	
	憩いふれあいコーナー	磁器質タイル	1	適	適	1	1												適		2	3	3					
	授乳室	磁器質タイル	1		適																2							
	ホール階段	磁器質タイル	1		適			1											適		2					18.05		
	外廊下	磁器質タイル	1		適														適							296.52		
	図書室	コルクタイル																			2			3		263.2	40.78	
	図書書庫	塩ビタイル																			2					9.25		
	図書準備室	塩ビタイル																			2			3		15.20	図書室に含む	
	集会室101	タイルカーベット	適	1	適	適	1	適											1	適				3	1	25.76	1.98	
	子育て支援センター事務室	タイルカーベット																					3	3	1	30.82	12.42	
	児童プラザラッコ	タイルカーベット杉床																					3	3	1	390.80	15.66	
	子育て支援センター子供用トイレ	長尺塩ビシート																			3					8.64		
	行政執務室(窓口・教室)	タイルカーベット																						3	1	205.64	24.00	
	マロニエ教室	タイルカーベット																						3	1	45.51	4.85	
	更衣室・洗面所	長尺塩ビシート																			2					20.11	4.49	
	事務室(総合窓口)	塩ビタイル																			1		3	3		56.06	2.69	
	「旧 喫茶」(ふらっとマロニエ)	木床(フローリング)	1	1	適			適		1	1	1						1		適	3			3		60.72	29.84	
	「旧 喫茶」(ふらっとマロニエ)厨房跡	木床(フローリング)	1	1	適			適											適	適	3					15.16		
	「旧 喫茶」(ふらっとマロニエ)更衣室	塩ビタイル	1		適			適												適	2					4.50		
	「旧 喫茶」(ふらっとマロニエ)トイレ	塩ビタイル	1		適			適					1	1	1	適			適	適	2					3.00		
	トイレ・多目的トイレ	長尺塩ビシート	1	1	適			適	1				1	1	1	適			適	適	3			3		57.15	0.90	
	ふれあい広場	磁器質タイル	1						1																		1090.09	
二 階	食の創作室	木床(フローリング)	適	適	適	1	1	適		1	1	適						適	1	適	2			3		78.26	20.60	
	集会室201	木床(フローリング)	適	1	適	1	1	適											1	適	2			3		55.59	食の創作室に含む	
	準備室・ロッカー	塩ビタイル	適		適			適												適	2					31.94		
	集会室202	木床(フローリング)	適	1	適	1		適									1		1	適	2			3		143.68	8.90	
	倉庫	タイルカーベット	適		適			適												適					1	12.82		

階	室 種 別	作 業 種 別 床 材 質	日 常 清 掃														定 期 清 掃					面 積 m ²						
			床の 清 掃	紙くずの 処 理	壁面 の 清 掃	備品 什 器 の 清 掃	窓台 の 清 掃	扉の 清 掃	手摺 の 清 掃	流し台 の 清 掃	湯沸器 の 清 掃	茶殻入 の 清 掃	鏡拭き	衛生 陶 器 の 清 掃	汚物 の 処 理	衛生 消 耗 品 の 換 気	金属 部 分 の 清 掃	マッ ト の 清 掃	排水 口 の 清 掃	ホワイ ト ボー ド	床の しみ 取 り	床面 ワッ ク ス (年)	床面 洗 浄 仕 上 り (年)	扉間 仕 切 ガ ラ ス (年)	外窓 ガ ラ ス (年)	カー ペ ッ ト 敷 設 (年)	※仕切りガラスの総面積は、 29.80㎡	
																										床面積	ガラス面積	
二 階	集会室206	タイルカーペット	適	1	適	1		適											1	適				3	1	20.52	1.98	
	集会室203	タイルカーペット	適	1	適	1	1	適											1	適				3	1	63.20	30.22	
	まちの創作室	長尺塩ビシート	適	1	適	1		適											1	適	2			3		54.41	12.74	
	集会室204	タイルカーペット	適	1	適	1		適											1	適				3	1	37.20	11.46	
	印刷室	塩ビタイル	1	1	適	1		適												適	2					21.06		
	和の部屋1・2	畳	適	1	適	1		適											1	適				3		49.68	22.58	
	和の部屋廊下	木床(檜甲板)	適	1	適	1		適												適	2			3		26.96	和の部屋に含む	
	集会室205	タイルカーペット	適	1	適	1	1	適											1	適				3	1	57.76	6.70	
	美の創作室	木床(フローリング)	適	1	適	1	1	適		適									適	1	適	2			3		113.58	27.33
	陶芸窯室・施ゆう室	長尺塩ビシート	適	1	適			適													適	2					21.60	美の創作室に含む
	音の創作室1・2・前室	タイルカーペット	適	1	適	1		適												1	適				3	1	108.54	13.51
	展示コーナー・ロビー	磁器質タイル	1	適	適				1												適		2		3		316.98	68.07
三 階	外廊下・テラス	磁器質タイル	1		適				1							適				適		2	3			398.72		
	トイレ・多目的トイレ	長尺塩ビシート	1	1	適			適	1	1			1	1	1	適	適		適		適	3			3		43.91	22.93
	マロニエホール・ロビー	タイルカーペット	1	適	適	1														適			3	3	1	96.91	4.23	
	マロニエホール	木床(フローリング)	1		適			1				適							適	適	1		3	3		742.52	219.65	
	集会室301	タイルカーペット	適	1	適	適	1	適				適							1	適				3	1	182.08	29.49	
地 下	更衣室・シャワー室	長尺塩ビシート	1		適			適								適				適	2			3		26.16	1.00	
	トイレ・多目的トイレ	長尺塩ビシート	1	1	適			適	1	1			1	1	1	適	適		適		適	3				41.79		
	駐車場	コンクリート	1					適										1		適						1882.20		
	中央監視室	塩ビタイル	1	1	適	1		適												適	2			3		40.08	2.40	
共 通	清掃員(管理人)控室	塩ビタイル	1	1	適	1		適												適	2					11.04		
	廊下	塩ビタイル	1																	適	2			3		41.35	6.50	
	湯沸室	長尺塩ビシート	1	1	適					1	1	1				適		適		適	3					10.08		
	ふれあい広場階段	磁器質タイル	1						1							適				適		2				32.32		
	階段 A	磁器質タイル	1		適				1							適				適		2		3		55.14	1.76	
階段 B	塩ビタイル	1		適				1							適				適	2			3		831.6	0.39		

環境衛生管理業務実施要領

1 建築物環境衛生管理技術者の任務は、次のとおりとする。

- (1) マロニエの維持管理が、建築物における衛生的環境確保に関する法律、施行令及び施行規則ほか関連するその他法令に基づき環境衛生上適正に行なわれるように監視する。
- (2) マロニエの衛生上における維持管理業務の実施計画を立案する。
- (3) 常備図面、その他必要書類の整備並びに保管をする。
- (4) 実施計画並びに実施状況の報告をする。
- (5) 環境衛生上における不良箇所の改善計画を立案及び上申する。
- (6) 関係官公庁への諸手続き及び立会いをする。

2 環境測定業務は、次のとおりとする。

(1) 測定事項

- ア 浮遊粉塵量
- イ 一酸化炭素含有量
- ウ 炭酸ガス含有量
- エ 気流
- オ 温度
- カ 相対湿度
- キ 照度
- ク 騒音

(2) 測定ポイント数

14ポイントとする。

- ア B 1 階（3 ポイント） 中央監視室、管理人室（清掃控室）、駐車場
- イ 1 階（5 ポイント） エントランスホール、図書室、行政執務室、児童プラザ「ラッコ」、旧喫茶
- ウ 2 階（4 ポイント） まちの創作室、まなびの相談室、美の創作室
音の創作室 1
- エ 3 階（2 ポイント） 集会室301、マロニエホール

(3) 測定周期

2 か月に 1 回とする。

- (4) 測定後15日以内に報告書を提出すること。

衛生害虫駆除業務実施要領

1 駆除対象

ネズミ、ゴキブリ

2 駆除方法**(1) 施行範囲**

1 階	2,124.16 m ²
2 階	1,730.06 m ²
3 階	1,442.41 m ²
地下1 階	2,930.08 m ²
油庫・PH	22.90 m ²
(合計)	8,249.61 m ²

(2) 方法

湯沸し室、便所、更衣室、ごみ集積所、倉庫、各事務所のファンコイル、流し台等ネズミとゴキブリの生息しやすい場所（通路・潜伏場所を含む）及びその周辺に残効性乳剤を散布する。

(3) 使用薬剤

各使用目的に適した薬剤を使用する。希釈倍数及び散布量等は、薬事法ほか関係法令の定めるところによる。

3 保証

実施後は、適宜施行場所を点検して業務期間内は保全に努めること。

4 その他

(1) 作業着手前に発注者に作業者及び工程を報告すること。

(2) 作業完了後 15 日以内に、使用薬剤・希釈倍数・使用量等を記載した報告書を提出すること。

小田原市城北タウンセンターいずみ管理運営業務仕様書

1 目的

本業務は、小田原市地域センター条例（以下「条例」という。）により設置している小田原市城北タウンセンターいずみ（以下「いずみ」という。）を運営すること及び建物・設備等の適切な維持管理を行うことにより、事故を未然に防止し、その耐用年数の延伸及び経費節減を図ることを目的とする。

2 業務場所

小田原市飯田岡 3 8 2 番地の 2 小田原市城北タウンセンターいずみ

3 業務期間

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から令和 6 年（2024 年）3 月 3 1 日まで

4 業務日及び業務時間

(1) 業務日

ア 小田原市地域センター条例施行規則（以下「規則」という。）に基づく開館日

業務期間の火、水、木、金、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律で定められた休日（以下「休日」という。）とする。

ただし、土曜日及び日曜日を除く休日の翌日並びに年末年始（12 月 28 日から 1 月 3 日まで）は除く。

イ 規則に基づく開館日以外の日

規則に基づく開館日に実施ができない設備点検、修繕等を実施する日とする。

(2) 業務時間

ア 規則に基づく開館日

午前 8 時 30 分から午後 9 時 45 分までとする。

イ 規則に基づく開館日以外の日

設備点検等に要する時間とする。

(3) 臨時措置

災害や天候等により、業務日及び業務時間は、受注者と協議の上、臨時に変更する場合がある。

5 配置職員

(1) 人数

業務時間に従事する職員は、2 名以上とする。

ただし、規則に基づく開館日以外の日は、要する人数とする。

(2) その他

公共施設であることを充分認識した、健康で身元の確実な者とする。

6 業務に関する基本事項

(1) 受注者は、来館者への挨拶及び丁寧な対応を励行し、不快感や不親切の念を抱かせないよう努めなければならない。また、事故や故障など、小田原市（以下「発注者」という。）への連絡及び報告を怠ってはならない。

(2) 受注者は、契約期間の満了又は契約解除等で、新たに配置される受注者と業務を交替す

る場合は、業務一切を確実に引き継がなければならない。

(3) 業務の実施にあたり、受注者の従事者の身元、職務怠慢、故意及び過失において発注者に損害を与えたときは、その損害賠償の責を負うものとする。

(4) 災害等の非常時においては、発注者に協力して市民対応にあたるものとする。

7 運営管理基準

(1) 法令等の遵守

業務遂行にあたっては、次の法令等を遵守するものとする。

ア 小田原市地域センター条例

イ 小田原市地域センター条例施行規則

ウ 小田原市財務規則

エ いずみ消防計画

オ 消防法など、その他関係する法令等

(2) 発注者との協調

疑義は、発注者と協議して解決するものとする。

8 業務内容

(1) 運営管理

ア 施設管理及び貸館業務

(ア) 案内所業務

a 公共施設予約システムを使用した集会室及びホール（以下「集会室等」という。）の使用、減額、免除、変更及び取消申請の受付及び予約受付

b 公共施設予約システム利用者登録申請、変更届及び抹消届の受付及びID交付

c 申請に係る許可書の交付

d 地域センター施設使用料及び器具使用料収納事務

別紙、公金取扱指示書により取り扱うものとする。

e 集会室等の貸出、使用報告受理及び使用後確認

f 規則に掲載している器具の貸出、説明、使用前確認、返却確認及び使用後確認

g 利用者及び来館者に対する案内及び応対

h 授乳室の使用管理

i 子育て支援センター、いずみ住民窓口及びその担当部署との連絡調整

(イ) 集会室等関係業務

a 集会室等の当日予約状況の掲示及び予約案内

b 集会室等付帯設備の説明、注意事項伝達及び管理

(ウ) 施設及び備品の日常管理業務

a 備品類の日常管理及び整備

b 通信運搬費、光熱水費及びテレビ受信料の支払

c 業務遂行上で必要な施設内消耗品の購入（業務、運営及び貸室消耗品等）

d 国旗及び市旗の掲揚管理

(エ) 業務時間の警備業務

a 敷地内の巡回警備及び火気確認

- b 非常時における関係機関及び関係者への連絡
- (オ) 防災対策業務
 - a 利用者及び来館者に対する防災案内
 - b 非常時における利用者及び来館者の避難誘導及び安全確保並びに消防訓練を通じた意識高揚
- (カ) 統計業務
 - a 集会室等の利用件数及び人数等の収集整理及び発注者への報告
 - b 施設設備に関する書籍の保管管理
- (キ) 日常清掃業務

館内共用部、集会室等、駐車場及び外構部の清掃を適宜行うものとする。
- (ク) 空調機室内ユニット清掃

冷・暖房開始時期前に、各室内ユニットのエアークリッター清掃を行う
- (ケ) 植栽管理

植栽の剪定等の管理を定期的に行う
- (コ) その他の業務
 - a 遺失物の所轄官庁への届出及び保管処分
 - b 貸与する施設の鍵保管
 - c 施設開錠、戸締り確認及び施錠

ただし、規則に基づく開館日以外の日については、発注者のいずみ住民窓口担当所管が対応するものとする。
 - d その他契約内で発注者が指示する業務

イ 図書コーナーの管理運営業務

- (ア) 図書システムによる図書資料の貸出、返却及び予約受付
- (イ) 図書資料に係る簡易な検索及び利用者からの相談対応
- (ウ) 図書コーナー及び図書資料の整理整頓
- (エ) 図書館との連携

ウ 避難場所の運営補助

いずみは、バリアフリー型風水害避難場所等に指定されており、風水害・地震その他の理由により、避難場所が開設されたときは、必要な職員に従事させるものとする。

(2) 設備保守点検等

ア 次に掲げる業務については、かながわ電子入札システムに登録のある入札参加資格業者に再委託を可能とする。

ただし、国又は県が指定する機関等での実施が法令等により定められている場合は、登録のない機関等への再委託を可能とする。

業務詳細については、別紙AからGまでの仕様書及び次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (ア) 清掃及び消防・防災設備保守点検業務 | 別紙A |
| (イ) 機械警備業務 | 別紙B |
| (ウ) エレベーター保守点検業務 | 別紙C |

(エ) シャッター保守点検業務	別紙D
(オ) 自動ドア保守点検業務	別紙E
(カ) 空調衛生設備保守点検業務	別紙F
(キ) 衛生害虫駆除業務	別紙G
(ク) 滅菌装置保守点検業務	
(ケ) 給水ポンプ点検業務	

イ その他

- (ア) いずみの運営に影響を及ぼす設備保守点検等は、事前に発注者と調整を行わなければならない。
- (イ) 本業務に関係する法令、条例、規則、本件仕様書で指定した J I S その他の規格及び規定等を遵守しなければならない。
- (ウ) 従事者は、業務に適した服装を着用し、所属を示すネームバッジの着用を義務付けるものとする。
- (エ) 点検により不良箇所を発見した場合、緊急性を要する時は、発注者に即時連絡して対応するものとする。また、緊急性を要しないが、従事者で修復不能な修繕を要する箇所については、後日、発注者に文書で報告するものとする
- (オ) 市の事業等で館を使用する場合は、市の業務に協力すること。
- (カ) その他発注者が指示した臨時業務については、協議のうえ決定する。

9 提出書類

(1) 契約締結時

- ア 現場代理人選出届
- イ 業務従事者名簿（有資格含む）
- ウ 実施計画書（工程・ローテーション）
- エ 第三者委託承認依頼書

第三者委託を行う場合は、発注者に委託先を書面で提出し、承認を得なければならない。

- オ 鍵の借受書
- カ 個人情報取扱要領（総則参照）
- キ 個人情報管理体制（総則参照）

(2) 業務実施時

ア 管理日報

機械警備開錠及び施錠時間、集会室等使用件数、集会室等使用人数、イベントや加算利用等の特記すべき利用、設備点検実施項目、設備破損等、収納件数、収納金額、申請受付件数、使用許可書交付件数、利用者からの意見等及び忘れ物取扱状況を記載すること。

- イ 日計票（公金取扱指示書参照）
- ウ 集会室等別の利用件数及び人数の曜日別、月別及び年別統計
- エ 器具利用件数
- オ 職員勤務予定表
- カ 鍵の再貸与者名簿
- キ 設備保守点検結果報告書

ク 特別な作業がある場合は日程届

ケ 個人情報の返還、消去又は廃棄届出（委託業務完了時）

コ その他報告を必要とされた書類

10 その他

- (1) 本仕様に疑義を生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と受注者が協議の上解決するものとする。
- (2) 受注者は、この業務の目的達成のため、公益的に必要な事項があれば、積極的に発注者に提案し、発注者の承認のもとに業務の遂行に反映させることができる。

清掃業務及び消防・防災設備保守点検業務仕様書

I 清掃業務仕様書

1 目的

いずみの施設について、その美観及び衛生的環境を保持することを目的とする。

2 業務内容

別紙 A－1「いずみ清掃業務実施要領」に基づく業務を実施するものとする。(年 4 回)

3 実施時期

別紙 A－2「いずみ清掃業務区分表」記載の該当月に行う。

実施月を変更する場合は、事前に発注者の承認を得るものとする。

4 業務時間

原則として、いずみ休館日の午前 7 時 30 分から午後 5 時までとし、行政窓口の業務に支障を来す恐れがある場合は、発注者の指示に従う。

5 光熱水費等

委託業務の遂行に必要な光熱水費は、発注者の負担とする。

6 機器及び材料

委託業務に必要な機器及び材料は、受注者の負担とする。

7 その他

- (1) 従事者の服装等委託業務に従事する者は、必ずネームバッジを着用するものとする。
- (2) 本仕様に記載されていない事項であっても、発注者が美観上又は管理運営上必要と認めた業務については、両者協議のうえ実施しなければならない。

II 消防・防災設備保守点検業務仕様書

1 目的

いずみにおいて、消防法に基づいて設置してある消防防災設備が、常に正常な機能を維持するよう、法令等で定められた点検を実施すると共に、設備の耐用年数を延伸することを目的とする。

2 対象設備の種別名

- (1) 自動火災報知設備
- (2) 消火器
- (3) 誘導灯

- (4) 避難器具
- (5) 非常用放送設備
- (6) 防火・排煙設備
- (7) 非常電源（蓄電池）

3 対象設備の主要機器名及び数量

別紙 A－3「主要機器点検内訳書」のとおり

4 点検実施時期及び回数

- (1) 外観及び機能点検 回数 年間 1 回
- (2) 総合点検 回数 年間 1 回

5 業務内容

- (1) 受注者は、専門技術者を派遣して点検を実施し、設備の正常維持にあたる。
- (2) 受注者は、設備の各機器、配管、配線、その他の附属器材等の点検及び試験を次のとおり行う。

ア 外観点検

設備の適正な配置、汚損等の有無、その他主として外観的判断が可能な事項について点検する。

イ 機能及び動作点検

設備の機能が簡易な操作により機械的に正常であるか、また、電氣的に正常に動作するか等、各種試験及び操作点検を行う。

ウ 総合点検

設備の総合的な有効使用の状況を調査する。また、主要機器の機能測定等総合的な見地により試験、測定、作動及び点検を行う。

エ 点検に当たっては、この仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な事項については実施する。

6 提出書類

- (1) 受注者は点検実施後、30 日以内に消防法で定められた様式による点検結果報告書を提出すると共に、整備箇所、要整備箇所等明示した書類を添付し、発注者に説明する。
- (2) 受注者は点検終了後、業務完了届を発注者へ提出すること。

7 その他

- (1) 不良箇所を点検により発見し、緊急性を要する場合は、受注者は、直ちに発注者に連絡する。また、修理及び交換等を要する場合は、発注者の指示に従う。
- (2) 仕様書に掲載されていない事項の点検整備については、受注者は、発注者の指示に従

う。

- (3) 不測の事故等により発注者から連絡のあった場合、受注者は、直ちに技術員を派遣して、その復旧に努めなければならない。

いずみ清掃業務実施要領

いずみの清掃業務を実施するに当たっての要領は、次のとおりとする。ただし、ここに記載のない事項についても建物管理上、必要と認める時、受注者は誠意をもって契約金額の範囲内でこれを実施するものとする。

1 総括事項

(1) 一般事項

- ア 業務の実施にあたっては、常に火災、盗難、事故の防止に努め、万全を期すこと。
- イ 業務完了後、不備がある時は、速やかに作業のやり直しを行うこと。
- ウ 作業にあたっては、洗剤、水等が周囲に飛ばないように注意すること。
- エ 作業に支障があるため移動した備品等は、作業終了後、必ず元の位置に戻すこと。
- オ 各部屋等の鍵を必要とするときは、現場代理人が責任をもって借用し、使用後は速やかに返却すること。

(2) 使用材料

清掃業務に使用する材料は品質良好で、かつ各場所に最適の材料を使用すること。

(3) 作業基準

別紙 A－2 「いずみ清掃業務区分表」 のとおり

(4) その他

- ア 備品類でそれを動かすのに通常 2 名を必要とするものがある場合は、その周辺のみを清掃範囲とする。
- イ 壁面については、原則として脚立等を使用しないでできるまでを清掃範囲とする。
- ウ 清掃により採取したごみは、小田原市ごみ分別収集の区分に分類し、受注者が処分する。

いずみ清掃業務区分表

別紙A-2

【高所・天井】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
高所ちり払い 天井清掃	1階	住民窓口	44.2m ²	1回	11月	備品養生 清掃含む
		事務室	16.2m ²			
		監視盤室	5.0m ²			
		ロッカー室	2.0m ²			
		授乳室	6.9m ²			
		キッズルーム	22.9m ²			
		交流ロビー	119.6m ²			
		風除室	20.4m ²			
	2階	いずみホール (押入ユニット含む)	174.5m ²			
		集会室201 (押入ユニット含む)	58.2m ²			
	3階	集会室301 (押入ユニット含む)	58.2m ²			
		集会室302	58.2m ²			
		子育て支援センター	117.0m ²			
	2階・3階	共用倉庫	26.9m ²			
		押入ユニット	6.5m ²			
	全域	内部階段	53.5m ²			
		廊下・交流ラウンジ	195.5m ²			
		トイレ	74.5m ²			
		清掃道具置場	2.0m ²			
	合計		1,062.2m ²			

【照明器具】

作業内容	区域	部屋区分	種類	数量	実施回数	実施時期
清掃	1階	住民窓口	40W2灯付カバー無	7基	1回	8月
			ダウンライト	6基		
		事務室	40W2灯付カバー無	2基		
			ダウンライト	4基		
		監視盤室	40W1灯付カバー無	1基		
		ロッカー室	ダウンライト	2基		
		倉庫	40W2灯付カバー無	2基		
		授乳室	40W2灯付カバー無	2基		
		キッズルーム	ダウンライト	10基		
		交流ロビー	ダウンライト	68基		
		風除室	ダウンライト	10基		
		玄関ポーチ	ダウンライト	4基		
	2階	いずみホール (押入ユニット含む)	40W1灯付カバー無	60基		
			ダウンライト	28基		
		集会室201 (押入ユニット含む)	40W1灯付カバー無	24基		
	3階	集会室301 (押入ユニット含む)	40W1灯付カバー無	20基		
			ダウンライト	12基		
		集会室302	40W1灯付カバー無	24基		
		子育て支援センター	40W1灯付カバー無	48基		
	2階・3階	共用倉庫	40W1灯付カバー無	6基		

	全域	内部階段	40W1灯付カバー有	24基	
		廊下・交流ラウンジ	ダウンライト	79基	
		トイレ	20W1灯付カバー有	11基	
			ダウンライト	30基	
		清掃用具置場	ダウンライト	3基	
	小計		40W1灯付カバー無	183基	
			40W2灯付カバー無	11基	
			40W1灯付カバー有	24基	
			20W1灯付カバー有	11基	
			ダウンライト	256基	

【トイレ便器】

作業内容	区域	部屋区分	数量	実施回数	実施時期	備考
みがき清掃	1階	男子トイレ(小)	2箇所	1回	11月	
		男子トイレ(大)	1箇所			
		女子トイレ(大)	2箇所			
		障害者用トイレ(大)	1箇所			
	2階	男子トイレ(小)	2箇所			
		男子トイレ(大)	1箇所			
		女子トイレ(大)	3箇所			
	3階	男子トイレ(小)	2箇所			
		男子トイレ(大)	1箇所			
		女子トイレ(大)	3箇所			
	合計	大便器	12箇所			
		小便器	6箇所			

【タイルカーペット】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
バキューム	1階	住民窓口	44.2m ²	2回	8月 ・ 2月	しみ抜き含む
		事務室	16.2m ²			
		監視盤室	5.0m ²			
		ロッカー室	2.0m ²			
		倉庫	11.7m ²			
		授乳室	6.9m ²			
	2階	集会室201	58.2m ²			
	3階	集会室301	58.2m ²			
		集会室302	58.2m ²			
		子育て支援センター	117.0m ²			
	合計		365.9m ²			
洗浄	1階	住民窓口	44.2m ²	1回	11月	スチーム 洗浄 ・ しみ抜き含む
		事務室	16.2m ²			
		監視盤室	5.0m ²			
		ロッカー室	2.0m ²			
		倉庫	11.7m ²			
		授乳室	6.9m ²			
	2階	集会室201	58.2m ²			
	3階	集会室301	58.2m ²			
		集会室302	58.2m ²			
		子育て支援センター	117.0m ²			
	合計		365.9m ²			

【化学床】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
洗浄WAX塗布	1階	キッズルーム	22.9㎡	2回	8月 ・ 2月	
		交流ロビー	119.6㎡			
	2階 3階	共用倉庫	26.9㎡			
		押入ユニット	6.5㎡			
	全域	内部階段	53.5㎡			
		交流ラウンジ・廊下	195.5㎡			
		トイレ	74.5㎡			
		清掃道具置場	2.0㎡			
		合計	501.4㎡			
はく離清掃または準ずる作業	2階	交流ラウンジ・廊下	62.8㎡	1回	5月	

【タイル】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
床洗浄	1階	風除室	20.4㎡	3回	5月 ・ 11月 ・ 2月	

【木床】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
バキューム	2階	いずみホール	174.5㎡	1回	8月	
洗浄WAX塗布	2階	いずみホール (押入ユニット含む)	174.5㎡	1回	2月	

【ガラスサッシ】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
清掃	1階	住民窓口	4.29㎡	3回	5月 ・ 8月 ・ 2月	2・3階トイレ廊下、内部階段、及び共用倉庫の外側高所作業安全対策費含む 内部階段トップライト及び内側除く
		授乳室	0.99㎡			
		キッズルーム	47.56㎡			
		交流ロビー	31.44㎡			
		風除室	39.99㎡			
	2階	いずみホール	15.06㎡			
		集会室201 (押入ユニット含む)	20.87㎡			
		集会室301	5.02㎡			
	3階	集会室302	10.27㎡			
		子育て支援センター	32.83㎡			
	2階・3階	共用倉庫	4.48㎡			
	全域	内部階段	13.14㎡			
		交流ラウンジ・廊下	10.52㎡			
		トイレ	5.56㎡			
		合計	242.02㎡			

【配水管】

作業内容	区域	部屋区分	数量	実施回数	実施時期	備考
高圧洗浄	1階	住民窓口	1箇所	1回	8月	縦管のみ
		事務室	1箇所			
	2階・3階	廊下・交流ラウンジ	2箇所			
	全域	トイレ	13箇所			
		掃除用具置場	3箇所			
		合計	20箇所			

主要機器点検内訳書

別紙A-3

名称	設備名	規格	数量
自動火災報知設備	P型1級受信機	5/10回線	1台
	P型1級発信機		3台
	煙感知器		8台
	差動式スポット型感知器		54個
	定温式スポット型感知器		1個
	表示灯		3個
	火災通報装置		1式
	電源装置		1式
消火器	ABC粉末消火器	MED 041A-M	7本
誘導灯	避難口誘導灯		16台
	通路誘導灯		1台
	階段通路誘導灯		12台
	廊下誘導灯		2台
	避難器具表示灯		1台
	電源装置		1式
	誘導灯信号装置		1台
	光電式煙感知器		2個
避難器具	救助袋		1台
	避難はしご		1台
非常用放送設備	増幅器	アンプ	1台
	スピーカー		37個
	電源装置		1式
防火・排煙設備	煙感知器		3個
	防火シャッター		3台
	電子ブザー		3個
	防火ダンパー		11個
	ベンドキャップ		32個
非常電源(蓄電池)	蓄電池設備		3台
	15Ah(12V)×9		

小田原市橘タウンセンターこゆるぎ管理運営業務仕様書

1 目的

本業務は、小田原市地域センター条例（以下「条例」という。）により設置している小田原市橘タウンセンターこゆるぎ（以下「こゆるぎ」という。）を運営すること及び建物・設備等の適切な維持管理を行うことにより、事故を未然に防止し、その耐用年数の延伸及び経費節減を図ることを目的とする。

2 業務場所

小田原市羽根尾 281 番地の 3 小田原市橘タウンセンターこゆるぎ

3 業務期間

令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日から令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日まで

4 業務日及び業務時間

(1) 業務日

ア 小田原市地域センター条例施行規則（以下「規則」という。）に基づく開館日

業務期間の火、水、木、金、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律で定められた休日（以下「休日」という。）とする。

ただし、土曜日及び日曜日を除く休日の翌日並びに年末年始（12 月 28 日から 1 月 3 日まで）は除く。

イ 規則に基づく開館日以外の日

規則に基づく開館日に実施ができない設備点検、修繕等を実施する日とする。

(2) 業務時間

ア 規則に基づく開館日

午前 8 時 30 分から午後 9 時 45 分までとする。

イ 規則に基づく開館日以外の日

設備点検、修繕等に要する時間とする。

(3) 臨時措置

災害や天候等により、業務日及び業務時間は、受注者と協議の上、臨時に変更する場合がある。

5 配置職員

(1) 人数

ア 規則に基づく開館日

業務時間に従事する職員は、2 名以上とする。

イ 規則に基づく開館日以外の日

設備点検、修繕等に要する人数とする。

(2) その他

公共施設であることを充分認識した、健康で身元の確実な者とする。

6 業務に関する基本事項

- (1) 受注者は、来館者への挨拶及び丁寧な対応を励行し、不快感や不親切の念を抱かせないよう努めなければならない。
また、事故や故障など、小田原市（以下「発注者」という。）への連絡及び報告を怠ってはならない。
- (2) 受注者は、契約期間の満了又は契約解除等で、新たに配置される受注者と業務を交替する場合は、業務一切を確実に引き継がなければならない。
- (3) 業務の実施にあたり、受注者の従事者の身元、職務怠慢、故意及び過失において発注者に損害を与えたときは、その損害賠償の責を負うものとする。
- (4) 災害等の非常時においては、発注者に協力して市民対応にあたるものとする。

7 運営管理基準

- (1) 法令等の順守
業務遂行にあたっては、次の法令等を遵守するものとする。
ア 小田原市地域センター条例、同条例施行規則
イ 小田原市財務規則
ウ こゆるぎ使用許可申請及び仮予約に関する取扱要領
エ こゆるぎ使用許可、使用料減免及び還付基準
オ こゆるぎ消防計画
カ その他の関係する法令等
- (2) 発注者との協調
疑義は、発注者と協議して解決するものとする。

8 業務内容

- (1) 運営・貸館業務
ア 施設管理及び貸館業務
(ア) 案内所業務
 - a 使用申請（新規・減額・免除・変更・取消）の受付及び予約受付
 - b 公共施設予約システム利用者登録申請、変更届及び抹消届の受付及びID交付
 - c 申請に係る許可書の交付
 - d 地域センター施設使用料及び器具使用料収納事務
別紙、公金取扱指示書により取り扱うものとする。
 - e 集会室等の貸出、使用報告受理及び使用後確認
 - f 器具の貸出、取扱説明、使用前確認、返却確認及び使用後確認
 - g 利用者及び来館者に対する案内及び応対
 - h 子育てコーナー及び授乳室の使用管理
 - i 子育て支援センター、こゆるぎ住民窓口及びその担当部署との連絡調整
- (イ) 集会室等関係業務
 - a 集会室等の当日予約状況の掲示及び予約案内

- b 集会室等付帯設備の説明、注意事項伝達及び管理
- (ウ) 施設及び備品の日常管理業務
 - a 備品類の日常管理及び整備
 - b 通信運搬費、光熱水費及びテレビ受信料等管理経費の支払い
 - c 施設内の業務遂行上必要な消耗品の購入（業務、運営及び貸室消耗品等）
 - d 国旗及び市旗の掲揚管理
- (エ) 業務時間の警備業務
 - a 敷地内の巡回警備及び火気確認
 - b 非常時における関係機関及び関係者への連絡
- (オ) 防災対策業務
 - a 利用者及び来館者に対する防災案内
 - b 非常時における利用者及び来館者の避難誘導及び安全確保並びに消防訓練を通じた意識高揚
- (カ) 統計業務
 - a 集会室等の利用統計データの収集整理及び発注者への報告
 - b 施設設備に関する説明書等の保管管理
- (キ) 日常清掃業務

共用部及び集会室等の清掃を適宜行うものとする。
- (ク) その他の業務
 - a 遺失物の所轄官庁への届出及び保管処分
 - b 貸与する施設の鍵保管
 - c 施設の開閉、戸締り確認及び施錠確認

ただし、規則に基づく開館日以外の日については、発注者のこゆるぎ住民窓口担当所管が対応するものとする。

 - d その他、管理及び貸館に関して発注者が指示する業務

イ 図書コーナーの管理運営業務

- (ア) 図書資料等の貸出、返却、予約受付及び整理整頓
- (イ) 図書資料に係る簡易な検索及び利用者からの相談対応
- (ウ) 図書館との図書資料等運搬業務及び連携

(2) 設備保守点検等

ア 次に掲げる業務については、かながわ電子入札システムに登録のある入札参加資格業者に再委託を可能とする。

ただし、国又は県が指定する機関等での実施が法令等により定められている場合は、登録のない機関等への再委託を可能とする。

業務詳細については、別紙AからKまでの仕様書及び次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-----|
| (ア) 定期清掃業務 | 別紙A |
| (イ) 機械警備業務 | 別紙B |
| (ウ) エレベーター保守点検業務 | 別紙C |

(エ) 受水槽清掃・点検業務	別紙D
(オ) 消防・防災設備保守点検業務	別紙E
(カ) シャッター保守点検業務	別紙F
(キ) 自動ドア保守点検業務	別紙G
(ク) 給水ポンプ保守点検業務	別紙H
(ケ) 空調機器保守点検業務（フロン排出抑制法の点検含む）	別紙I
(コ) 衛生害虫駆除業務	別紙J
(サ) 植栽管理業務	別紙K
(シ) 簡易専用水道検査業務	

水道法に基づく水質検査項目を法で指定する検査機関において行い、発注者に結果を報告するものとする。

イ その他

(ア) こゆるぎの運営に影響を及ぼす設備保守点検等は、事前に発注者と調整を行わなければならない。

(イ) 本業務に関係する法令、条例、規則、本件仕様書で指定した J I S その他の規格及び規定等を遵守しなければならない。

(ウ) 従事者は、業務に適した服装を着用し、所属を示すネームバッジの着用を義務付けるものとする。

(エ) 点検により不良箇所を発見した場合、緊急性を要する時は、発注者に即時連絡して対応するものとする。

また、緊急性を要しないが、従事者で修復不能な修繕を要する箇所については、後日、発注者に文書で報告するものとする。

(オ) その他発注者が指示した臨時業務については、協議のうえ決定する。

9 提出書類

(1) 契約締結時

ア 現場代理人選出届

イ 業務従事者名簿（有資格含む）

ウ 実施計画書（工程・ローテーション）

エ 第三者委託承認依頼書

第三者委託を行う場合は、発注者に委託先を書面で提出し、承認を得なければならない。

オ 鍵の借受書

カ 個人情報取扱要領（総則参照）

キ 個人情報管理体制（総則参照）

(2) 業務実施時

ア 管理日報

機械警備開錠及び施錠時間、集会室等使用件数、集会室等使用人数、イベントや加算

利用等の特記すべき利用、設備点検実施項目、設備破損等、収納件数、収納金額、申請受付件数、使用許可書交付件数、利用者からの意見等及び忘れ物取扱状況を記載すること。

イ 日計表（公金取扱指示書参照）

ウ 集会室等別の利用件数及び利用人数の曜日別、月別及び年別統計

エ 器具利用件数

オ 職員勤務予定表

カ 鍵の再貸与者名簿

キ 設備保守点検結果報告書

ク 特別な作業や企画を行う場合はその届出

ケ 個人情報の返還、消去又は廃棄届出（委託業務完了時）

コ その他報告を必要とされた書類

10 その他

（１）受注者は、この業務の目的達成のため、公益的に必要な事項があれば、積極的に発注者に提案し、発注者の承認のもとに業務の遂行に反映させることができる。

（２）この仕様書は、小田原市橘タウンセンターこゆるぎ管理運営業務の概要を示したものである。

このため、軽微な部分及び本書に記載のない事項であっても、発注者が管理上必要と認めた業務については、受注者は、発注者と協議のうえ、委託料の範囲内で実施するものとする。

（３）こゆるぎにおいて、風水害・地震その他の理由により、避難場所が開設されたときは、必要な職員に従事させるものとする。

（４）市の事業等で館を使用する場合は、市の業務に協力すること。

定期清掃業務仕様書

1 目的

こゆるぎの美観及び衛生環境を保持することを目的とする。

2 業務内容

別紙 A－1 に基づく業務を実施するものとする（4 回）。

3 業務日時

実施月については、別紙 A－1 に記載のとおりとする。ただし、発注者と受注者の協議のうえでの変更は可能とする。

また、実施日時については、発注者と受注者で事前に調整を行うものとする。

4 提出書類

実施後、30 日以内に報告書を提出するとともに、要整備箇所等がある場合は、明示した書類を添付し、発注者に説明すること。

なお、緊急を要する場合は、速やかに報告すること。

5 その他

（1）業務で使用する電気及び水は、発注者の設備を使用できるものとする。

（2）業務に必要な機材及び材料は、受注者の負担とする。

清掃業務区分表

【タイルカーペット】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
バキューム	1階	事務室	30.0 m ²	2回	5月 11月	しみ抜き含む
		住民窓口	40.4 m ²			
		合計	70.4 m ²			
洗浄	1階	事務室	30.0 m ²	2回	8月 2月	スチーム洗浄 しみ抜き含む
		住民窓口	40.4 m ²			
		合計	70.4 m ²			

【木床】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
WAX塗布	2階	ホールA	78.2 m ²	4回	5月 8月 11月 2月	WAXはワトコリフレッシュ オイル及びワトコメンテ ナンスムースを使用
		ホールB	46.0 m ²			
		ホールC	49.0 m ²			
		合計	173.2 m ²			
	3階	集会室	52.0 m ²			WAX塗布前に水拭き

【化学床】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
洗浄及びWAX塗布	1階	交流ロビー	154.6 m ²	4回	5月 8月 11月 2月	
		廊下	57.3 m ²			
		倉庫	17.3 m ²			
		監視盤室	3.6 m ²			
		男子トイレ	10.5 m ²			
		女子トイレ	13.9 m ²			
		みんなのトイレ	5.8 m ²			
		掃除用具入	2.1 m ²			
	2階	ホール倉庫	16.8 m ²			
		倉庫	17.3 m ²			
		男子トイレ	10.5 m ²			
		女子トイレ	13.9 m ²			
		掃除用具入	2.1 m ²			
		廊下	57.3 m ²			
		給湯室	5.8 m ²			
	3階	倉庫	5.3 m ²			
		男子更衣室	8.6 m ²			
		女子更衣室	8.6 m ²			
		男子トイレ	10.5 m ²			
		女子トイレ	13.9 m ²			
		掃除用具入	2.1 m ²			
		廊下・ラウンジ	72 m ²			
	共通	給湯室	5.8 m ²			
		内部階段	56.3 m ²			
	合計		571.9 m ²			

【タイル】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
床洗浄	1階	風除室	16.6 m ²	4回	5月 8月 11月 2月	
		図書返却口	1.4 m ²			
	合計		18.0 m ²			

【コルク】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
洗浄及びWAX塗布 (マット部分は 除塵拭き上げ)	3階	子育てコーナー	88.7 m ²	2回	8月 2月	
		授乳室	4.0 m ²			
	合計		92.7 m ²			

【ウッドデッキ】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
水洗い	1階	デッキ	83.1 m ²	2回	8月 2月	汚れの目立つ箇所は デッキブラシ等を使用すること
	2階	デッキ	31.0 m ²			
	3階	デッキ	54.6 m ²			
	合計		168.7 m ²			

【ガラスサッシ】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
清掃	1階	風除室	26.0 m ²	4回	5月 8月 11月 2月	2・3階トイレ廊下、 内部階段、更衣室、 倉庫の外側 高所作業安全対策費 含む
		交流ロビー	37.6 m ²			
		廊下	2.4 m ²			
		事務室	2.7 m ²			
		住民窓口	16.1 m ²			
		倉庫	1.4 m ²			
		女子トイレ	4.0 m ²			
		階段	18.4 m ²			
	2階	ホールA	19.2 m ²			
		ホールB	11.1 m ²			
		ホールC	11.1 m ²			
		ホール倉庫	1.4 m ²			
		倉庫	1.4 m ²			
		女子トイレ	2.0 m ²			
		廊下	12.1 m ²			
		階段	23.0 m ²			
	3階	子育てコーナー	29.2 m ²			
		集会室	19.5 m ²			
		男子更衣室	0.7 m ²			
		女子更衣室	0.7 m ²			
		女子トイレ	2.8 m ²			
		廊下・ラウンジ	30.2 m ²			
		階段	23.0 m ²			
		合計	296.0 m ²			

【建具】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
拭き清掃	1階	風除室	一式	4回	5月 8月 11月 2月	スチールドア 含む
		交流ロビー				
		廊下				
		事務室				
		住民窓口				
		倉庫				
		男子トイレ				
		女子トイレ				
		みんなのトイレ				
		階段				
	2階	ホールA				
		ホールB				
		ホールC				
		ホール倉庫				
		倉庫				
		男子トイレ				
		女子トイレ				
		廊下				
	階段					
	3階	子育てコーナー				
		集会室				
		男子更衣室				
		女子更衣室				
		男子トイレ				
		女子トイレ				
		廊下・ラウンジ				
	階段					
	合計					

【高所・天井】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
高所ちり払い 天井清掃	1階	風除室	16.6 m ²	2回	8月 2月	備品養生 清掃含む
		交流ロビー	154.6 m ²			
		廊下	57.3 m ²			
		事務室	30.0 m ²			
		住民窓口	40.4 m ²			
		倉庫	17.3 m ²			
		男子トイレ	10.5 m ²			
		女子トイレ	13.9 m ²			
		みんなのトイレ	5.8 m ²			
	2階	ホールA	78.2 m ²			
		ホールB	46.0 m ²			
		ホールC	49.0 m ²			
		ホール倉庫	16.8 m ²			
		倉庫	17.3 m ²			
		男子トイレ	10.5 m ²			
		女子トイレ	13.9 m ²			
		廊下	57.3 m ²			
	3階	子育てコーナー	88.7 m ²			
		集会室	52.0 m ²			
		男子更衣室	8.6 m ²			
		女子更衣室	8.6 m ²			
		男子トイレ	10.5 m ²			
		女子トイレ	13.9 m ²			
		廊下・ラウンジ	72.0 m ²			
		内部階段	20.2 m ²			
	合計		909.9 m ²			

【カーテン】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
ホコリ払い	1階	交流ロビー	37.4 m ²	2回	8月 2月	
		事務室	3.9 m ²			
		住民窓口	16.1 m ²			
	2階	ホール	43.2 m ²			
	3階	子育てコーナー	38.5 m ²			
		集会室	25.8 m ²			
	合計		164.9 m ²			

【配水管】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
高圧洗浄	1階	監視盤室	1 個所	1回	8月	縦管のみ
		男子トイレ	2 個所			
		女子トイレ	2 個所			
		みんなのトイレ	2 個所			
		清掃用具置場	1 個所			
	2階	男子トイレ	2 個所			
		女子トイレ	2 個所			
		清掃用具置場	1 個所			
		給湯室	1 個所			
	3階	男子更衣室	1 個所			
		女子更衣室	1 個所			
		男子トイレ	2 個所			
		女子トイレ	2 個所			
		清掃用具置場	1 個所			
		給湯室	1 個所			
	合計		22 個所			

【網戸】

作業内容	区域	部屋区分	面積	実施回数	実施時期	備考
網戸洗浄清掃	1階	交流ロビー	14.4 m ²	1回	8月	
		廊下	1.0 m ²			
		事務室	1.2 m ²			
		住民窓口	6.0 m ²			
		女子トイレ	1.3 m ²			
	2階	ホールA	8.9 m ²			
		ホールB	5.9 m ²			
		ホールC	5.9 m ²			
		女子トイレ	1.3 m ²			
		廊下	1.0 m ²			
	3階	子育てコーナー	15.2 m ²			
		集会室	10.1 m ²			
		女子トイレ	0.9 m ²			
		廊下・ラウンジ	6.1 m ²			
	合計		79.2 m ²			

【照明器具】

作業内容	区域	部屋区分	種類	数量	実施回数	実施時期	備考
電球及び電球カバー ホコリ拭き	1階	風除室	ダウンライト	13	2回	8月 2月	
		図書返却口	ダウンライト	1			
		交流ロビー	32W2灯付カバー無	18			
			ダウンライト	33			
		廊下	ダウンライト	24			
		事務室	32W2灯付カバー無	5			
			ダウンライト	3			
		住民窓口	32W2灯付カバー無	6			
			ダウンライト	6			
		監視盤室	ダウンライト	2			
		倉庫	32W1灯付カバー無	2			
		男子トイレ	ダウンライト	8			
		女子トイレ	ダウンライト	8			
		みんなのトイレ	ダウンライト	4			
		掃除用具入	ダウンライト	1			
		階段	42W1灯付カバー有	2			
	2階	ホールA	32W2灯付カバー無	12			
			ダウンライト	6			
		ホールB	32W2灯付カバー無	8			
			ダウンライト	4			
		ホールC	32W2灯付カバー無	8			
			ダウンライト	4			
		ホール倉庫	32W1灯付カバー無	2			
		倉庫	32W1灯付カバー無	2			
		男子トイレ	ダウンライト	8			
		女子トイレ	ダウンライト	8			
		掃除用具入	ダウンライト	1			
		廊下	ダウンライト	20			
		給湯室	ダウンライト	4			
		階段	42W1灯付カバー有	6			
	3階	子育てコーナー	32W2灯付カバー無	12			
			ダウンライト	6			
		授乳室	ダウンライト	2			
		倉庫	32W2灯付カバー無	1			
		集会室	32W2灯付カバー無	8			
		男子更衣室	32W2灯付カバー無	1			
		女子更衣室	32W2灯付カバー無	1			
		男子トイレ	ダウンライト	8			
		女子トイレ	ダウンライト	8			
		掃除用具入	ダウンライト	1			
		廊下・ラウンジ	ダウンライト	26			
		給湯室	ダウンライト	4			
		階段	42W1灯付カバー有	4			
	小計		32W1灯付カバー無	6			
			32W2灯付カバー無	80			
			42W1灯付カバー有	12			
			ダウンライト	213			

おだわらイノベーションラボ機能別利用実績（令和３年度及び令和４年度）

令和３年度

機能	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
イベントスペース				256	122	151	249	219	276	117	303	342	2,035
打ち合わせスペース				138	132	124	164	258	145	153	206	158	1,478
コワーキングスペース				86	91	85	72	87	57	59	56	53	646
市職員（サテライト利用）				23	11	25	52	49	21	13	23	17	234
計				503	356	385	537	613	499	342	588	570	4,393

令和４年度

機能	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
イベントスペース	45	126	269	275	374	359	264	273	362	277	395	241	3,260
打ち合わせスペース	222	133	138	150	136	181	153	150	177	119	146	189	1,894
コワーキングスペース	57	49	42	50	35	35	37	25	20	26	19	33	428
市職員（サテライト利用）	3	5	5	13	12	4	2	4	0	6	2	2	58
計	327	313	454	488	557	579	456	452	559	428	562	465	5,640

※令和３年７月１日施設開設。

※利用者数は、延べ人数で集計。

ふるさと応援寄附金事業における寄附受入額等の推移（直近 5 年分）

	寄附受入額	事業経費 (うち返礼品調達費用)	市民税控除額
	寄附金の受入額	事業運営に要した経費	市民の他自治体への寄附により 本市の税収とならなかった額
平成 30 年度	342,125,000 円	187,263,892 円 (132,006,315 円)	250,911,000 円
令和元年度	383,527,313 円	190,196,146 円 (114,945,081 円)	261,385,000 円
令和 2 年度	611,026,000 円	318,056,853 円 (175,261,852 円)	336,293,000 円
令和 3 年度	985,831,400 円	506,606,192 円 (276,693,342 円)	440,706,000 円
令和 4 年度	1,055,993,000 円	567,873,289 円 (321,522,740 円)	529,122,000 円

政策監のスケジュールメモ（予定）（令和４年４月１日から令和５年８月31日まで）

日付	内容
令和4年4月1日(金)	辞令交付式（管理者・新採用）
令和4年4月1日(金)	辞令交付式（交流職員）
令和4年4月1日(金)	企画部打ち合わせ
令和4年4月1日(金)	環境部打ち合わせ
令和4年4月6日(水)	幹部会議
令和4年4月6日(水)	企画部との打合せ
令和4年4月6日(水)	文化部との打合せ
令和4年4月7日(木)	企画部との打合せ
令和4年4月7日(木)	企画部との打合せ
令和4年4月7日(木)	総務部との打合せ
令和4年4月7日(木)	出張（事業者との打合せ）
令和4年4月8日(金)	出張（国会議員事務所との面談）
令和4年4月11日(月)	総務部との打合せ
令和4年4月11日(月)	企画部との打合せ
令和4年4月12日(火)	広報広聴室との打合せ
令和4年4月12日(火)	企画部との打合せ
令和4年4月12日(火)	出張（事業者との面談）
令和4年4月13日(水)	広報広聴室との打合せ
令和4年4月13日(水)	総務部との打合せ
令和4年4月13日(水)	企画部との打合せ
令和4年4月14日(木)	出張（県職員との面談）
令和4年4月18日(月)	出張（鉄道事業者との面談）
令和4年4月18日(月)	企画部との打合せ
令和4年4月18日(月)	上下水道局との打合せ
令和4年4月19日(火)	都市部との打合せ
令和4年4月20日(水)	企画部との打合せ

日付	内容
令和4年4月20日(水)	環境部との打合せ
令和4年4月20日(水)	文化部との打合せ
令和4年5月2日(月)	経済部との打合せ
令和4年5月2日(月)	環境部との打合せ
令和4年5月2日(月)	広報広聴室との打合せ
令和4年5月2日(月)	企画部との打合せ
令和4年5月2日(月)	上下水道局との打合せ
令和4年5月9日(月)	企画部との打合せ
令和4年5月9日(月)	民間提案制度中間報告会
令和4年5月9日(月)	広報広聴室及び企画部との打合せ
令和4年5月10日(火)	企画部との打合せ
令和4年5月10日(火)	環境部との打合せ
令和4年5月10日(火)	出張（大学教員との面談）
令和4年5月11日(水)	経済部との打合せ
令和4年5月11日(水)	総務部との打合せ
令和4年5月11日(水)	県職員との打合せ
令和4年5月12日(木)	企画部との打合せ
令和4年5月12日(木)	教育部との打合せ
令和4年5月13日(金)	企画部及び環境部との打合せ
令和4年5月13日(金)	出張（職員面談）
令和4年5月17日(火)	環境部との打合せ
令和4年5月17日(火)	企画部との打合せ
令和4年5月17日(火)	環境部との打合せ
令和4年5月17日(火)	出張（事業者との面談）
令和4年5月18日(水)	出張（事業者との打合せ）
令和4年5月19日(木)	福祉健康部との打合せ

日付	内容
令和4年5月19日(木)	公民連携・若者女性活躍推進本部会議
令和4年5月23日(月)	市議会議員との面談
令和4年5月23日(月)	環境部との打合せ
令和4年5月23日(月)	企画部及び文化部との打合せ
令和4年5月23日(月)	企画部及び環境部との打合せ
令和4年5月23日(月)	企画部との打合せ
令和4年5月25日(水)	総務部との打合せ
令和4年5月25日(水)	デジタルイノベーション課（三樹副部長・篠崎管理監）
令和4年5月26日(木)	企画部との打合せ
令和4年5月26日(木)	総務部との打合せ
令和4年5月27日(金)	出張（県議会議員との面談）
令和4年5月31日(火)	企画部及び文化部との打合せ
令和4年5月31日(火)	庁内会議（産業政策課所管事務）
令和4年6月1日(水)	上下水道局との打合せ
令和4年6月1日(水)	企画部との打合せ
令和4年6月2日(木)	出張（事業者との面談）
令和4年6月2日(木)	福祉健康部との打合せ
令和4年6月6日(月)	企画部との打合せ
令和4年6月6日(月)	総務部との打合せ
令和4年6月6日(月)	県職員面談（来庁）
令和4年6月7日(火)	デジタルとの打合せ
令和4年6月7日(火)	市民部及び福祉健康部との打合せ
令和4年6月8日(水)	出張（事業者との面談）
令和4年6月9日(木)	環境部及び経済部との打合せ
令和4年6月9日(木)	広報広聴室との打合せ
令和4年6月9日(木)	企画部との打合せ

日付	内容
令和4年6月10日(金)	出張（大学職員との面談）
令和4年6月13日(月)	こども青少年部との打合せ
令和4年6月13日(月)	経済部と文化部との打合せ
令和4年6月13日(月)	経済部との打合せ
令和4年6月14日(火)	出張（事業面談）
令和4年6月14日(火)	企画部との打合せ
令和4年6月14日(火)	広報広聴室との打合せ
令和4年6月16日(木)	企画部及び建設部との打合せ
令和4年6月16日(木)	出張（県議会議員との面談）
令和4年6月20日(月)	都市部との打合せ
令和4年6月20日(月)	経済部との打合せ
令和4年6月20日(月)	福祉健康部との打合せ
令和4年6月21日(火)	出張（大学職員との面談）
令和4年6月23日(木)	福祉健康部との打合せ
令和4年6月23日(木)	企画部及び環境部との打合せ
令和4年6月23日(木)	来客対応
令和4年6月23日(木)	広報広聴室との打合せ
令和4年6月23日(木)	文化部との打合せ
令和4年6月24日(金)	出張（先進地視察）
令和4年6月28日(火)	広報広聴室との打合せ
令和4年6月28日(火)	企画部との打合せ
令和4年6月28日(火)	経済部との打合せ
令和4年6月29日(水)	企画部との打合せ
令和4年6月29日(水)	経済部との打合せ
令和4年6月29日(水)	出張（国会議員秘書面談）
令和4年6月30日(木)	企画部との打合せ

日付	内容
令和4年6月30日(木)	広報広聴室との打合せ
令和4年6月30日(木)	経済部との打合せ
令和4年7月1日(金)	総務部との打合せ
令和4年7月1日(金)	経済部との打合せ
令和4年7月1日(金)	企画部&建設部との打合せ
令和4年7月6日(水)	総務部との打合せ
令和4年7月6日(水)	企画部との打合せ
令和4年7月6日(水)	経済部との打合せ
令和4年7月6日(水)	出張（国会議員事務所との面談）
令和4年7月8日(金)	広報広聴室との打合せ
令和4年7月8日(金)	経済部との打合せ
令和4年7月8日(金)	市民部との打合せ
令和4年7月14日(木)	理事者打合せ
令和4年7月14日(木)	企画部との打合せ
令和4年7月14日(木)	企画部との打合せ
令和4年7月14日(木)	出張（県議会議員との面談）
令和4年7月15日(金)	福祉健康部との打合せ
令和4年7月15日(金)	文化部との打合せ
令和4年7月15日(金)	企画部との打合せ
令和4年7月20日(水)	企画部との打合せ
令和4年7月20日(水)	福祉健康部&建設部&企画部との打合せ
令和4年7月20日(水)	企画部及び環境部との打合せ
令和4年7月20日(水)	経済部との打合せ
令和4年7月20日(水)	環境部及び経済部との打合せ
令和4年7月20日(水)	民間提案制度の詳細協議
令和4年7月20日(水)	企画部及び文化部との打合せ

日付	内容
令和4年7月21日(木)	企画部及び都市部との打合せ
令和4年7月22日(金)	来客対応
令和4年7月22日(金)	環境部・経済部との打合せ
令和4年7月25日(月)	理事者打合せ
令和4年7月25日(月)	企画部との打合せ
令和4年7月26日(火)	企画部との打合せ
令和4年7月26日(火)	広報広聴室との打合せ
令和4年7月26日(火)	出張（大学職員との面談）
令和4年7月27日(水)	出張（事業者との面談）
令和4年7月27日(水)	企画部との打合せ
令和4年7月27日(水)	企画部との打合せ
令和4年7月28日(木)	環境部との打合せ
令和4年7月28日(木)	企画部との打合せ
令和4年7月28日(木)	企画部との打合せ
令和4年7月28日(木)	出張（有識者との面談）
令和4年7月29日(金)	企画部との打合せ
令和4年7月29日(金)	都市部との打合せ
令和4年7月29日(金)	事務打合せ
令和4年7月29日(金)	市議会議員面談
令和4年7月29日(金)	建設部との打合せ
令和4年8月1日(月)	会議（第2回ゼロカーボン・環境共生推進本部）
令和4年8月1日(月)	経済部との打合せ
令和4年8月3日(水)	企画部との打合せ
令和4年8月3日(水)	環境部及び経済部との打合せ
令和4年8月8日(月)	上下水道局との打合せ
令和4年8月10日(水)	打合せ

日付	内容
令和4年8月10日(水)	企画部との打合せ
令和4年8月10日(水)	来客対応
令和4年8月16日(火)	市民部との打合せ
令和4年8月17日(水)	出張（県職員との面談）
令和4年8月18日(木)	出張（事業者打合せ）
令和4年8月19日(金)	特別職MTG
令和4年8月19日(金)	企画部との打合せ
令和4年8月19日(金)	福祉健康部との打合せ
令和4年8月19日(金)	環境部及び経済部との打合せ
令和4年8月23日(火)	経済部との打合せ
令和4年8月23日(火)	出張（事業者打合せ）
令和4年8月29日(月)	総務部との打合せ
令和4年8月30日(火)	企画部との打合せ
令和4年8月30日(火)	市議会議員との面談
令和4年8月30日(火)	企画部との打合せ
令和4年8月30日(火)	経済部との打合せ
令和4年8月30日(火)	子ども青少年部との打合せ
令和4年8月31日(水)	出張（大学職員との面談）
令和4年9月1日(木)	経済部との打合せ
令和4年9月1日(木)	市長説明同席（海を生かしたまちづくり）
令和4年9月1日(木)	小田原箱根商工会議所との懇談会
令和4年9月2日(金)	デジタル化推進本部会議
令和4年9月2日(金)	理事者打合せ
令和4年9月5日(月)	特別職ミーティング
令和4年9月5日(月)	企画部との打合せ
令和4年9月6日(火)	理事者との打合せ

日付	内容
令和4年9月6日(火)	総務部との打合せ
令和4年9月6日(火)	企画部との打合せ
令和4年9月7日(水)	環境部との打合せ
令和4年9月8日(木)	企画部との打合せ
令和4年9月8日(木)	経済部との打合せ
令和4年9月8日(木)	企画部及び環境部との打合せ
令和4年9月9日(金)	企画部との打合せ
令和4年9月9日(金)	総務部との打合せ
令和4年9月9日(金)	出張（事業者との面談）
令和4年9月13日(火)	出張（国会議員事務所との面談）
令和4年9月14日(水)	企画部との打合せ
令和4年9月14日(水)	広報広聴室との打合せ
令和4年9月20日(火)	出張（事業者との面談）
令和4年9月21日(水)	広報広聴室との打合せ
令和4年9月22日(木)	企画部との打合せ
令和4年9月27日(火)	都市部との打合せ
令和4年9月27日(火)	企画部との打合せ
令和4年9月28日(水)	広報広聴室との打合せ
令和4年9月29日(木)	出張（県議会議員との面談）
令和4年10月6日(木)	企画部との打ち合わせ
令和4年10月6日(木)	企画部との打合せ
令和4年10月11日(火)	企画部との打合せ
令和4年10月11日(火)	環境部との打合せ
令和4年10月13日(木)	出張（国会議員事務所面談）
令和4年10月13日(木)	企画部との打合せ
令和4年10月14日(金)	企画部との打合せ

日付	内容
令和4年10月14日(金)	特別職MTG
令和4年10月14日(金)	企画部との打合せ
令和4年10月17日(月)	企画部との打合せ
令和4年10月17日(月)	来客
令和4年10月19日(水)	出張（事業者面談）
令和4年10月21日(金)	特別職MTG
令和4年10月21日(金)	現地視察（経済部関連）
令和4年10月21日(金)	出張（県議会議員・県職員との面談）
令和4年10月25日(火)	特別職MTG
令和4年10月25日(火)	企画部との打合せ
令和4年10月25日(火)	来客
令和4年10月26日(水)	企画部との打合せ
令和4年10月26日(水)	福祉健康部との打合せ
令和4年10月26日(水)	現地視察（経済部関連）
令和4年10月26日(水)	来客
令和4年10月27日(木)	総務部との打合せ
令和4年10月27日(木)	広報公聴室との打合せ
令和4年10月31日(月)	企画部との打合せ
令和4年10月31日(月)	広報広聴室との打合せ
令和4年11月1日(火)	経済部との打合せ
令和4年11月1日(火)	出張（国会議員事務所面談）
令和4年11月2日(水)	企画部との打合せ
令和4年11月2日(水)	経済部との打合せ
令和4年11月4日(金)	出張（大学職員面談）
令和4年11月7日(月)	先進地視察
令和4年11月8日(火)	先進地視察

日付	内容
令和4年11月9日(水)	企画部との打合せ
令和4年11月9日(水)	企画部との打合せ
令和4年11月9日(水)	市議会議員面談
令和4年11月9日(水)	環境部との打合せ
令和4年11月9日(水)	経済部との打合せ
令和4年11月10日(木)	特別職MTG
令和4年11月10日(木)	環境部との打合せ
令和4年11月10日(木)	出張（県職員面談）
令和4年11月15日(火)	企画部との打合せ
令和4年11月15日(火)	企画部との打合せ
令和4年11月16日(水)	企画部・経済部との打合せ
令和4年11月17日(木)	企画部との打合せ
令和4年11月18日(金)	出張（事業者面談）
令和4年11月19日(土)	大学教授との意見交換
令和4年11月21日(月)	経済部との打合せ
令和4年11月24日(木)	経済部との打合せ
令和4年11月24日(木)	来客
令和4年11月24日(木)	企画部との打合せ
令和4年11月24日(木)	環境部との打合せ
令和4年11月25日(金)	企画部との打合せ
令和4年11月25日(金)	福祉健康部との打合せ
令和4年11月28日(月)	特別職MTG
令和4年11月28日(月)	企画部との打合せ
令和4年11月29日(火)	第2回公民連携若者・女性活躍推進本部会議
令和4年11月30日(水)	福祉健康部との打合せ
令和4年11月30日(水)	来客

日付	内容
令和4年11月30日(水)	経済部との打合せ
令和4年12月1日(木)	出張（有識者面談）
令和4年12月1日(木)	市議会議員との面談
令和4年12月2日(金)	企画部との打合せ
令和4年12月5日(月)	都市部との打合せ
令和4年12月5日(月)	協定事業者との打合せ
令和4年12月6日(火)	来客
令和4年12月7日(水)	出張（先進地視察）
令和4年12月8日(木)	出張（先進地視察）
令和4年12月9日(金)	環境部との打合せ
令和4年12月9日(金)	特別職MTG
令和4年12月9日(金)	市議会議員との面談
令和4年12月9日(金)	企画部との打合せ
令和4年12月9日(金)	経済部との打合せ
令和4年12月9日(金)	出張（大学教員面談）
令和4年12月12日(月)	特別職MTG
令和4年12月13日(火)	企画部との打合せ
令和4年12月14日(水)	企画部との打合せ
令和4年12月15日(木)	特別職MTG
令和4年12月15日(木)	市民との意見交換
令和4年12月16日(金)	市議会議員との面談
令和4年12月17日(土)	市内団体との意見交換
令和4年12月18日(日)	市民との意見交換
令和4年12月19日(月)	特別職MTG
令和4年12月19日(月)	企画部との打合せ
令和4年12月19日(月)	企画部との打合せ

日付	内容
令和4年12月19日(月)	広報広聴室との打合せ
令和4年12月20日(火)	都市部との打合せ
令和4年12月21日(水)	広報広聴室との打合せ
令和4年12月21日(水)	企画部との打合せ
令和4年12月21日(水)	経済部との打合せ
令和4年12月21日(水)	子ども青少年部との打合せ
令和4年12月21日(水)	現地視察
令和4年12月21日(水)	経済部との打合せ
令和4年12月22日(木)	企画部との打合せ
令和4年12月22日(木)	来客
令和4年12月23日(金)	特別職MTG
令和4年12月23日(金)	企画部との打合せ
令和4年12月23日(金)	来客
令和4年12月23日(金)	出張（事業者面談）
令和4年12月24日(土)	市民との意見交換
令和4年12月25日(日)	市民団体との意見交換
令和4年12月26日(月)	企画部との打合せ
令和4年12月26日(月)	特別職MTG
令和4年12月26日(月)	小田原箱根商工会議所との懇談会
令和4年12月26日(月)	経済部との打合せ
令和4年12月26日(月)	経済部・企画部との打合せ
令和4年12月26日(月)	来客
令和4年12月27日(火)	市民団体との意見交換
令和4年12月28日(水)	企画部との打合せ
令和4年12月28日(水)	市民との意見交換
令和4年12月29日(木)	県議会議員との面談

日付	内容
令和5年1月4日(水)	特別職MTG
令和5年1月4日(水)	企画部との打合せ
令和5年1月4日(水)	仕事始め式
令和5年1月4日(水)	新年賀詞交歓会
令和5年1月5日(木)	来客
令和5年1月6日(金)	企画部との打合せ
令和5年1月6日(金)	総務部との打合せ
令和5年1月6日(金)	環境部との打合せ
令和5年1月6日(金)	来客
令和5年1月10日(火)	特別職MTG
令和5年1月10日(火)	企画部との打合せ
令和5年1月10日(火)	出張（金融機関面談）
令和5年1月12日(木)	特別職MTG
令和5年1月19日(木)	広報広聴室との打合せ
令和5年1月19日(木)	企画部との打合せ
令和5年1月23日(月)	特別職MTG
令和5年1月23日(月)	第3回公民連携・若者女性活躍推進本部会議
令和5年1月23日(月)	企画部&福祉健康部との打合せ
令和5年1月23日(月)	環境部との打合せ
令和5年1月23日(月)	出張（県議会議員面談）
令和5年1月24日(火)	出張（研究機関面談）
令和5年1月25日(水)	出張（学識者面談）
令和5年1月26日(木)	総務部との打合せ
令和5年1月27日(金)	特別職MTG
令和5年1月27日(金)	第3回ゼロカーボン・環境共生推進本部会議
令和5年1月30日(月)	特別職MTG

日付	内容
令和5年1月30日(月)	都市部との打合せ
令和5年1月30日(月)	広報戦略本部会議
令和5年1月30日(月)	出張（国際交流団体面談）
令和5年2月1日(水)	企画部との打合せ
令和5年2月1日(水)	企画部との打合せ
令和5年2月1日(水)	都市部との打合せ
令和5年2月2日(木)	教育委員会との打合せ
令和5年2月2日(木)	企画部との打合せ
令和5年2月3日(金)	出張（事業者面談）
令和5年2月3日(金)	特別職MTG
令和5年2月6日(月)	出張（国会議員事務所面談）
令和5年2月6日(月)	企画部との打合せ
令和5年2月6日(月)	経済部との打合せ
令和5年2月7日(火)	報告会（ゼロカーボンデジタルタウン関連）
令和5年2月8日(水)	特別職MTG
令和5年2月8日(水)	デジタル化推進本部会議
令和5年2月9日(木)	広報広聴室との打合せ
令和5年2月13日(月)	特別職MTG
令和5年2月14日(火)	企画部との打合せ
令和5年2月14日(火)	広報広聴室との打合せ
令和5年2月15日(水)	特別職MTG
令和5年2月15日(水)	企画部・経済部との打合せ
令和5年2月17日(金)	企画部との打合せ
令和5年2月17日(金)	出張（大学教員面談）
令和5年2月21日(火)	企画部との打合せ
令和5年2月21日(火)	企画部との打合せ

日付	内容
令和5年2月21日(火)	企画部との打合せ
令和5年2月21日(火)	特別職MTG
令和5年2月21日(火)	出張（マスメディア関係者面談）
令和5年2月24日(金)	出張（事業者面談）
令和5年2月27日(月)	企画部との打合せ
令和5年2月27日(月)	企画部との打合せ
令和5年2月27日(月)	特別職MTG
令和5年2月28日(火)	出張（研究機関職員面談）
令和5年3月1日(水)	出張（国会議員面談）
令和5年3月2日(木)	出張（鉄道事業者面談）
令和5年3月3日(金)	企画部との打合せ
令和5年3月3日(金)	企画部との打合せ
令和5年3月3日(金)	企画部との打合せ
令和5年3月3日(金)	広報広聴室との打合せ
令和5年3月6日(月)	出張（先進技術調査視察）
令和5年3月7日(火)	企画部との打合せ
令和5年3月8日(水)	特別職MTG
令和5年3月9日(木)	経済部との打合せ
令和5年3月9日(木)	出張（事業者面談）
令和5年3月10日(金)	企画部との打合せ
令和5年3月10日(金)	出張（県議会議員面談）
令和5年3月13日(月)	出張（事業者面談）
令和5年3月14日(火)	広報広聴室との打合せ
令和5年3月14日(火)	企画部との打合せ
令和5年3月14日(火)	総務部との打合せ
令和5年3月20日(月)	企画部との打合せ

日付	内容
令和5年3月20日(月)	企画部との打合せ
令和5年3月20日(月)	出張（県職員面談）
令和5年3月21日(火)	出張（先進都市視察）
令和5年3月22日(水)	出張（先進都市視察）
令和5年3月23日(木)	出張（先進都市視察）
令和5年3月24日(金)	企画部との打合せ
令和5年3月28日(火)	出張（団体職員面談）
令和5年3月29日(水)	第4回公民連携・若者女性活躍推進本部会議
令和5年3月29日(水)	企画部との打合せ
令和5年3月31日(金)	辞令交付式（同席）
令和5年3月31日(金)	特別職MTG
令和5年4月3日(月)	辞令交付式（同席）
令和5年4月3日(月)	特別職MTG
令和5年4月3日(月)	経済部との打合せ
令和5年4月3日(月)	企画部との打合せ
令和5年4月3日(月)	企画部との打合せ
令和5年4月3日(月)	福祉健康部との打合せ
令和5年4月5日(水)	経済部との打合せ
令和5年4月5日(水)	都市部との打合せ
令和5年4月5日(水)	企画部との打合せ
令和5年4月7日(金)	経済部との打合せ
令和5年4月7日(金)	企画部との打合せ
令和5年4月7日(金)	環境部との打合せ
令和5年4月7日(金)	都市部との打合せ
令和5年4月15日(土)	有識者との意見交換
令和5年4月17日(月)	特別職MTG

日付	内容
令和5年4月17日(月)	経済部との打合せ
令和5年4月17日(月)	企画部との打合せ
令和5年4月19日(水)	企画部との打合せ
令和5年4月19日(水)	都市部との打合せ
令和5年4月19日(水)	企画部との打合せ
令和5年4月19日(水)	来客
令和5年4月19日(水)	福祉健康部との打合せ
令和5年4月20日(木)	特別職MTG
令和5年4月20日(木)	出張（金融機関面談）
令和5年4月21日(金)	企画部との打合せ
令和5年4月21日(金)	企画部との打合せ
令和5年4月21日(金)	経済部と企画部との打合せ
令和5年4月21日(金)	経済部との打合せ
令和5年4月21日(金)	出張（県議会議員面談）
令和5年4月24日(月)	特別職MTG
令和5年4月24日(月)	デジタル化推進本部会議
令和5年4月27日(木)	環境部との打合せ
令和5年4月27日(木)	企画部との打合せ
令和5年4月27日(木)	都市部との打合せ
令和5年4月27日(木)	広報広聴室との打合せ
令和5年4月28日(金)	企画部との打合せ
令和5年4月28日(金)	福祉健康部との打合せ
令和5年5月1日(月)	都市部との打合せ
令和5年5月1日(月)	文化部との打合せ
令和5年5月1日(月)	企画部との打合せ
令和5年5月1日(月)	出張（県職員面談）

日付	内容
令和5年5月8日(月)	企画部との打合せ
令和5年5月8日(月)	経済部との打合せ
令和5年5月8日(月)	都市部との打合せ
令和5年5月8日(月)	特別職MTG
令和5年5月8日(月)	企画部との打合せ
令和5年5月10日(水)	企画部との打合せ
令和5年5月10日(水)	総務部との打合せ
令和5年5月10日(水)	副市長との打合せ
令和5年5月10日(水)	企画部との打合せ
令和5年5月10日(水)	都市部との打合せ
令和5年5月10日(水)	経済部との打合せ
令和5年5月10日(水)	出張（国会議員事務所面談）
令和5年5月11日(木)	出張（先進地視察）
令和5年5月12日(金)	出張（先進地視察）
令和5年5月15日(月)	企画部との打合せ
令和5年5月15日(月)	福祉健康部との打合せ
令和5年5月15日(月)	特別職MTG
令和5年5月15日(月)	出張（先端技術調査研究視察）
令和5年5月16日(火)	文化部との打合せ
令和5年5月17日(水)	企画部との打合せ
令和5年5月17日(水)	企画部との打合せ
令和5年5月17日(水)	環境部との打合せ
令和5年5月17日(水)	企画部との打合せ
令和5年5月18日(木)	都市部との打合せ
令和5年5月18日(木)	広報広聴室との打合せ
令和5年5月19日(金)	企画部との打合せ

日付	内容
令和5年5月19日(金)	特別職MTG
令和5年5月19日(金)	出張（先端技術調査研究視察）
令和5年5月23日(火)	理事者との打合せ
令和5年5月23日(火)	都市部との打合せ
令和5年5月23日(火)	来客
令和5年5月23日(火)	福祉健康部との打合せ
令和5年5月23日(火)	企画部との打合せ
令和5年5月23日(火)	企画部との打合せ
令和5年5月23日(火)	企画部との打合せ
令和5年6月12日(月)	企画部との打合せ
令和5年6月12日(月)	企画部との打合せ
令和5年6月12日(月)	理事MTG
令和5年6月13日(火)	企画部との打合せ
令和5年6月13日(火)	企画部との打合せ
令和5年6月15日(木)	福祉健康部との打合せ
令和5年6月15日(木)	出張（委員委嘱打合せ）
令和5年6月16日(金)	出張（県職員面談）
令和5年6月20日(火)	企画部との打合せ
令和5年6月20日(火)	福祉健康部との打合せ
令和5年6月21日(水)	来客
令和5年6月21日(水)	教育委員会との打合せ
令和5年6月21日(水)	来客
令和5年6月22日(木)	出張（先進技術調査研究視察）
令和5年6月23日(金)	都市部との打合せ
令和5年6月23日(金)	特別職MTG
令和5年6月23日(金)	企画部との打合せ

日付	内容
令和5年6月23日(金)	辞令交付
令和5年6月23日(金)	理事者MTG
令和5年6月26日(月)	特別職MTG
令和5年6月26日(月)	経済部との打合せ
令和5年6月26日(月)	広報広聴室との打合せ
令和5年6月26日(月)	環境部との打合せ
令和5年6月30日(金)	企画部との打合せ
令和5年6月30日(金)	来客
令和5年6月30日(金)	福祉健康部との打合せ
令和5年7月3日(月)	出張（事業者面談）
令和5年7月3日(月)	来客
令和5年7月3日(月)	教育部との打合せ
令和5年7月3日(月)	来客
令和5年7月4日(火)	ゼロカーボン・環境共生推進本部会議
令和5年7月4日(火)	企画部との打合せ
令和5年7月4日(火)	都市部との打合せ
令和5年7月4日(火)	福祉健康部との打合せ
令和5年7月4日(火)	出張（県議会議員面談）
令和5年7月5日(水)	企画部との打合せ
令和5年7月10日(月)	企画部との打合せ
令和5年7月10日(月)	特別職MTG
令和5年7月10日(月)	都市部との打合せ
令和5年7月10日(月)	企画部との打合せ
令和5年7月11日(火)	経済部&企画部との打合せ
令和5年7月11日(火)	来客
令和5年7月11日(火)	経済部との打合せ

日付	内容
令和5年7月11日(火)	企画部との打合せ
令和5年7月11日(火)	都市部との打合せ
令和5年7月12日(水)	広報広聴室との打合せ
令和5年7月12日(水)	経済部との打合せ
令和5年7月12日(水)	来客
令和5年7月12日(水)	特別職MTG
令和5年7月19日(水)	企画部との打合せ
令和5年7月19日(水)	福祉健康部との打合せ
令和5年7月20日(木)	企画部との打合せ
令和5年7月20日(木)	総務部との打合せ
令和5年7月20日(木)	来客
令和5年7月20日(木)	経済部との打合せ
令和5年7月21日(金)	経済部&文化部との打合せ
令和5年7月21日(金)	福祉健康部&関連部署との打合せ
令和5年7月24日(月)	企画部との打合せ
令和5年7月24日(月)	経済部との打合せ
令和5年7月24日(月)	都市部との打合せ
令和5年7月25日(火)	特別職MTG
令和5年7月25日(火)	来客
令和5年7月25日(火)	企画部との打合せ
令和5年7月26日(水)	企画部との打合せ
令和5年7月27日(木)	経済部&企画部との打合せ
令和5年7月28日(金)	経済部&企画部との打合せ
令和5年7月28日(金)	企画部との打合せ
令和5年7月28日(金)	環境部との打合せ
令和5年7月28日(金)	特別職MTG

日付	内容
令和5年7月31日(月)	特別職MTG
令和5年7月31日(月)	出張（事業者面談）
令和5年8月1日(火)	企画部との打合せ
令和5年8月2日(水)	企画部との打合せ
令和5年8月2日(水)	企画部との打合せ
令和5年8月7日(月)	文化部との打合せ
令和5年8月7日(月)	企画部との打合せ
令和5年8月7日(月)	経済部&都市部との打合せ
令和5年8月7日(月)	経済部との打合せ
令和5年8月7日(月)	来客
令和5年8月8日(火)	出張（県職員面談）
令和5年8月8日(火)	来客
令和5年8月8日(火)	企画部との打合せ
令和5年8月8日(火)	来客
令和5年8月9日(水)	来客
令和5年8月9日(水)	企画部との打合せ
令和5年8月9日(水)	福祉健康部との打合せ
令和5年8月9日(水)	経済部との打合せ
令和5年8月9日(水)	企画部との打合せ
令和5年8月10日(木)	特別職MTG
令和5年8月15日(火)	来客
令和5年8月16日(水)	来客
令和5年8月17日(木)	企画部との打合せ
令和5年8月17日(木)	来客
令和5年8月17日(木)	福祉健康部との打合せ
令和5年8月18日(金)	企画部との打合せ

日付	内容
令和5年8月21日(月)	出張（県職員面談）
令和5年8月21日(月)	経済部との打合せ
令和5年8月21日(月)	企画部との打合せ
令和5年8月21日(月)	総務部との打合せ
令和5年8月21日(月)	企画部との打合せ
令和5年8月22日(火)	出張（先進地調査視察）
令和5年8月23日(水)	出張（先進地調査視察）
令和5年8月24日(木)	出張（事業者面談）
令和5年8月24日(木)	来客
令和5年8月25日(金)	文化部との打合せ
令和5年8月25日(金)	特別職MTG
令和5年8月25日(金)	来客
令和5年8月25日(金)	来客
令和5年8月28日(月)	文化部との打合せ
令和5年8月30日(水)	出張（先進地調査研究視察）
令和5年8月31日(木)	出張（文化的連携に関する意見交換及び視察）
令和5年8月31日(木)	来客
令和5年8月31日(木)	企画部との打合せ
令和5年8月31日(木)	経済部との打合せ

決算特別委員会請求資料 37 未来創造・若者課

生涯現役推進事業における就労者数の推移（平成 30 年度～令和 4 年度）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
就労者数	114 人	166 人	43 人	82 人	80 人

* 平成 30 年 8 月に事業を開始したため、平成 30 年度は 8 か月間の実績。

令和4年度末時点のシニアバンク年代別・性別登録者数

	男性	女性	総計
50代	29	20	49
60代	361	231	592
70代	218	143	361
80代以上	17	7	24
総 計	625	401	1,026

学力向上支援事業の状況

ア ステップアップ調査の実施状況（実施学年 及び 一人当たりの単価）

	実施学年		件数	一人当たりの 単価（税込）	総額
令和３年度	小学校	第４学年 第５学年 第６学年	1,514 件	530 円	802,420 円
	中学校	第１学年 第２学年			
令和４年度	小学校	第４学年 第５学年 第６学年	1,736 件	530 円	920,080 円
	中学校	第１学年 第２学年 第３学年			

イ 少人数指導スタッフ、中学校教科非常勤講師の過去３年間の配置状況（令和２年度～令和４年度）

①少人数指導スタッフの配置人数の推移（令和２年度から令和４年度）

	少人数指導スタッフ配置実績	備 考
令和２年度	４校（のべ４人）	
令和３年度	１１校（のべ１６人）	３５人学級対応６校
令和４年度	１１校（のべ１７人）	３５人学級対応６校

②中学校教科非常勤講師の配置人数の推移（令和２年度から令和４年度）

	中学校教科非常勤講師配置実績
令和２年度	１０人
令和３年度	９人
令和４年度	９人

産後ケア事業の利用実績（令和３年度から令和４年度）

利用実績

年 度	利用者数
令和３年度（10 月から）	22 人
令和４年度	67 人

※令和３年 10 月から事業開始

産後ケア事業利用時の児の月齢

年 度	利用時の児の月齢						
	0 か月	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月以降	計
令和３年度 （10 月から）	1 人	7 人	6 人	3 人	0 人	5 人	22 人
令和４年度	15 人	17 人	16 人	7 人	7 人	5 人	67 人

決算特別委員会請求資料41 救急課

No.	項目	設置施設	所在地
1	救命ネットワーク構築事業 AED設置促進費 AED借上料 ①富士見小等10基 令和元年10月1日～令和8年 9月30日まで	富士見小学校	南鴨宮3-25-1
2		富水小学校	飯田岡481
3		国府津小学校	国府津2485
4		東富水小学校	中曽根359
5		千代小学校	千代687
6		桜井小学校	曾比1943
7		芦子小学校	扇町1-37-7
8		矢作小学校	矢作227
9		三の丸小学校	本町1-12-49
10		豊川小学校	成田530-1
11	救命ネットワーク構築事業 AED設置促進費 AED借上料 ②酒匂小等10基 令和2年10月1日～令和9年 9月30日まで	足柄小学校	扇町3-21-7
12		町田小学校	寿町2-7-25
13		新玉小学校	浜町2-1-20
14		山王小学校	東町2-9-1
15		大窪小学校	板橋985
16		下中小学校	小船178
17		酒匂小学校	酒匂5-15-3
18		下府中小学校	酒匂930
19		報徳小学校	小台405
20		久野小学校	久野1561
21	救命ネットワーク構築事業 AED設置促進費 AED借上料 ③早川小等10基 令和3年10月1日～令和10年 9月30日まで	早川小学校	早川2-14-1
22		下曾我小学校	曾我原333
23		前羽小学校	前川858
24		曾我小学校	曾我大沢69
25		梅の里センター	曾我別所807-17
26		いこいの森	久野4294-1
27		消防本部（小田原消防署）	前川183-18
28		消防本部（小田原消防署）	前川183-18
29		消防本部（南町分署）	南町1-9-36
30		斎場	久野3664-8
31	救命ネットワーク構築事業 AED設置促進費 AED借上料 ④総合医療福祉会館等11基 （8基） 平成29年7月1日～令和4年 6月30日まで（11基） 令和4年7月1日～令和11年 9月30日まで（8基）	おだわら総合医療福祉会館	久野115-2
32		小田原城天守閣	城内6-1
33		歴史見聞館NINJA館	城内3-71
34		小田原フラワーガーデン	久野3798
35		わんぱくらんど	久野4377-1
36		生涯学習センターけやき	荻窪300
37		尊徳記念館	栢山2065-1
38		城山陸上競技場	城山2-29-1
		小田原テニスガーデン	蓮正寺83-1
		小田原駅東口図書館	栄町1-1-15 ミナカ小田原6階
		小田原市立中央図書館（かもめ）	南鴨宮1-5-30

決算特別委員会請求資料41 救急課

No.	項目	設置施設	所在地
39	救命ネットワーク構築事業 AED設置促進費 AED借上料 ⑤小田原城総管理事務所等 13基 平成30年7月1日～令和7年 9月30日まで	城山中学校	城山3-4-1
40		白鷗中学校	東町4-13-1
41		白山中学校	扇町5-7-17
42		城南中学校	板橋875
43		鴨宮中学校	鴨宮547
44		千代中学校	千代800
45		国府津中学校	国府津2372
46		酒匂中学校	酒匂3-4-1
47		片浦小学校	根府川534
48		泉中学校	飯田岡22
49		橘中学校	羽根尾410
50		城北中学校	栢山2888
51		小田原城総管理事務所 小田原城址公園二の丸観光案内所	城内3-22

※青色セルはR4.7から無償広告AEDへ移行

「美食のまち」づくりにおける委託料に係る仕様書及び契約書

業 務 委 託 契 約 書

業 務 件 名	令和4年度 美食のまち小田原推進事業支援業務		
業 務 場 所	小田原市の指定する場所		
業 務 期 間	契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで		
契 約 金 額	28,230,000円		
	うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額	2,566,363円	
	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の 規定により算出したもので、契約金額に10/110を乗じて得た金額である。		
支 払 の 条 件	☐ 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり ☒ 無		
契 約 保 証 金	☐ 現 金	円	☐ 保険加入
	☐ 有価証券	円	☒ 免 除

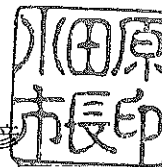
上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年（2023年）2月 / 日

発注者 小田原市荻窪 300 番地

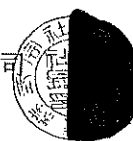
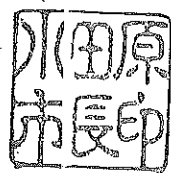
小田原市長 守屋 輝彦



受注者 小田急電鉄株式会社・UDS 株式会社 共同企業体

代表者 東京都新宿区西新宿 1-8-3

小田急電鉄株式会社 取締役社長 星野晃司



(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって定められた期間中誠実に作業を実施しなければならない。

(業務遂行の計画)

第2条 受注者は、仕様書に基づき作業の業務日程表を策定し、発注者に提出するものとする。ただし、発注者より業務日程表の提出を必要としない指示があった場合は、この限りではない。

2 受注者は、業務日程表に基づき計画的に作業を行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第4条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、書面による発注者の承諾を得なければならない。

(業務用器材等の費用負担)

第5条 この業務の実施に要する備品及び材料は、受注者の負担とする。

2 発注者は、受注者がこの作業を実施するために必要な用水、電力等を無償で受注者に供給するものとする。

(業務の履行責任)

第6条 受注者が行う本契約業務履行に契約の内容に適合しないものがあった場合は、受注者は直ちに完全な履行となるよう追完しなければならない。ただし、発注者の設備に受注者が予見できない不備欠陥があったとき、又は発注者が提供した付属品等の不具合等受注者の責に基づかないときはこの限りではない。

(業務の変更、中止等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨時業務)

第8条 発注者は、仕様書に定められたもののほか、臨時に業務の必要が生じたときは、これを受注者に要求することができる。この場合、受注者は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

2 前項の規定により業務を実施する場合において相当の費用を要するときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第9条 受注者は、業務履行中、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 受注者は、前項の規定による臨機の措置を執ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。

(施設物品保全の義務)

第10条 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 受注者は、業務履行中発注者の建物、工作物、その他の物品に破損又は滅失の事実若しくはそのおそれのあることを発見したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(債務不履行)

第11条 受注者は、自己の責めに帰すべき事由による債務不履行のため発注者に損害を与えたと

きは、発注者の被った一切の損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(損害の賠償)

第12条 受注者は、業務の実施に当たり、自己の責めに帰すべき事由により発注者の建物、工作物その他の物品に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 受注者は、この業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 受注者は、前2項に規定する事故が生じたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 受注者又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 受注者又はその使用人は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(業務の確認)

第15条 受注者は、業務が完了したときは、業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の届出があったときは、完了事実を確認するものとする。

(契約金の支払)

第16条 受注者は、前条による確認を得たときは、契約金の支払条件に基づき適法な手続に従って発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(物価の変動に基づく契約金額の変更)

第17条 発注者又は受注者は、契約期間内に材料価格又は労務賃金等の変動により契約金額が著しく不相当となったと認められるときは、相手方に対して書面をもって契約金額の変更を求めることができる。この場合は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。

(2) 業務が著しく遅延したとき。

(3) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(4) 業務内容が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させたとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契

約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催促をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 許可、免許、登録又は各種の資格が必要な業務について、当該許可、免許、登録又は各種の資格が、取り消され、又は抹消されたとき。

3 前2項の規定により契約を解除した場合、受注者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、発注者は、履行済みの部分について相当と認める金額を支払うものとする。

第19条 発注者は、公用又は公益のため、その他やむを得ない事由により契約を履行させることができないときは、この契約を解除することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の1以上減少したとき。

(2) 第7条の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の3分の1以上に達したとき。

3 第18条第4項及び前条第3項の規定は、前2項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等(以下本条及び次条において「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者又は役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)、又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者に違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第22条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(相殺)

第23条 発注者は、受注者が発注者に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約に基づき受注者に支払うべき代金と相殺することができる。

(疑義等の解決)

第24条 この契約の履行に当たり疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ解決するものとする。

(その他の事項)

第25条 この契約書に定めるもののほか必要な事項については、小田原市契約規則(昭和39年小田原市規則第22号)及びその他関係法令の規定によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

別 添(14条関係) 特記事項

(総則)

第1条 受注者は、小田原市個人情報保護条例その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う場合は、個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

(報告等)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報の取扱いが必要になった場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、個人情報の適正な取扱いのため、以下に定める措置をとるほか、発注者の指示に従わなければならない。

(個人情報の保管)

第3条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人の権利利益の保護)

第5条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

令和4年度 美食のまち小田原推進事業支援業務委託仕様書

1 業務名

令和4年度 美食のまち小田原推進事業支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

3 業務の目的

美食のまち小田原推進事業（以下「美食事業」という。）は、市政運営全般の2030年のありたい姿とその実現に向けた取り組みをまとめた第6次小田原市総合計画に基づく新規事業で、民間事業者等と連携し、小田原の豊かな食材や人材の付加価値を高めることで「美食のまち」のイメージを市内外に定着させ、「食」を活用した事業を展開し、事業者の誘致や連携の促進及び観光客の増加と観光消費額の増額等の効果を図り、地域経済を活性化させることを目的としている。

本業務は、これらの目的を達成するための事業計画等の策定に係る調査等を行い、令和6年度までに行う事業計画案の作成を求めるものである。

4 業務の前提となる方向性

別添の「令和4年度 美食のまち小田原推進事業支援業務別添資料」も参照すること。

(1) 小田原市が掲げる「美食」の定義

小田原市が掲げる美食とは、「豊かで活気あふれる食のこと」であり、「食への喜びと意識を高めること」とする。

・「豊かで活気あふれる食のこと」

小田原市は森里川海がひとつらなりの豊かな自然に育まれた、多様な地域資源を有している。特に、海は新鮮な魚介類が水揚げされる漁港・魚市場、山は柑橘類等をはじめとする農産物の畑に代表されるように、食の恵み豊かな立地環境を市内外の人が再認識し、より活気あふれる食のシーンを目指すものである。

・「食への喜びと意識を高めること」

小田原市には恵み豊かな食の魅力に真摯に向き合う情熱をもった食の生産者、関連事業者たちが存在する。そういう地域の食のスペシャリストたちの思いをもっと広く知ってもらい、知識や体験を共有することで、小田原の食を再認識・再発見し、食への喜びが増すような食への取り組みが市内に沸き起こることを目指すものである。

(2) 基本とすべき4つの柱

美食事業の推進にあたり、小田原市では基本とすべき4つの柱を考えている。本

業務では、この柱をすべて活用した目的を達成するための事業計画案を求める。

ア 美食アンバサダー的人材の活用

- ・ 発信力と影響力があり、小田原市の食の価値を高めて市内外に広める食のインフルエンサー
- ・ ミシュランの星を獲得しているシェフ、国内外で著名な食通家等を想定
- ・ 生産者や事業者等と意見交換や連携を行うことで食材の価値向上や人材育成に貢献が期待できる者
- ・ 小田原市の食材等を自ら活用する、小田原市の魅力を自ら発信するなど、イメージの向上・定着に貢献が期待できる者

イ 美食リーダー的人材の活用

- ・ 食や食材への意識が高く、アの美食アンバサダーとともに、本市の食の価値を高める存在
- ・ 美味しいものを提供するための研究、努力、挑戦をしている者
- ・ 所在地は問わないが、市内の生産者や事業者と連携し、新たな事業提携や販路拡大への貢献が期待できる者
- ・ 本市の食や食材に価値を見出して活用する者（すでに活用している者も含む）

ウ 「小田原漁港周辺」エリアと魚の活用

- ・ 「小田原漁港」と「魚」のイメージを格上げする取組
- ・ 「小田原漁港周辺」エリアの持つポテンシャルを引き出す取組
- ・ エリア一体で観光客等の回遊性を高め、滞在時間と消費額の増加を目指す取組
- ・ 魚の鮮度や種類の豊富さに付加価値をつけ発信する取組

エ 農業とのふれあい

- ・ 産地としての豊かさや地域性をアピールする取組
- ・ 市民や小田原市を訪れる人のライフスタイルの中に個のつながりを重視した「農」を組み込むことで、再来訪（リピーター）や就農、移住、定住が期待できる取組

(3) その他留意事項

- ア 4つの柱を活用し、他にはない圧倒的な魅力を創出し、高い完成度で発信することで注目を集め、まずは小田原市に食のイメージを定着させる。
- イ 「美食」及び4つの柱の呼称は暫定のもので、定義及び意図をより明確に表現したものに変更できる。
- ウ 現在の小田原市の食のイメージに固執せず、4つの柱に加えた新たな発想も盛り込み、新しい魅力を導き出す。
- エ 美食事業が将来的に市内事業者や市民等に根づき、行政の主導によらず事業が継続していくよう推進する。

5 業務内容

(1) 事業計画案の作成

- ア 事業計画案とは、令和6年度までの美食事業のコンセプト、キャッチフレーズ、具体事業、プロモーション方法を示したものである。
- イ 事業計画案は、美食事業の推進について協議・実施を行う会議体（観光課を事務局とする協議組織）（以下「協議体」という。）に対し提案するためのものとして作成する。
- ウ 事業計画案の作成状況について随時発注者に報告し、意見を求めること。また、発注者が報告・計画案の改変等を求めた際には対処すること。
- エ コンセプトについて
 - ・ 美食事業の推進にあたり、上記4「業務の前提となる方向性」をふまえた基本的かつ統一的な企画の枠組みを表すものを作成する。
- オ 具体事業について
 - ・ コンセプトに基づき行うべき具体事業について作成する。
 - ・ 地域資源を活かすためのレシピや商品の開発又は改良等の事業案を1つ以上作成する。
 - ・ 「既存の地域資源」及び「提案する事業による新商品等」の販路を拡大するための事業案を1つ以上作成する。
- カ プロモーション方法について
 - ・ 美食事業を市内外に発信するためのプロモーション方法を作成する。
 - ・ プロモーションにはIT・イベント・メディア・その他を用いる。
 - ・ 美食事業専用のWEBサイトについて提案をする。美食事業の趣旨、協議体の活動、具体事業を必ず掲載し、市民や観光客、民間事業者等の興味関心を掻き立てるものとする。その他、美食事業の周知及びサイト運営にあたり必要な機能・設定・業務等について想定したものとする。

(2) 情報収集及び取材、調査等

- ア 事業計画案の作成にあたり必要な情報収集及び取材、調査等を行う。
- イ 市内事業者に対して積極的にヒアリング等を行う。
- ウ 本市の食資源について多角的に分析できるよう情報収集する。
- エ 内容、実施方法及び日程等については事前に発注者に報告を行う。
- オ 取材等において、市内で公共施設を利用して開催する場合は、発注者にて会場の確保及び会場使用料を負担するが、それ以外の会場の場合は受注者にて確保及び使用に伴う全額の費用負担をすること。
- カ 取材等において、受注者の責による延期及び中止に関わるキャンセル料等の費用については原則受注者の負担とする。天災等受注者の責によらない場合は、発注者と協議することができる。

6 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令及び計画に準拠して実施すること。

7 受注者の義務

- (1) 受注者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行すること。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり、発注者と詳細な協議を行い、発注者の承認後に業務を遂行すること。

なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足すること。

8 業務委託着手届等の提出

受注者は、本業務の契約締結後、速やかに発注者と詳細な打合せを行うとともに、次の書類を提出し、発注者の承認を受けたうえで業務を実施すること。

- (1) 業務委託着手届（様式）
- (2) 業務日程表及び現場代理人届（様式）
- (3) 業務工程表（任意様式）
- (4) 業務実施体系図（組織図）及び緊急連絡体制図（任意様式）
- (5) 打合せ資料及び記録簿（任意様式）
- (6) その他発注者が指示するもの

9 工程管理

受注者は、業務工程表に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時発注者に報告すること。

10 再委託等

受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で発注者の承諾を得なければならない。

11 貸与資料

本業務の実施にあたり、必要な資料を発注者より貸与するので、受注者は責任を持ってこれを管理し、汚損・紛失等のないよう取扱いには万全の注意を払うこと。

また、受注者は貸与された資料の重要性を認識し、個人情報保護の観点から情報の漏洩には十分留意し、常に貸与資料の管理状況を明確にし、必要がなくなった場合には速やかに返却すること。

12 損害賠償

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、発注者の指示に従うこと。

13 秘密の遵守

受注者は、個人情報保護法を遵守し、発注者からの借用物、本業務の内容及び業務に係る資料を発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受注者の社員はもとより、退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

14 契約不適合責任

受注者は、本業務完了後であっても、契約終了後1年間は、成果品に契約内容に適合しないものが発見された場合には、受注者の負担にて修正等を行うこと。

15 著作権の譲渡等

受注者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡することとする。

16 業務の完了及び検査

受注者は、業務完了後、速やかに次の書類を提出し、発注者の検査を受けるが、加除訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従うこと。

なお、加除訂正等にかかる費用は受注者の負担とする。

- (1) 業務委託完成届（様式）
- (2) 業務実施工程表（任意様式）
- (3) 業務委託報告書（任意様式）
- (4) その他発注者が指示するもの

17 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、発注者と受注者が協議のうえ、受注者は発注者の指示に従うこと。

18 成果品

以下のとおり提出してください。

- (1) 業務委託報告書 2部
- (2) 各種調査等報告書 2部
- (3) 事業計画案 2部
- (4) (1)(2)(3)の電子データ 一式

※ 電子データは PDF 形式（市ホームページ掲載用）及び編集可能な電子データ（Microsoft Office（Word、Excel など）。必要に応じてイラストレーター形

式) とする。

※ データは CD-ROM 等に保存する。

(5) その他発注者が指示するもの

19 成果品の二次利用

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。なお、関係機関の提供など二次的な利用についても可能とする。

(1) 小田原市が掲げる「美食」の定義

小田原市の 美食 とは

豊かで活気あふれる食のこと
食への喜びと意識を高めること

(2) 基本とすべき4つの柱

4つの柱

美食アンバサダー的人材の活用

小田原の食を高めて広める一流シェフや関連人材を巻き込み活用

美食リーダー的人材の活用

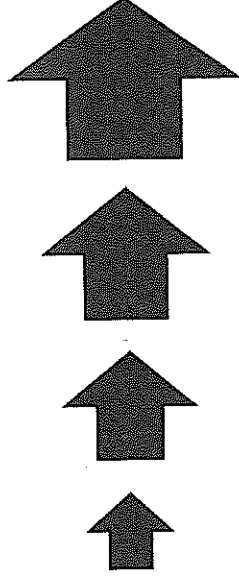
食にこだわり、小田原を愛する事業者や飲食店を巻き込み活用

「小田原漁港周辺」エリアと魚の活用

観光集客エリアかつ食の発信地として地域一帯の整備

農業とのふれあい

産地としての豊かさや地域性をアピールする参加型の場の提供



支援事業者の 提案内容

- ① 4つの柱を活用したコンセプト
- ② ①に基づく具体事業と推進計画（スケジュール）
- ③ 推進組織の設置運営
- ④ 事業の実施
- ⑤ 周知・PR

GOAL

市内外で「美食のまち小田原」の好イメージ定着

観光客の増加と観光消費額の増額

民間事業者の連携促進

起業者等の誘致増加

市民の食生活の充実

(3) 小田原市の食の現状と課題 参考資料①SWOT分析

【強み】

立地環境

- ・都心からの距離。
- ・箱根の玄関口。
- ・交通の便が良い（新幹線、大都市圏・東京から日帰り可能）。
- ・ほどよく田舎で、住むのに便利。

【弱み】

飲食店

- ・若い人向けの店、若者が集まる店が少ない。コンテンツが面白い店が少ない。
- ・観光の目的地になる店が少ない。
- ・オシャレな店が少ない。おいしい店が少ない。
- ・ロケーションの良い場所に用途制限があり、いいロケーションやテラス席など特徴のあるお店が少ない。
- ・世界が目にする三つ星シェフなどのレストランが無い。
- ・飲食店の閉店時間が早い。日曜日が休みが多い。
- ・小田原駅から離れた街中の飲み屋が寂しい。

食材

- ・海や山との距離が近く、新鮮な食材（海産物や多様な近海物、玉ねぎや柑橘類等の農産物）が手に入る。
- ・市場があり漁港があり、新鮮な魚が手に入る。
- ・新鮮な野菜やフルーツある。

人材

- ・食関連事業において、情熱をもって食の魅力に真摯に向き合う人材。

イメージ・発信

- ・かまぼこ、梅干しのイメージしかない。魚のイメージしかない。
- ・PR力がない。
- ・「新しいもの」「流行」「トレンド」「トレンド」に疎い、古いイメージがある。
- ・B級グルメや小田原といえど〇〇という絶対的なものがない。
- ・食のイメージが固定化している。かまぼこのイメージが強すぎる。
- ・食のメインを決められない。食材豊富で選べない。統一的なイメージがない。
- ・ご当地グルメと言われるものがあるか否か不明。かまぼこ梅干しが思い浮かばない。
- ・新鮮な魚が食べられる店がわからない。
- ・食通と言われる（食を発信してもらえない）有名人がいない。
- ・何でも中途半端な感じ。
- ・トガル部分が必要だが、トガル部分が無い。

【機会】

- ・有名店があれば新幹線が停まる主要都市から富裕層がディナーにくる。
- ・歴史的資産の活用の可能性。
- ・美味しいのにまだまだ有名ではないものや店がある。
- ・食材はいろいろあるが関連性がない。それを上手くつなげること。
- ・移住増。
- ・テレワークの増加。
- ・起業チャンスがある。
- ・かまぼこからの脱出とかまぼこからの発展。

【脅威】

- ・水産業・農家の後継者不足、高齢化。
- ・かまぼこ、梅干し、干物に対する固定概念。
- ・何もしないこと。

(3) 小田原市の食の現状と課題 ― 参考資料②食の認知度について

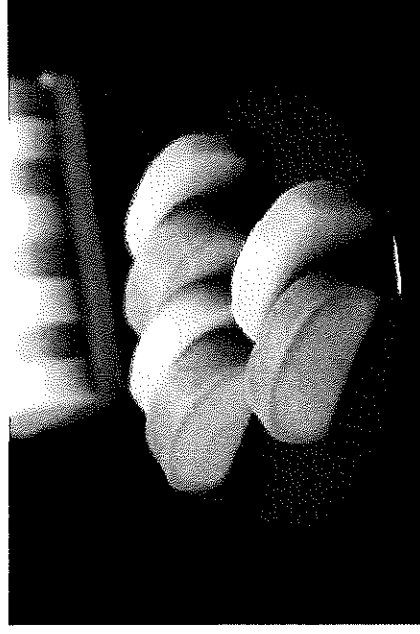
1. 「かまぼこ」「あじ」「しらす」「きんめ」など、小田原のイメージがそれらと強く結びついている。なかでも「かまぼこ」は特産地として全国的に有名。右は「小田原検索.COM独自調べ(2018年9月)」。

これによると、小田原のイメージ調査では「かまぼこ」が第1位、「海鮮系」が第3位、「小田原漁港」が第5位と、魚関連が圧倒的に小田原のイメージをけん引していることがわかる。

全国の小田原と言えば

1位	かまぼこ
2位	小田原城
3位	海鮮系
4位	観光地
5位	小田原漁港

※小田原検索.COM独自調べ2018年9月



第1位 かまぼこ

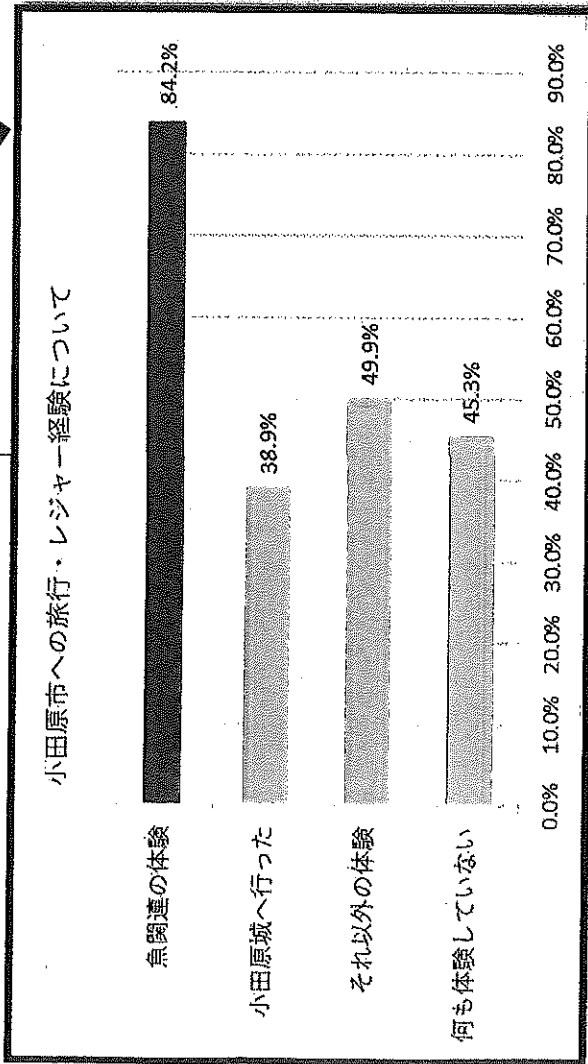
2. 主要グルメサイトを諸々調査した中で、例えば、「食べログ」サイトにて「この店に行くために小田原を訪れた」という店を「目的」というワードで口コミを検索を実施した(2022年4月調べ)。「ここに行くために小田原を訪れた」という検索からピックアップした店は、口コミ3.0以上で59店がリストアップできた(コーヒーチェーン、ファミレスチェーン店は除外)。その59店の中で、漁港、魚料理、魚加工品販売に類するところが24店あり、41%を占めた。

3. 2018年にじゃらんリサーチセンターが実施した「神奈川県小田原市『食』による観光振興に向けた水産資源の価値査定に係るGAP調査報告書」によると、小田原市への来訪目的の小田原市への旅行・レジャー経験について、84.2%が小田原において何かしら魚関係の場所や飲食、物販に関わっていることがわかる。(詳細は次ページ)

小田原の食の資産として認知度が大きく、集客源となっているのは、小田原漁港と魚関連飲食と販売(鮮魚、加工品)であることがわかる。

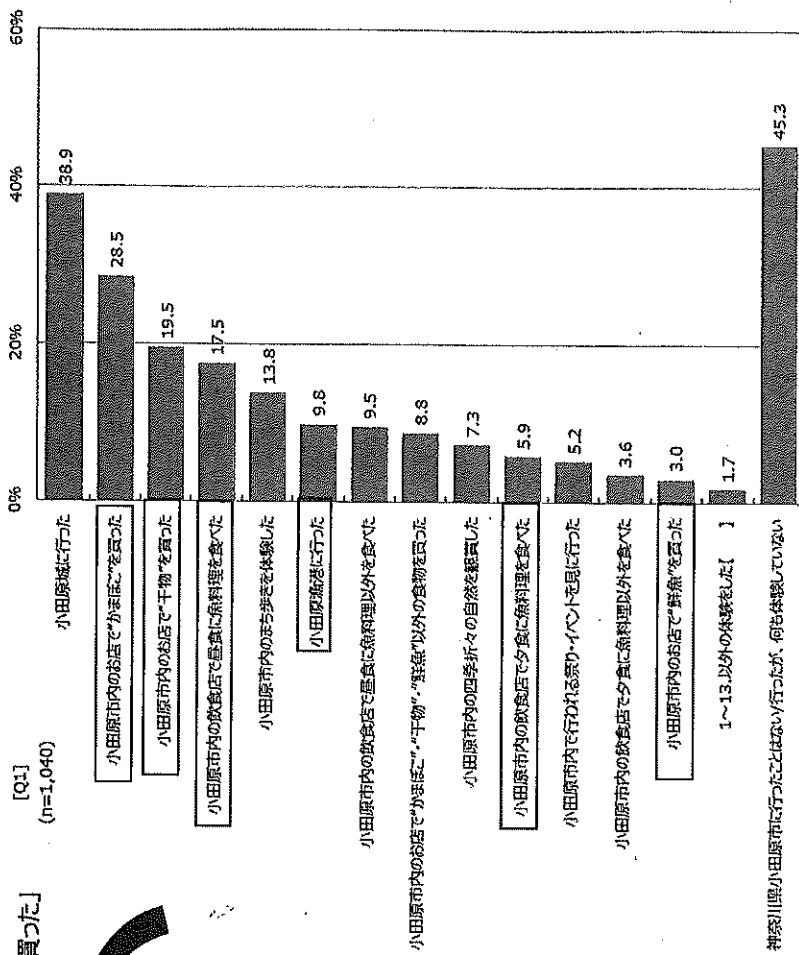
右グラフ(→)は、2018年にじゃらんリサーチセンターが実施した「神奈川県小田原市『食』による観光振興に向けた水産資源の価値査定に係るGAP調査報告書」。

魚関連の体験を足すと84.2%となる。



Q1. 小田原市への旅行・レジャー経験について

小田原市への旅行・レジャー経験については、「小田原城に行った」が 約39% で最も高く次いで「小田原市内のお店で“かまぼこ”を買った」約29% となっている。



(4) 企画提案に求める留意事項 ― (課題の抽出と解決策)

①圧倒的に注目されるものがなく、中途半端なものが多いことは否めない。

中途半端から脱却。注目度をひく高い完成度。他にはない圧倒的な魅力発信と好イメージづくり。

②範囲の広い食の世界において、すべてにおいて何かをしようと試みても上手くはいかないだろう。”圧倒的な何か”をつくり、発信力を最大値にするためには柱を据え、その柱をたたせていくこと。そしてそこから小田原市の食全体を底上げする。

選択と集中。集中するもの(こと)の明確化。

③現在の食のイメージ「かまぼこ」「海鮮丼系」には、強み(認知度が高い)と弱み(ありがち)の両面がある。
全く新しい小田原の食の魅力を導き出す方法を考える。

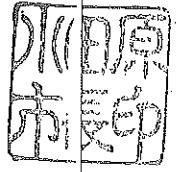
④小田原漁港と魚関連は、圧倒的に小田原の食のイメージ(観光場所、新鮮な魚)をけん引している。
この魅力度をもっと高め、もっと広く、もっと魅力的に発展させる。

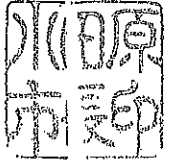
⑤梅、玉ねぎ、柑橘類等のさまざまな農産物に恵まれる小田原だが、漁業と農業を同じように打ち出してもどちらつかずになりかねない。

農においてはその強みを活かし、例えば、収穫体験や農業体験からの入口等をきっかけに、小田原市への訪問回数
が上がり、将来的には貸農園や移住など、小田原へのリピーターから定住へと結びつくような農ならではの参加型
の魅力造成をする。

⑥情熱をもつ、妥協のない食関連の人材とその人々の存在、知識や知恵、アイデアが活かされていない。

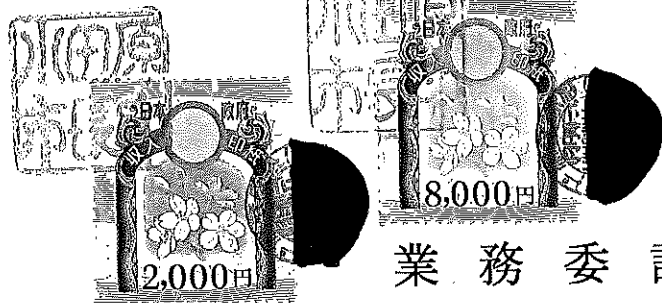
小田原の食に関わり市内外への周知・提供に尽力している事業者や人物に協力を求め、連携して新しい小田原の食を
つくる。小田原市の美食のまちづくりをけん引するインフルエンサーたちの力を結集する。





業務委託契約書





業務委託契約書

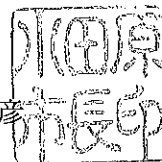
業 務 件 名	令和4年度 観光消費動向調査		
業 務 場 所	小田原市の指定する場所		
業 務 期 間	契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで		
契 約 金 額	9,900,000 円		
	うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額	900,000 円	
	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の 規定により算出したもので、契約金額に 10／110 を乗じて得た金額である。		
支 払 の 条 件	☐ 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり ☒ 無		
契 約 保 証 金	☐ 現 金 ☐ 有価証券	円 円	☐ 保険加入 ☒ 免 除

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年（2023年） 3月 22日

発注者 小田原市荻窪 300 番地
小田原市長 守屋 輝彦



受注者 東京都江東区豊洲二丁目2番31号5
三井住友カード株式会社
代表取締役社長 大西 幸彦



(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって定められた期間中誠実に作業を実施しなければならない。

(業務遂行の計画)

第2条 受注者は、仕様書に基づき作業の業務日程表を策定し、発注者に提出するものとする。
ただし、発注者より業務日程表の提出を必要としない指示があった場合は、この限りではない。

2 受注者は、業務日程表に基づき計画的に作業を行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第4条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、書面による発注者の承諾を得なければならない。

(業務用器材等の費用負担)

第5条 この業務の実施に要する備品及び材料は、受注者の負担とする。

2 発注者は、受注者がこの作業を実施するために必要な用水、電力等は無償で受注者に供給するものとする。

(業務の履行責任)

第6条 受注者が行う本契約業務履行に契約の内容に適合しないものがあつた場合は、受注者は直ちに完全な履行となるよう追完しなければならない。ただし、発注者の設備に受注者が予見できない不備欠陥があつたとき、又は発注者が提供した付属品等の不具合等受注者の責に基づかないときはこの限りではない。

(業務の変更、中止等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨時業務)

第8条 発注者は、仕様書に定められたもののほか、臨時に業務の必要が生じたときは、これを受注者に要求することができる。この場合、受注者は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

2 前項の規定により業務を実施する場合において相当の費用を要するときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第9条 受注者は、業務履行中、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 受注者は、前項の規定による臨機の措置を執ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。

(施設物品保全の義務)

第10条 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 受注者は、業務履行中発注者の建物、工作物、その他の物品に破損又は滅失の事実若しくはそのおそれのあることを発見したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(債務不履行)

第11条 受注者は、債務不履行のため発注者に損害を与えたときは、発注者の被った一切の損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(損害の賠償)

第12条 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 受注者は、この業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 受注者は、前2項に規定する事故が生じたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 受注者又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 受注者又はその使用人は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(業務の確認)

第15条 受注者は、業務が完了したときは、業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の届出があったときは、完了事実を確認するものとする。

(契約金の支払)

第16条 受注者は、前条による確認を得たときは、契約金の支払条件に基づき適法な手続に従って発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(物価の変動に基づく契約金額の変更)

第17条 発注者又は受注者は、契約期間内に材料価格又は労務賃金等の変動により契約金額が著しく不相当となったと認められるときは、相手方に対して書面をもって契約金額の変更を求めることができる。この場合は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。

(2) 業務が著しく遅延したとき。

(3) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(4) 業務内容が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させたとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催促をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 許可、免許、登録又は各種の資格が必要な業務について、当該許可、免許、登録又は各種の資格が、取り消され、又は抹消されたとき。

3 前2項の規定により契約を解除した場合、受注者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、発注者は、履行済みの部分について相当と認める金額を支払うものとする。

第19条 発注者は、公用又は公益のため、その他やむを得ない事由により契約を履行させることができないときは、この契約を解除することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の1以上減少したとき。

(2) 第7条の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の3分の1以上に達したとき。

3 第18条第4項及び前条第3項の規定は、前2項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等(以下本条及び次条において「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者又は役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)、

又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合には、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者に違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第22条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(相殺)

第23条 発注者は、受注者が発注者に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約に基づき受注者に支払うべき代金と相殺することができる。

(疑義等の解決)

第24条 この契約の履行に当たり疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ解決するものとする。

(その他の事項)

第25条 この契約書に定めるもののほか必要な事項については、小田原市契約規則(昭和39年小田原市規則第22号)及びその他関係法令の規定によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

別 添(14条関係) 特記事項

(総則)

第1条 受注者は、小田原市個人情報保護条例その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う場合は、個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

(報告等)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報の取扱いが必要になった場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、個人情報の適正な取扱いのため、以下に定める措置をとるほか、発注者の指示に従わなければならない。

(個人情報の保管)

第3条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人の権利利益の保護)

第5条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

令和4年度観光消費動向調査業務 委託仕様書

1 業務名

令和4年度観光消費動向調査業務

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務目的

観光誘客の増加に伴う市内経済の好循環化を目的とした「デジタル技術の活用による「食とポップカルチャー」を掛け合わせたデジタルグルメシティ魅力創造プロジェクト」において、当該事業の波及効果を検証するために行う初年度の消費動向の調査業務である。また、現状の消費動向の傾向を知り、当該事業をより効果的に行っていくための資料とする。

4 業務内容

(1) クレジットカード売上分析

小田原市を訪れる観光客等のクレジットカード売上について、次のとおり分析を実施する。

ア 対象期間

令和4年(2022年)1月～令和4年12月

イ 対象者

小田原市内のVJA加盟店において、VJAグループ各社が発行したクレジットカードで消費した観光客

ウ 分析内容

① 国内観光客の実態

② キャッシュレス環境の現状

- ・ VJA加盟店件数
- ・ 業種別VJA加盟店数シェア
- ・ 観光客消費総数

③ 属性別

- ・ 性別、年代別、居住地別の消費動向

④ 時系列別

- ・ 月別の消費動向
- ・ 年代別×月別の消費動向

⑤ 業種別

- ・ 業種別の全体消費動向
- ・ 食業種における消費動向
- ・ 年代別の消費業種動向

⑥ エリア別

- ・ エリア別の消費総数
- ・ エリア別の消費動向分析
- ・ エリア別×年代別消費動向
- ・ エリア別×業種別消費動向

⑦ 周遊動向

- ・ 小田原市来訪前後の消費エリア
- ・ 宿泊者の消費業種動向
- ・ 年代別の来訪パターンの分析

5 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令及び計画に準拠して実施すること。

6 受託者の義務

- (1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と詳細な協議を行い、委託者の承認後に業務を遂行すること。

なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足すること。

7 再委託等

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で委託者の承諾を得なければならない。

8 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。

9 秘密の遵守

受託者は、個人情報保護法を遵守し、委託者からの借用物、本業務の内容及び業務に係る資料を委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより、退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

10 成果品

業務委託報告書及び調査分析結果報告書をそれぞれ紙媒体で2部及び電子データで提出すること。

11 契約不適合責任

受託者は、本業務完了後であっても、成果品に契約内容に適合しないものが発見された場合には、受託者の負担にて修正等を行うこと。

12 著作権の譲渡等

受託者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡することとする。

13 成果品の二次利用

本業務による成果品の著作権は委託者に帰属するものとし、また、委託者は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。なお、関係機関の提供など二次的な利用についても可能とする。

14 業務の完了及び検査

受託者は、業務完了後、速やかに次の書類を提出し、委託者の検査を受けるが、加除訂

正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従うこと。

なお、加除訂正等にかかる費用は受託者の負担とする。

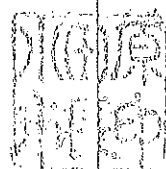
(ア) 業務委託完成届 (様式)

(イ) 業務実施工程表 (任意様式)

(ウ) その他発注者が指示するもの

15 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、委託者と受託者が協議のうえ、受託者は委託者の指示に従うこと。



おだわら市民学校（おだわら学講座）5期生の状況について

1. 年代別内訳

	人数	%
	43	100.0%
10代	1	2.3%
20代	1	2.3%
30代	5	11.6%
40代	5	11.6%
50代	6	14.0%
60代	15	34.9%
70代	10	23.3%
80代以上	0	0.0%

※男女比はほぼ同数

2. 居住地

	人数	%
	43	100.0%
市内	37	86.0%
市外	6	14.0%

3. 開講時活動状況

	人数	%
	43	100.0%
している	10	23.3%
していない	33	76.7%

性教育講演会の実施状況

(平成30年度)

中学校名	出席者	講演内容	所属・職種
城山	3年生	・ 思春期の自分の生き方（人生観、男女の性差、自他の命の尊厳等） ・ 若年層での性に関わる社会的課題や性感染症	小田原市立病院 助産師
白鷗	3年生 保護者	・ 思春期のこころとからだの理解を深め、今の自分との向き合い方 （性感染症を含め、若年層で起きている性の課題）	東京医療保健大学 医療保健学部 看護学科 准教授
白山	3年生 教員 保護者	・ 思春期の心と身体 ・ 若年層で起きている性に関する課題や、性感染症を含む問題	東京医療保健大学 医療保健学部 看護学科 准教授
城南	2年生 教員	・ 生命の大切さ、思春期との向き合い方 ・ 第二性徴に伴う心や体の変化、思いやり	やちよ助産院 助産師
鴨宮	3年生 教員 保護者	・ 心と体、命を大切にすること ・ 思春期の心と体の変化、思いやり ・ 若年層の性課題や性感染症	小田原市立病院 助産師
千代	3年生	・ 命の大切さや思春期の心の変容	小田原市立病院 助産師
国府津	2年生 教員 保護者	・ 思春期のこころとからだ ・ 性に関する課題 ・ 人との関係性	ヘルスプロモーション推進 センターオフィスいわむろ 泌尿器科医師
酒匂	2年生 教師	・ 男女の心の変化と思いやり ・ 生命の大切さ ・ 性感染症を含めた正しい知識 ・ 性的マイノリティーへの理解	元校長 （保健体育）
泉	2年生 保護者	・ 生命の大切さ ・ 10代で性交渉し妊娠した場合の生活 ・ 性感染症	小田原市立病院 産婦人科医師
橘	2年生 教員	・ 生命の大切さ ・ 望まない妊娠 ・ 性感染症とその予防	小田原市立病院 助産師
城北	3年生 教員	・ 男女の体の違い ・ 性感染症を含む中学生の性の問題 ・ L G B T	ヘルスプロモーション推進 センターオフィスいわむろ 泌尿器科医師

(令和元年度)

中学校名	出席者	講演内容	所属・職種
城山	3年生	・思春期のころとからだ ・思春期の自分とどう向き合うか ・自他の性を大切にする心の育成 ・性の課題や性感染症	小田原市立病院 助産師
白鷗	2年生 保護者	・思春期の心とからだ ・思春期の自分とどう向き合うか	小田原市立病院 産婦人科医師
白山	3年生 教員 保護者	・思春期とどう向き合うか ・思春期の心とからだ ・自分や他人の性をどう受け止めるか ・若年層の性の課題や性感染症 ・ライフプランと妊娠	ヘルスプロモーション推進 センターオフィスいわむろ 泌尿器科医師
城南	2年生 教員	・命の大切さ ・思春期との向き合い方 ・二次性徴に伴う心や体の変化と思いやり	小田原市立病院 助産師
鴨宮	3年生 教員 保護者	・命の大切さ ・望まない妊娠をしないために ・デートDV、ストーカー被害、リベンジポルノ ・性感染症の予防 ・性的マイノリティへの理解	小田原市立病院 助産師
千代	3年生 教員	・命の大切さ ・二次性徴に伴う心や体の変化と思いやり	国立国際医療研究センター 病院国際感染症センター 感染症対策専門職
国府津	2年生 教員 保護者	・思春期のころとからだ ・性に関する課題：性感染症、デートDV、性的マイノリティ ・人との関係性	ヘルスプロモーション推進 センターオフィスいわむろ 泌尿器科医師
酒匂	2年生 教員	・心・体・命の大切さ ・性的マイノリティ・性感染症 ・二次性徴に伴う心や体の変化と思いやり	国立国際医療研究センター 病院国際感染症センター 感染症対策専門職
泉	2年生 教員	・命の大切さと思いやり ・妊娠と出産 ・二次性徴に伴う心の変化	国立国際医療研究センター 病院国際感染症センター 感染症対策専門職
橘	2年生 教員	・命の大切さ ・性感染症の予防 ・望まない妊娠をしないために ・デートDV、SNSの危険性 ・性的マイノリティへの理解	ヘルスプロモーション推進 センターオフィスいわむろ 泌尿器科医師
城北	3年生 教員	・男女の違い ・性感染症	元校長 (保健体育)

(令和2年度)

中学校名	出席者	講演内容	所属・職種
城山	3年生 教員	・ 命の大切さ ・ SNSによるトラブル、デートDV ・ 男女間の恋愛から犯罪との境、ストーカー被害	小田原市立病院 助産師
白鷗	3年生 教員	・ 思春期の心とからだや命の大切さ ・ 男女の人間としてのつきあい方 ・ 性にかかわる社会的な課題	小田原市立病院 助産師
白山		新型コロナウイルス感染症により中止	
城南		新型コロナウイルス感染症により中止	
鴨宮	3年生 教員	・ 生命の大切さや思春期の心と体の変化 ・ デートDVや性同一性障害（性自認） ・ 妊娠や出産に伴う生活の変化とライフプラン	小田原市立病院 助産師
千代	3年生 教員	・ HIVやAIDS患者についてやその事例 ・ 性感染症の危険性 ・ 男女の心身の違い、男女の思いやり ・ LGBTについて	小田原市立病院 産婦人科医師
国府津	2年生 教員	・ 第二性徴に伴う心と体の変化と思いやり ・ 性感染症とその予防について ・ 性的マイノリティへの理解 ・ 自他を大切にすることを育てる	小田原市立病院 助産師
酒匂		新型コロナウイルス感染症により中止	
泉		新型コロナウイルス感染症により中止	
橘	2年生 教員	・ 第二性徴に伴う体の変化や妊娠出産 ・ 人への思いやりと命の大切	小田原市立病院 産婦人科医師
城北	3年生 教員	・ 思春期の心とからだ ・ 自分を大切にすることや相手を思いやる心 ・ 心、からだ、命を大切にすること ・ エイズについて	小田原市立病院 助産師

(令和3年度)

中学校	出席者	講演内容	所属・職種
城山	3年生 教員	・命の大切さ ・性感染症とその予防 ・10代の望まない妊娠等の事例 ・子宮頸がんの予防接種	小田原市立病院 産婦人科医師
白鷗	3年生 教員	・生命の大切さ ・思春期の心のと体、思いやり ・性感染症とその予防 ・妊娠と出産（望まない妊娠について）	小田原市立病院 助産師
白山	3年生 教員	・第2次性徴に伴う男女の変化（心・体） ・性感染症とその予防 ・性の多様化 ・妊娠と出産における10代のリスク等	小田原市立病院 助産師
城南	2年生 教員	・第2次性徴に伴う心と体の変化と思いやり ・思春期における性の不安や悩み ・男女交際 ・性の多様化 ・性感染症とその予防について	小田原市立病院 産婦人科医師
鴨宮	3年生 教員	・第2次性徴と身体の変化 ・性感染症とその予防 ・妊娠と出産 ・性の多様化 ・デートDV	小田原市立病院 助産師
千代	3年生 教員	・思春期の性 ・男女の違い ・望まない妊娠 ・性感染症 ・多様な性について ・異性との関わり思いやり ・デートDV、性暴力について	小田原市立病院 産婦人科医師
国府津	2年生 教員	・第2次性徴に伴う心と体の変化と思いやり ・性感染症とその予防について ・性の多様化とデートDV ・妊娠と出産	小田原市立病院 助産師
酒匂	2年生 教員	・第2次性徴に伴う心と体の変化と思いやり ・性感染症とその予防 ・妊娠と出産 ・性の多様化	小田原市立病院 助産師
泉	2年生	・第2次性徴に伴う心と体の変化と思いやり ・性感染症とその予防 ・妊娠と出産、性の多様化、デートDV	小田原市立病院 助産師
橘	2年生	・思春期の性について（性差） 男女理解 ・産婦人科に寄せられる相談事例・性感染症 ・多様な性（LGBT）について・望まない妊娠 ・デートDV、性暴力	小田原市立病院 助産師
城北	3年生 教員	・第2次性徴に伴う心と体の変化と思いやり	小田原市立病院 助産師

(令和4年度)

中学校名	出席者	講演内容	所属・職種
城山	3年生 教員	・命の大切さ ・性感染症とその予防 ・10代の望まない妊娠等の事例 ・子宮頸がんの予防接種 ・デートDV	小田原市立病院 産婦人科医師
白鷗	3年生 教員	・生命の大切さ ・思春期の心の変化と思いやり ・性感染症とその予防・妊娠と出産	小田原市立病院 助産師
白山	3年生 教員	・性感染症とその予防 ・性の多様化 ・緊急避妊薬について	小田原市立病院 助産師
城南	2年生 教員	・思春期における心の変化と思いやり ・性の不安や悩みと性の多様化 ・性感染症とその予防	浜町小児科医院 小児科医師
鴨宮	3年生 教員	・第2次性徴と身体の変化 ・性感染症とその予防 ・デートDV ・妊娠と出産 ・性の多様化	小田原市立病院 助産師
千代	3年生 教員	・思春期の性・望まない妊娠 ・性感染症・多様な性 ・臨床の現場から中学生へメッセージ	小田原市立病院 産婦人科医師
国府津	2年生 教員	・第2次性徴に伴う心と体の変化と思いやり ・性の多様化とデートDV ・SNSに関する性の問題（裸の写真をSNSにアップしてしまう、リベンジポルノ等の危険について）	小田原市立病院 助産師
酒匂	2年生 教員	・命の大切さ ・第2次性徴に伴う心と体の変化と思いやり ・デートDVや性的マイノリティ	小田原市立病院 助産師
泉	2年生 教員	・第2次性徴に伴う心と体の変化と思いやり ・性感染症とその予防 ・デートDV ・妊娠と出産 ・性の多様化	小田原市立病院 助産師
橘	2年生 教員	・思春期の性、多様な性 ・性感染症とその予防 ・デートDV、性暴力、SNS等	小田原市立病院 助産師
城北	3年生 教員	・思春期の性 ・望まない妊娠 ・性感染症とその予防 ・性の多様化 ・命の大切さ	小田原市立病院 産婦人科医師

決算特別委員会請求資料 45 高齢介護課

介護保険第 1 号被保険者数と要介護（要支援）認定者数の推移
（平成 30 年度から令和 4 年度）

	第 1 号被保険者数（人）	要介護（要支援）認定者数（人）
平成 30 年度末	56,466	9,459
令和元年度末	56,941	9,833
令和 2 年度末	57,103	9,920
令和 3 年度末	57,321	10,297
令和 4 年度末	57,268	10,314

※要介護（要支援）認定者数には第 2 号被保険者（40 歳～64 歳）を含む。

学校給食における地場産食材使用率（令和２年度から令和４年度）

（令和２年度）

区分	総合計	内訳					
		市内産		県内産 （市内産を除く）		その他	
青果	188,184kg	25,050kg	13.31%	17,558kg	9.33%	145,576kg	77.36%
卵	141kg	0kg	0.00%	65kg	46.10%	76kg	53.90%
豚肉	38,215kg	0kg	0.00%	19,415kg	50.80%	18,800kg	49.20%
鶏肉	28,499kg	0kg	0.00%	178kg	0.62%	28,321kg	99.38%
鮮魚	18,124kg	3,444kg	19.00%	23kg	0.13%	14,657kg	80.87%
練り製品	7,409kg	7,077kg	95.52%	29kg	0.39%	303kg	4.09%
豆腐	7,035kg	2,787kg	39.62%	898kg	12.76%	3,350kg	47.62%
合計	287,607kg	38,358kg	13.34%	38,166kg	13.27%	211,083kg	73.39%

(令和 3 年度)

区分	総合計	内訳					
		市内産		県内産 (市内産を除く)		その他	
青果	248,462kg	39,462kg	15.88%	54,354kg	21.88%	154,646kg	62.24%
卵	777kg	0kg	0.00%	122kg	15.70%	655kg	84.30%
豚肉	37,206kg	0kg	0.00%	19,080kg	51.28%	18,126kg	48.72%
鶏肉	35,860kg	0kg	0.00%	381kg	1.06%	35,479kg	98.94%
鮮魚	25,893kg	2,017kg	7.79%	4kg	0.02%	23,872kg	92.19%
練り製品	7,515kg	6,728kg	89.53%	160kg	2.13%	627kg	8.34%
豆腐	8,743kg	4,032kg	46.12%	2,796kg	31.98%	1,915kg	21.90%
合計	364,456kg	52,239kg	14.33%	76,897kg	21.10%	235,320kg	64.57%

(令和 4 年度)

区分	総合計	内訳					
		市内産		県内産 (市内産除く)		その他	
青果	236,782kg	29,890kg	12.62%	45,837kg	19.36%	161,055kg	68.02%
卵	82kg	0kg	0.00%	34kg	41.46%	48kg	58.54%
豚肉	28,975kg	0kg	0.00%	15,372kg	53.05%	13,603kg	46.95%
鶏肉	28,268kg	0kg	0.00%	12kg	0.04%	28,256kg	99.96%
鮮魚	23,517kg	2,038kg	8.67%	0kg	0.00%	21,479kg	91.33%
練り製品	6,160kg	5,931kg	96.28%	37kg	0.60%	192kg	3.12%
豆腐	6,323kg	2,896kg	45.80%	1,668kg	26.38%	1,759kg	27.82%
合計	330,107kg	40,755kg	12.35%	62,960kg	19.07%	226,392kg	68.58%

「美食のまち」づくりにおける
美食のまち小田原推進事業委託料の積算根拠

- 1 地方創生推進交付金の内示を受けた令和4年6月補正後の発注時における委託料の積算内訳

区 分	金 額（千円）
地域を巻き込んだ事業戦略会議の開催	7,230
機運醸成を高めるプロモーション	5,000
商品開発・改良及び販路拡大の支援	6,500
P R 施策及びw e b 環境等の発進情報の基盤整備	9,500
合 計	28,230

令和３年度及び令和４年度の放課後児童クラブにおける
放課後児童支援員等の配置状況

各年度４月１日時点

小学校名	令和３年度(人)	令和４年度(人)
三の丸	15	16
新玉	4	5
足柄	9	10
芦子	9	11
大窪	6	6
早川	5	6
山王	7	6
久野	9	9
富水	12	15
町田	8	7
下府中	6	7
桜井	14	16
千代	11	19
下曽我	4	5
国府津	17	18
酒匂	8	9
曽我	5	6
東富水	6	10
前羽	4	7
下中	5	7
矢作	9	11
報徳	6	11
豊川	11	11
富士見	12	12
合計	202	240

介護保険に係る第 1 号被保険者の保険料基準月額及び基金取崩額・残高の推移

①第 1 号被保険者の保険料基準月額の推移

期（年度）	金額
第 1 期（平成 12 年度～平成 14 年度）	2,842 円
第 2 期（平成 15 年度～平成 17 年度）	2,953 円
第 3 期（平成 18 年度～平成 20 年度）	3,600 円
第 4 期（平成 21 年度～平成 23 年度）	3,530 円
第 5 期（平成 24 年度～平成 26 年度）	4,090 円
第 6 期（平成 27 年度～平成 29 年度）	5,060 円
第 7 期（平成 30 年度～令和 2 年度）	5,060 円
第 8 期（令和 3 年度～令和 5 年度）	5,060 円

②基金取崩額と残高の推移

期（年度）	取崩総額	期末残高
第 1 期（平成 12 年度～平成 14 年度）	41,479,000 円	488,470,795 円
第 2 期（平成 15 年度～平成 17 年度）	30,000,000 円	587,937,986 円
第 3 期（平成 18 年度～平成 20 年度）	0 円	899,642,129 円
第 4 期（平成 21 年度～平成 23 年度）	324,346,844 円	738,038,753 円
第 5 期（平成 24 年度～平成 26 年度）	411,240,742 円	326,798,011 円
第 6 期（平成 27 年度～平成 29 年度）	0 円	862,907,011 円
第 7 期（平成 30 年度～令和 2 年度）	0 円	1,211,888,011 円
第 8 期（令和 3 年度～令和 5 年度）※	347,320,114 円	864,567,897 円

※第 8 期は計画年度途中のため、令和 4 年度までの金額。